

朱にても、紋を可^キ出^ス事。

一 鍵、竹にても木にてもくるしからず、二間よりみじかき者見にくく候、二重しでを可^レ付候事。

一 萬一先年之帳面に、不足之仔細有^レ之者、早早其道理を可^キ申上^ル事。

以上



此書によりて、仁杉伊賀守の蹟は、臆に知ることを得れども、委しきは、與力仁杉五郎右衛門に就いて問ふべくもや。駿河記の著者は、判形の庚寅を、天正十八年と推考せり。而して動物の頭は、小田原侯の、虎印と見えたり。

普天吞佐和尚

大雲寺

深澤八郎右衛門

普天吞佐和尚は、また深澤村深澤山大雲寺にも住して、其の四世に列せしが、此寺由緒ある寺にて、天正元年示寂したる、開山我州文伊和尚と、開基深澤院殿大安錢雲大禪定門との事蹟は、此の地方の、昔を語るに似たるものあり。深澤院殿は法諡にして、俗稱は深澤八郎右衛門と稱せり。大雲寺、往古は眞言宗にて元龜寺と號し、一旦廢寺となりしを、我州文伊和尚再興して、禪宗に轉じ、寺號を我州寺と呼ぶ。其後、深澤氏開基檀主となりて、再び大雲寺と稱す。深澤氏は、當村の開發人なり。故に其の稱號を以て、村名に負はす。此人、後に伊豆國に渡つて、又一村を開發して、同じく深澤村と呼ぶ。其處にても深澤氏の靈をあがめ、深澤明神と齋祀ると云ふ。今此地にては、深澤の屋敷跡に祠を建て、毎年二月十五日、其靈を祭祀す。其屋

深澤堰

白氣起

敷跡を、堀之内と云ひ、四方一丈許の土手と、馬場の跡等は、今に猶ほ存す。此地開發のはじめ、用水として、富士山の麓より、堰を掘つて水を引きしが、後世深澤堰と稱するもの即ち是なり。深澤氏の子孫、今は江戸麻生にありて、旗本なりと云ふ。(駿河記)

◇八年正月、西南方にあたり、白氣起る。○二月、幕府令して、寺院造營の制を定む。

覺

寺院造營の法

- 一 梁行京間三間を限べし、但、桁行は、心次第たるべし。
- 一 佛檀津の屋、京間三間四方を限るべし。
- 一 四方しころ庇、京間壹間半を限るべし。
- 一 小棟作たるべし、ひぢ木作りより上の結構、無用たるべし。
- 右、堂舎・客殿・方丈・庫裏、其外何にても、此定より外、梁間廣く不可^レ作、若廣く可^レ作仔細有^レ之ば、

寛文八年二月日

各浦の高札規定

○三月三日、幕府令して、各浦建つる所の高札、製作の様式を規定せらる。曰く、各浦高札、是より先は、上品の木材を用ゆるといへども、こたびは、雜木を用べし。其地所は、野づら、石垣もて築きもし、石にて便りよからぬ地は、芝土居たるべし。其地にありあふ木もて、雨覆をすべし。年月を経て、札の文字見えわかざるに至らば、地頭・代官のもとにうたへ、私領は、地頭より改め建べし。

事

蹟

公料は、代官より、勘定頭に伺ひて、指揮を得べし。(徳川實記)

貿易の禁制品

○八日、我國より外國へ輸出し、及び、外國より輸入する物品を類別して、禁制を施行せらる。

一自今以後、唐より、日本へ相渡すべからざる物の品品、藥種の外、植物の類、生類、小間物の道具、金糸、藥種にならざる唐木・珊瑚珠・たんから・丹土・阿蘭陀曲物、總じて甌び物、次に、唐草・ひよんかけ、衣類にならざる結構なる織物の類。

一重ねて、日本へ渡すべき物の品品、羅紗・羅背板・猩猩絨、是等なり。

一日本より唐へ渡すべからざる物は、絹・紬・綿・織木綿・繰綿・布・染物の類なり。酒・油は、船中にて、入用ほどは苦しからず、外は無用なり。(玉露叢)

衣食住の制

○十四日、幕府、令を郷村に達し、神祭葬禮より始めて、能及び相撲の見物、或は衣服食物等に至るまで、悉く分を守り、節約に従ふべき旨を諭さしむ。

覺

一從レ此以前、被レ仰出候御制法之通、在所所之輩、奢たる儀不仕、農業專に致、進退持立樣に、常常心掛、諸事無油斷、勵可申事。

一庄屋・惣百姓共に、自今以後、不應其身一家作仕るべからず。

但、道筋之町屋・人宿仕所は可爲格別事。

一百姓之衣類、從前前如御法度、庄屋は、妻子共に、絹・紬・布・木綿。脇百姓は、布・木綿之外不可着

レ之、あり・帶等にも、絹紬不可致レ之、庄屋・惣百姓、男女共に、衣類、紫・紅に染べからず。此外は、何色に成とも、構なしに染可申事。

一百姓の食物、常常雜穀を用ゆべし。米は、猥に不食様に可仕事。

一名主・惣百姓、男女共に、乗物一切可爲停止事。

一勸進能・相撲等之見物之類、在所所に、一切不可留置事。

一神事・祭禮、或葬禮・年忌之佛事、或は婚禮諸事之祝儀等至迄、百姓不似合結構仲間敷事。

右之趣、堅相守候様、庄屋精精入念、常常相改可申付之、違背仕者於有レ之は、庄屋・五人組より、其所之奉行・代官、急度可申達之、若隱置、脇より令露顯ば、庄屋・五人組迄、可被レ行曲事。

寛文八年申三月日

是より、民庶は衣食住共に制限ありて、自由ならずなりぬ。

夜着

蒲團

因云、後世夜の物に、夜著といふものあれども、之は、慶長・元和の頃を始とし、其の以前は、小寢巻とて、常の衣服の、少し大なるを下に巻き、其上に蒲團をかけたるものにて、上流の人も同じことなりき。(近代世事談) 元文中、京師の畫工の筆に成る、京師の刊本に載する、夜著の圖を見るに、後世、江戸に用ひる所と異ならざれば、當時は、東西共に用ひたるべけれども、西は漸く廢りて、三州以西、京阪は、襟・袖ある夜著といふ物は用ひず、大蒲團のみを用ひ、遠州以东のみ、夜著を用ひる風となれり。夜著は、襟・袖あり、形、衣服に似て、濶く大なり。蓋し袖は、長け一尺五寸にし、衣服より大なること二三寸。其他、表は衣服の如く、總長けも、四尺未滿なれども、裏は、表より長く裁つこと二尺許り、裾を表へ折返して一尺となし、表ともに五尺とす。又、袖裏も一幅半を用ひ、裏袖の表より、濶きこと

事蹟

遠州以东は夜着

三四寸、襟も、表は四尺餘なれども、總長は六尺餘にし、幅も、衣服より廣くす。其の掛襟を掛くるは、汚れたる時、これのみを洗ふが爲なり。敷蒲團は、東西共に同じく、表小に裏大に、額仕立にするを常とす。夜著には、菊・唐草模様普通なれども、江戸吉原遊女の夜著、蒲團は、表、天鷲絨を專とし、羅紗・緞子もあれども、裏は必ず緋縮緬なり、敷蒲團は、妓の上中下により、三・二・一枚の別あれども、周を天鵝絨に、中は、表裏とも緋縮緬の額仕立なり。但し、京・阪は、太夫と雖も、縮緬・絹の類なり。

帶刀禁止

と、守貞漫稿等に見えたり。○十五日、幕府令して、町人等の帶刀を禁ず。町人の面、御扶持人たりとも、刀を帶すること、彌、固く無用たるべきなり。但し、御許の輩は、制外となす。(玉露叢)

正源寺

○四月廿九日、遠州周智郡氣田村、龍雲山正源寺主、悉山遠和尚寂す。和尚は、此寺の中興開山なり。(掛川志稿)○七月十四日、米・豆等の價、騰貴したるに依り、各驛の人馬賃錢に割増あり、例せば、江戸より品川

目安裏書の制

まで、一駄三十二文、輕尻は三十文、人足は廿五文たるべしといふが如し。○廿二日、目安裏書の制を定められしが、箱根を限りて内外に分ち、關外の地は、寺社奉行目安裏書をすべし。關内の地は、勘定頭裏書すべし。關外たりとも、公料の地は、勘定頭裏書して、其旨寺社奉行に報すべしとなり。而して此令は、後世なかく、目安裏判の定例となりしものなり。○八月六日、遠江の代官、宮崎三左衛門病で死す。上納の負債あるに依て、長子・次子共に大名預となる。○駿河國駿東郡は、昔より灌漑の便を缺き、動もすれば旱魃の害を被り、農業甚だしく振はざりしが、此頃、同郡深良村里正に、大庭源之丞といふ者あり、常に深く之を

遠州代官宮崎駿東郡用水

大庭源之丞

憂ひ、如何にもして此害を除かんと、計畫すること爰に數年、遂に箱根山蘆湖の疏水を策しけるが、近年に至て、其按成就しければ、四方を奔走して、金主を求めしに、此比に至て四人の出資を得たりければ、源之丞大に悦び、因て直ちに着手し、此月より工を起し、兼て定むる所の按に従ひ、箱根山麓を開鑿し、以て墜道を通ぜんとす。其法、一方は、湖水を距ること、四十六間の處より掘り、一方は、山後の下口より、疏鑿するに在りしが、後四年を経、寛文十一年四月廿五日、土木全く竣工し、始めて水路を通じたり。此工、凡そ金八千兩を費ししが、其の償却法としては、以後七年間、灌田一段ごとに、上米一斗五升を出だし、以て

蘆湖疏水

金主に納むるものとし、又、用水管理法としては、彼の七年間、資金償却の後、代官所より、水配役二人を命ずることとせり。然るに、後、安永年間よりは、此法を改正し、用水關係の村落、廿九村を分ちて三とし、上郷十一村、中郷九村、下郷九村となし、每郷配水役二人を置くこととなりぬ。凡そ駿東郡の地、多く米穀を産し、今に至て、尙ほ收穫の他に勝りて多きは、一に源之丞の功に依るものと稱せざるべからず。

湖水掘貫穴、深良より二里、奥山箱根山下を掘通す。寛文十一年辛亥五月四日より、水少し下る。箱根山下、長七百二十間、高壹丈貳尺、幅壹丈、湖水を引取り、深良より、新宿・伏見に至る迄、二十九箇村の水田に灌ぐ。奇異の穴なり。漕田甚だ廣し。同十二年壬子五月廿八日より、大水下る。領主稻葉美濃守内、小山源兵衛と云ふ者、茶畑村に居て、普請す。仍て今も、小田原領主、水の支配するなり。(駿河記)

神津嶋流人

○十月十四日、大田原山城守高清の舊臣大田原主水、並に其子二人、豆州神津嶋に配流せらる。元來主水が舊邑は、公儀より賜はりし所なるを以て、屢、朝見に列すべきよしをいふと雖も、未だ曾て其實あらず。又、

府に到ると雖も、曾て一度も、老臣の邸を訪ふことなかりしに、近來處士となつて後、再び舊領を回復せんと訴ふる所ありければ、幕府は、今更斯ることを訴ふるは、いと僻事にして、且つ、故備前守政信の、大阪・駿府の番に在り、工役の命を蒙りし時も、家士と同じく、勤め來し例もあれば、其の訴訟は、裁許に及ぶべからずとなして採用せず。加之、主水は、故備前守政清と、養子の契約ありと稱すれども、年月に齟齬あれば信じがたく、また初には、山城守高清の家士等に、若し姦曲の事あれば、注記して上呈せんと言ひながら、後には注記する能はずとて、其事を果さざる等、前後の言語舉措、總て一定せざればとて、終に此に及べるなりといふ。大田原高清は、下野國大田原城主にして、采邑一萬千五百石を領せらる。(徳川實記) ○播州本徳寺執事苗村市之亟・湯瀬十右衛門等、伊豆國神津嶋に配流せらる。初め西本願寺門跡の甥にして、本徳寺の住職となりし者あり。近頃遷化して後、後嗣の幼弱に乗じ、此輩姦計を運らし、窃に寺寶を竊取り、其事の露顯せんことを恐れ、西本願寺をすてて、東門跡に屬せんと欲し、已に其意を内通する所ありしに、端なくも西本願寺の知る所となり、其の訴へに因りて、此に至れるなり。本徳寺は、播州龜山に在り。(徳川實記) ○廿六日、幕府、奉書を守隨彦三郎に與へ、秤座製の、秤の使用區域を定めて達せらる。令に曰く、

覺

- 東海道十五ヶ國 伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・安房・上總・下總・常陸。
- 東山道八ヶ國 近江・美濃・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽。
- 北陸道七ヶ國 若狹・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡。

神津嶋流人

秤座

山陰道之内

丹波・丹後・但馬。

右合、三十三ヶ國。

右三十三ヶ國、可レ用ニ守隨彦三郎秤之旨、去明曆元年被レ仰ニ付之ニ畢、彌、相ニ守其趣、不レ可ニ違背、若於ニ別人之秤用者、速可レ被レ處ニ嚴科ニ者也。

寛文八年十月廿六日

(教令類纂・慶祿記)

守隨秤座

此の奉書は、酒井・稻葉・久世・土屋・板倉等連署なり。而して是と同時に、神谷善四郎にも奉書を下し、關西三十三ヶ國に、壹岐・對馬を加へて、三十五ヶ國の秤座とし、他の秤を用ゐることならしむ。守隨は、代代、駿府七軒町に、出張所を設け、手代河瀬といふ者ここに住し、府内の秤業に従事せり。(守隨家記) 幕府は、斯く三十三ヶ國の權衡を掌る任務を、守隨一人に委したる上は、亦これが管理として、時時役人を派して、其の實行を査檢せざるべからざるに至れりしが、公料の地以外は、此事容易に行はるべくも見えざりき。因て幕府は、屢制を下して、右秤を隠し用ゐ、偽秤を作るを禁じ、又、秤座役人の巡廻には、傳馬を發する便さへ與へたれども、尙ほ普くは行はれざりき。此に於て、秤座は遂に自ら按じて、各地出張所、或は秤座役所てふものを設置し、土着の人を選びて、假りの秤座役人となし、且つ、其の土地の領主に、冥加金を納むること爲ししが、是より、事はなだらかに行はるるに至れりとぞ。蓋し諸侯領主は、何とはなしに、幕府の命を受けたる、秤座役人の、己が領内に出入するを好まず、また、傳馬徵發の煩を厭ひたるに、之に代ふるに、自己が領内の者を以てしたれば、却て之を喜びたればなるべし。○伊豆國、及び關東八州の、

紺屋税法

紺屋藍瓶役を、先規に従ひ、土屋五郎左衛門に命ぜらる。其の税法は、令に依て知るべし。

事蹟

武藏・相模・伊豆・上野・下野・安房・上總・下總・常陸、此九ヶ國紺屋藍瓶役事、任天正廿年二月初日、紺屋頭五郎右衛門頂戴之御朱印之旨、城付領地除之、其外、藍瓶一に付米一斗づつ、雖令收納來、當時依レ爲ニ米高直、自今以後は、相定鳥目二百文づつ、但、江戸町中、并下總之内佐倉領所、配分國役頭土屋五郎右衛門其外於ニ右之國國、藍瓶役、五郎右衛門可進退、江戸近邊三里之内は、毎年十一月中、役鳥目五郎右衛門方へ致シ持參、可收納、若於ニ難澁之族ニは、速達ニ奉行所、可請ニ其旨者也。

寛文八戊申年十月廿六日

内膳 正板倉 (以下三人略)

雑税

田畑の年貢の外に納むる、所謂雑税の名目の、江戸時代でありしものは、悉く挙げ難きも、一二を數へて見む。凡そ田畑より納むる年貢を、本途といひ、又物成といふに對し、此の紺屋税の如きものを、小年貢といふ意にて、小物成といひしが、江戸時代には、此の雑税多くありしなり、即ち野錢・山錢・林永等の類にして、又或は、小物成の一種なりといふ説もあれども、浮役といふものもありしなり。即ち此にいふ紺屋役の如し。また漁獵役といふもありき。池・川・海税の類をいふ。小物成とは、知行を渡す時、物成詰として、米なれば、壹石を高貳石に、永なれば、壹貫文を高五石替に、若し、上方筋の如く、銀なれば六十目、鏝なれば四貫文を五石に當て、高に結ぶ定法にして、浮役は、何役何永、何分一、何運上、冥加永などいひて、郷帳外書に、載するもあり載せざるもあり。又、年貢を限るもあり、限らざるもあり、また増減するもあり。畢竟するに、古の租・庸・調税法の、調に相當する雑税の謂なれば、前時代にも、世に行はれたるは勿論なれども、其の徴收には、緩嚴の別ありしは免れざりしなるべし。されば駿河國新風土記にも、

小物成

今川氏・武田氏の古文書を見るに、百姓の賦役一にあらす。亂世のさま、苛政にくるしみし事、思ひやるべし。其の一二をいふに、棟別役、點役課役、押立人足役、陣夫、竹木見切商賣役、木綿役、連尺役、四分一人足役、普請役、魚座役、荷物役、澁柿役、綿役、舟役、酒役、傳馬役、胡麻油役、挽駒役等の名、其外にもくさぐさ見えたり。鹽畑役、人質役、其の中にも棟別、課役、押立人足には、ことにくるしみし事の多かりし故にや、此役を免除する事を云へるもの多し。點役一に轉役、又天役とも書けるものあり、いかなる役を云るにや。

といへりけり。想ふに、江戸時代の雑税も、多くは前時代を襲踏したるうへに、新按を加へたるものなるべし。今其の概略を數ふれば、

御料三役

- 御料三役 一、御料所村村、御傳馬宿入用米、高百石に付、米六升づつ納む、金納なり。
 - 二、六尺給米、高百石に付、米貳斗づつ納む、金納又は米納。
 - 三、御臺所入用、高百石に付、銀拾五匁、關東は永二百五拾文づつ納む。
- 此三役、公料より私領に轉する時は、天役、糠藁代と改めて納む。(地方凡例錄)

人足役錢。高口役錢三拾文宛。車力役錢三拾文宛。日雇月切、駕籠昇同前等。(皇曆集成絲綸錄) 金山運上。桶砥石山運上。池役、池運上。鹽濱運上。一反に付、上永五百文、中三百五十文、下貳百文位。大工役。桶樽役。鍛冶役。硯師役。石屋役。紺屋役。紙漉運上。網役。鳥取役。鳥札運上。高網役驚運上。鯨分一金。小漁運上。築運上。鐵砲運上。炭竈役。河岸役。米商稅。帆別運上。川船役。水車運上。問屋運上。兩替

傳馬調

商運上。天秤料。藏敷商運上。紙商運上。酒運上。醬油稅。油稅。旅人宿運上。貿易商運上。見來れば、雜稅も些細に渉れるもの如し。あはれ虎の數の多きかな。○此月、道中奉行高木伊勢守、觸書を、東海道各宿驛に發し、人馬の員數、助郷の勤務狀況等を、悉に調査して上らしむ。先に寛文五年の頃、東海道宿驛の人馬賃錢に、割増の沙汰ありたれども、未だ以て之を救ふに足らざりけん、道中の宿驛年年に疲弊し、困窮日に募り、宿馬月に減じければ、茲年七月十四日發布せられたる、人馬賃錢の割増率を、實施せんが爲の調なるべし。觸書の趣に曰く、

近年傳馬宿宿、繼馬滯、往還之面面、人之迷惑之由、相聞え候に付、宿助郷不埒無之様勤方之儀、並此、已前馬數多有之候時之員數、且年年減少仕、今程有之候、馬數・人員數書付、可ニ差出候。云云

遠州濱松宿は、この觸書を受けて後、傳馬歩役の者等、相集て相議し、調書を製して進達せしが、其の大意にいふあり、曰く、

濱松驛傳馬

濱松往還、役町之儀は、道中宿宿に相替り、古ノ御傳馬方に馬百疋、歩役方に駄賃傳馬五拾五疋、人足百二十八人、兩所之馬數、合百五拾五疋にて御座候。御傳馬方百疋を以、不斷之御傳馬、其上、手明き人足を付、殊に上廿日、駄賃役も相勤申候、歩役方之馬は、下十日之駄賃役、并御繼飛脚、其外、一切之人足役之分、不斷相勤申候、然共、從御公儀様方、被爲成御救候御恩之分は、余宿並に百疋分致三頂戴、内證に而兩役へ分け取申御事。

一、歩役方百廿八人之者共、右之通諸事人足役相勤、殊更十日之駄賃馬役を相勤、一方ならず候に付、前

前古來之役人共致勤方、家を明け候もの數多御座候故、殘る者共、彌御役しげく難儀仕候に付、近年は、新規之者共を取立、役人之都合に仕置候、就之、御役難勤、家を可明體に見え候者共は、前廉ノ役人中間にて、何角と介抱の都合し、人數に仕立候間、連に一同之よりに罷成、迷惑仕候御事。

御傳馬百疋之増減

- 一 九年前、子年之有馬、拾五疋
- 一 丑年有馬、七拾三疋 同年暮、拜借望を以、馬買立申候。
- 一 寅年有馬、六拾八疋 同年、退轉馬九疋。
- 一 卯年有馬、五拾九疋 同年、退轉馬五疋。
- 一 辰年有馬、五拾四疋 同年、退轉馬拾七疋。
- 一 巳年有馬、三拾七疋 同年霜月、駄賃御増被下、馬買立中。
- 一 午年有馬、七拾壹疋 同年、退轉馬貳疋。
- 一 未年有馬、六拾九疋 同年、退轉馬拾貳疋。
- 一 年退轉馬四拾參疋、残り五拾七疋。

歩役方馬五拾五疋之増減

- 一 九年前、子年有馬廿五疋、 同年暮、拜借望を以、馬買立中。
- 一 丑年有馬、四拾疋 同年退轉馬貳疋。

一寅年有馬、三拾八疋 同年、退轉馬貳疋。
 一卯年有馬、三拾六疋 同年、退轉馬三疋。
 一辰年有馬、三拾三疋 同年、退轉馬八疋。
 一巳年有馬、二拾五疋 同年霜月、駄賃錢御増被_レ下、馬買立中。
 一午年有馬、三拾五疋 同年、退轉馬三疋。
 一未年有馬、三拾貳疋 同年、退轉馬八疋。
 一申年退轉馬三拾壹疋、残り廿四疋。
 傳馬并歩役方、退轉馬七拾四疋、有馬八拾壹疋。

人馬一日に夫食飼料之覺

一七拾六文 荊豆四連。 大豆壹升五合。
 一四拾六文 こぬか四升。 一拾 文 五握 五把。
 一貳 文 あらぬか。 一拾八文 杓六足。
 一廿四文 薪。 一六拾五文 馬方飯米給分共。
 合三百拾九文。

一濱松より舞坂迄、駄賃錢八拾三文、一日に、貳度付候へ者百七拾文取、右差引、百四拾五文損分。
 一同、見付へ百五拾八文、一日に、壹度付け、右差引、百五拾七文損料、若又、濱松より見付之間に而、

荷物付替、舞坂迄参り候節は、貳百四拾五文取、差引七拾文損分。

濱松は、此他宿方の利害につき、詳細陳述する所ありしが、悉く擧ぐるに違あらず、濱松宿書上げ書の一部を参照して、其概を知らんとす。

云云、已前より、天龍川舟場悪敷、度度損馬等出來仕、且近年諸色高直に成、役人共、名敷之田地等無_レ之御座候に付、夫食・飼料共に、諸色買上、其上、近頃は、馬金も高直に相成、旁、仕合を以、馬持續難_ニ相成_レ由、然共年來御厚恩を蒙り、并御城主様御救等を以取續、大切に御用相勤、近在馬手合之儀、常常計ひ仕、御用無_ニ御差支_ニ様に仕、且又、別、而御通行多き時節は、濱松御領分より、人馬入次第被_レ仰付_ニ罷出候に付、往還滞候儀無_ニ御座_ニ候由、但、右之通りに御座候へ共、宿馬退轉之儀は、年來久敷事にて、此節之事にあらすと相見え申、此節者、近在之出馬多御座候に付、役人共相働申候へ者、御定之馬數は、都合仕候儀と奉_レ存候。

一同年、從_ニ
 御公儀様、道中宿並、御米拜借被_レ爲_ニ 仰付_ニ御傳馬方へ五百俵、歩役へ貳百俵宛之御書、被_レ爲_ニ下置_ニ候處、御傳馬方、米五百俵之内、先規之通り、歩役五拾五疋之馬之方へ、三ツ一ツ頂戴可_レ仕と申候へ共、其時之御城主、太田備中守様御役人中、御了簡に難_ニ相成_ニ被_レ思召_ニ、埒明不_レ申候に付、御傳馬并に歩役之者共江戸表へ罷下、御訴訟申上、御傳馬方之者と、及_ニ對決_ニ候上可_レ被_レ爲_ニ 聞召届、自今以後、兩方無_ニ甲乙_ニ、人馬役共共同等に可_ニ相勤_ニ段被_レ仰付_ニ、右之御拜借米も、歩役・御傳馬方、半分づつ割賦可_レ致

城主と宿との訴訟

事蹟

候段被_レ爲_ニ仰付_一當年より、五町同役に相成申候。

御證文之寫

當春、東海道傳馬宿へ、拜借米就_レ被_レ爲_ニ仰付_一傳馬役へ五百俵、歩役へ貳百俵、合七百俵宛、一宿へ請取可_レ申旨、何方へも申觸候、同事に濱松へも觸候處に、濱松町之儀は、傳馬役之者は、御傳馬百疋之御役相勤、人足役は別人共相勤之、此人足役勤候衆中に、馬五拾五疋所持仕、駄賃を取り、往還之荷物運送之御用相達に付、以前より、傳馬役之御救物、何れも三つに割り、一つ分歩役相勤候者共、五拾五疋之馬之方へ請取之由、今度江戸へ來り訴_レ之候、餘方に、替人足役之内に、五拾疋餘之駄賃馬所持仕之由、於_レ然は、自今以後は、只今迄百疋傳馬役之者、五拾五疋之駄賃馬持申者も同事に、御傳馬并に駄賃荷物共に、百五拾五疋にて相勤、人足役も、右百五拾五疋之馬役之衆中、年中同等に可_レ相勤候、向後百五拾五疋之外にも、傳馬人足共に可_レ相勤と申もの有_レ之ば相加へ、兩様共に、御役儀無_レ滯_リ様可_レ相勤候、當春拜借七百俵之御米、三百五拾俵づつ、等分に双方へ配分可_レ仕候。年年被_レ下候、傳馬人足役之御扶持方米も、右之役人中無_レ高下同事に割_リ請_ニ取_一之可_レ申者也。

高伊勢 松 猪右衛門、岡出雲、坂大隅、か、甲斐、小、山城、遠、甲

濱松町

傳馬役
人足役中

五町同役に相成候に付、當年より御役定之覺

- 一 御傳馬并に手脇人足、荷付・荷下し、萬見歩役。
- 一 一切之駄賃馬、但、御觸狀往還之衆、宿宿にて送り物。
- 右、月半分宛、馬役番にて相勤可_レ申候。
- 一 御朱印人足、并賃人足、但、夜番小あるき共に。
- 右も月半分宛、相勤可_レ申候。

- 一 御繼飛脚は十五日づつ、但、三十人之外は、兩所より立合、相勤可_レ申候。御狀箱に相添へ参り候御觸狀、何にても、其飛脚にて指越可_レ申候。
- 一 諸事御迎は、兩間屋立合可_レ申候。
- 一 往還御傳馬人足に付、六ヶ敷事出來候はば、何方へ御詫に參候共、造用之分看切に遣_レ可_レ申候。
- 一 御上使様、御目付様、其外侍宿之造作、兩所より出し可_レ申候。
- 一 御達は、宮様、御公家様、御門跡様之節、人馬賄、兩所役人衆立合可_レ申候、其外、一度に、傳馬五拾疋餘参り候はば、兩所より相勤可_レ申候。

右之通り御役分け、五町庄屋、町中之者共立合、相談仕、相勤申候以上。

申 十月

五町庄屋共連印

(濱松宿御役町由來記)

御役割之覺

事 蹟

傳馬役割

御傳馬 百五十五疋
人足 百貳拾八人

内

二丁方	三分七厘五毛	傳馬町御役門	七拾五軒
五分組	壹分貳厘五毛	鹽町同	貳拾五軒
三丁方	三分一	肴町御役門	四拾九軒
五分組	三分一	田町同斷	五拾貳軒
	三分一	旅籠町同斷	二拾七軒

此書は、天明頃のものなれども、記述する事實は、萬治・寛文頃の事なり。而して高割を定め、半月交替に、問屋當番を勤むるも、役高割の二丁方にて五分、三丁方にて五分と分れしも、皆な此頃より始まりたるものにて、且つ、其の町町に依て、役高に不同あるも、此の高割より分れたるを知るべきなり。(濱松宿御役町由來記)

傳馬被弊

熱、按ずるに、萬治より、此の寛文にかけては、世上漸く金錢を増加せしかば、諸物價追追に高騰し、規定の賃錢にては、飼料夫食も十分ならず、日日損銀を生ずるやうになりければ、屢、賃錢割増等を令せられ、且つ、拜借救助等も達せられしが其效なく、宿馬は、唯、次第に退轉の一途あるのみなりき。されば濱松宿の如きも、規定の馬數百五拾五疋は、凡そ其半を減じ、僅に八拾壹疋を數ふるに過ぎざるに至れるなり。而

羽車社
羽衣社

して今年、拜借米割賦につき、訴訟を生ぜし際も、御傳馬并に歩役方の駄賃馬、合して百五拾五疋、一同御傳馬役可ニ相勤と命ぜられはしつれ、此の如く馬疋退轉の時なれば、到底實數の百五拾五疋を充實すべきにあらず。唯、昔より所持の規定數を列記せしに過ぎざれば、實數は之に及ばざること、遂に遠かりきといふ。(濱松宿御役町由來記) ○此歲、駿河國有度郡三保村の、羽車磯田社焼け、古來傳ふる所の社記、悉く燼灰となつて残る所なし。此社は、御穂神の離宮にして、古は本社を距ること數十町、外濱の海邊に在りしが、後世、暴波しばしば起て、社壇を崩潰し、名にし負ふ羽衣松も、奪ひ去らるるに及で、本社近傍に遷座し奉り、神祠も、波に風に、損はれ易きを防がんとて、石造に改めしが今の社にて、本社御穂神社の南、六町餘の海濱に在るなり。一に之を羽衣社と稱するは、羽車社の轉訛したるものといふ。(社記)

神社考云、三保松原者、在駿河國有度郡有度濱、北有富士山、南有大洋海、久能嶮、於西清見關、田子浦在其前、松樹爲林蒼翠不知其幾千萬株也、殆非凡境、誠天女海童之所遊息也、案風土記、古老傳言、昔有神女、自天降來、曝羽衣於松枝、漁人拾得而見之、其輕軟不可言也、所謂六珠衣乎、織女織中物乎、神女乞之、漁人不與、神女欲上天、而無羽衣、於是、遂與漁人爲夫婦、蓋不得已也、其後、一旦女取羽衣乘雲而去、其漁人亦登仙。云云

東遊曲

古の羽車社のありし所は、所謂天女の降りて、歌舞せしと傳ふる土地にして、其の歌舞を野叟の見て、學び傳へしといふは、即ち東遊曲なり。

むかし、駿河國の有度濱に神女あまくだりて舞ひしなうつして、今の世には、するが舞とて、東遊にするなり。(童蒙抄)

事

蹟

駿河舞

東遊とは、駿河舞のことにして、駿河舞に、永子駿河舞といふものあるは、諸舞の謂なり。故に永子ばかりをば、片舞と稱し、歌も、諸舞の時は、初より之を謡へども、片舞の時は、第三句より謡ふを常とし、又、拍調子みな吹くときは、大調子といふを、片舞の時は、小調子というて、拍調子の奥を吹くものなるが、其の吹くにも亦、吹くやうありとか。

うとはまのあまのはごろもまれにきてふりけんそでやけふのはふりこ

(能因法師後遊)

稻川太夫

世に傳ふ、昔、稻川太夫といふ人、天人の、濱松の下に、樂をしらべて舞ひけるを見て、まなび舞ひけり。又、人の見るを見て、鳥のごとく飛んで、雲に入る。其跡に、一ツの面影を落せり。太夫取て、家の寶物とす。依て、其寺(久能寺)に舞樂を調べて、法會を施行す。其の太夫が子孫、舞人の氏とす。此濱を過ぐれば、松に雅吟あつて、波に鼓あり。天人の樂、今聞くに似たり。(東路鹽土傳)

袖ふりし天津乙女が羽衣の面影にたつ跡のしら波

長 唄

天女、羽衣の説に就いては、古來種種に傳ふるものありと雖も、素より何れを實と定むべきにあらず。又、強ひて定むる必要もあらざるべきか。

天女の説

光海翁曰、古傳、三保浦の、天女羽衣の事は、内裏の官女、流浪して此處に來りしに、處の者に裝束を奪はれ、二度内裏へ、立歸べき様もなしとて、泣哀みけるに、浦人、此に盜まれし裝束を、松に掛置あるをとりて、官女に言へらく、官女ならば、内裏の節會の舞を、まひて見せたまはば、裝束を取返して與ふべしと云ふに、官女喜びて、舞をまひ、裝束を取返したりと云ふことあり。此の事實を、諸物にあやしく取なし、又、佛を混じて天女とし、迦陵頻伽等を附會するものなり。すべて、天女とあるは、禁中官女の事なり。淨見原天皇、吉野瀧宮に坐して、日暮れ方に、琴を彈

じ給ふ時、向ひの山の峯より、雲立のぼり、天女現れ出で、御琴の調に合せて舞をまひ、五度袖を翻ししより、五節の舞といふことも起り、其時、御製に、「少女子が少女さびすもから玉を、袂にまきて乙女さびすも」と、詠せさせ給ふこと、本朝月令にあり。此天女といふも、官女のことなりといへるも、識者の秘傳なり。又、遍昭が「天津風雲のかよひち吹とちよ、少女の姿しほし止めむ」と詠じけるも、五節の舞媛を、かく詠じたるにて考ふべし。又、伯梁と云名も、唐人の如くなる名なり。是は、雄畧記に、伯梁といふ史首ありて、河内國豊田の陵にて、土馬に乗りし故事あり、三保も野馬の在處なれば、伯梁の奏に云なして、伯梁とは云乎。史首には、唐人の子孫多し、故に附會する乎。云云或曰く、此歌は風俗歌なり。此の風俗歌は、養老元年に始るよし、續日本紀に見えたり。また、梁塵秘抄には、駿河歌・駿河舞歌として載するものあり。其歌を見るに、云く、

駿河なる宇度濱に打よする波は、奈奈久佐乃妹古止古會與之安倍留時以左左者寝なんと、斯くばかり古くよりいへることを、一向に、猿樂の謡曲に出でしを、始とするのみ思へるあるは、

僻事なるべし。云云 (梁塵秘抄)

嘗て烏丸光廣卿の三保松原を詠める歌あり。

世にしらぬながめなればや天人のあまくだりにし三保の松原

凡そ世に稱せらるる、謡曲の羽衣も、此等の縁起を謡ひたるものなるべし、事長ければ、悉くは載せがたけれども、其の發端を見るに、

風早の、三保の浦曲を漕ぐ船の、浦人騒ぐ浪路かな。

萬里の高山に、雲忽ち起り、一樓の明月に、雨はじめて晴れり。げに、のどかなる時しもや、春のけし

き松原の浪立ちつづく朝霞、月ものこりの天の原、及びなき身のながめにも、心そらなる景色かな。心そらなる景色かな。

風向ふ、雲の浮浪たつと見て、雲の浮波たつと見て、釣せで人やかへるらん。待てしばし、春ならば、吹くものどけき朝風の、松は常盤の聲ぞかし、浪は音なき朝なぎに、釣人多き小舟かな。釣人おほき小舟かな。

春光悠悠たる三保の景色、諦ひ得て妙なり。

われ三保の松原にাগり、浦のけしきをながむところに、虚空に花ふり、音楽きこえ、靈香四方に薫す。これただごとと思はぬところに、これなる松に、うつくしき衣かかれり。よりてみれば、色香たへにして、常の衣にあらず。いかさま取りてかへり、古き人にも見せ、家の寶となさばやと存候。

なうその衣は、こなたのにて候、何にしにめされて候ぞ。これはひろひたる衣にて候程に、取りて歸り候ふよ。

それは天人の羽衣とて、たやすく、人間に與ふべきものにあらず、本のごとくに置きたまへ。

そも此衣の御ぬしとは、さては天人にたましますかや。さもあらば、末世の奇特にとどめおき、國の寶となすべきなり。衣をかへす事あるまじ。

羽衣の由來明に、天人の哀は、目のあたり見る如くなり。

春霞たなびきにけり、久かたの月の桂も花やさく、げに花かづら、春のしるしかや、おもしろや、天なら

で、ここも妙なり天津風、雲の通ひ路吹きとちよ、乙女の姿しばし留りて、此の松原の、春のいろを三保が崎、月清見瀉、富士の雪、いづれか春のあけぼの、たぐひ浪も松風も、のどかなる浦のありさま、そのうへ天地は、何を隔てん玉垣の、内外の神の御末にて、月も曇らぬ日の本や。

君が代は、天の羽衣まれに來て、撫づとも盡きぬ巖ぞと、聞くも妙なり東歌、聲そへて、かすかすの笙・笛・琴・篳篥・孤雲の外に満ち満ちて、落日の紅は、蘇命路の山をうつつして、緑は浪に浮嶋が、拂ふ嵐に花ふりて、げに雪をめぐらす白雲の、袖ぞ妙なる。

あるひは天つ御空の緑の衣、又は春立つ霞の衣、色香も妙なり乙女の裳、左右左右颯颯の、花を頭挿の天の羽衣、なびくもかへすも舞の袖。

東遊の駿河舞、如何に優美なりけん、斯くて、天人の歌舞も、人間の世に傳はりけるが、若し我が三保の景色なかりせば、天樂は、今も聞くことなからましと思へば、益、天に恵まれし我が國民の、大なる幸福を喜ばざるべからず。

時うつつて、天の羽衣浦風に、たなびきたなびく三保の松原、浮嶋が雲の足高山や、富士の高嶺、かすかになりて、天つみそらの、霞にまぎれて失せにけり。

有度濱
天女は失すとも、失せぬものは三保の松原、有度濱の景色、羽衣の松の色も常盤に、天女の俤は残りける。抑、有度濱とは何處なるらん。

三穂神社

自、久能浦、至、御穂吳服神社之前、都、行程七里、曰、有度濱、云云（有度濱風土記）

事

蹟

とあれば、暫く之に據るべきか。○羽車社の本社、三穗神社も、嘗て同時に災に罹り、徳川家康の造營に依りて、美麗なりし社殿も、一朝にして灰燼に歸したれば、人みな惜めども甲斐なく、爾後、纔に二間四方許なる假の本社と、三間四方許なる拜殿とのみの小社となれりしが、此宮はもと國の三宮と稱し、式内に列し、祭神御穂津彦・御穂津姫の二神、出雲國三保崎より遷座し給ひしゆゑ、此所をも亦三穗といふとぞ聞えたる。(社記)

一説、美髯ミヒゲ廟ミヤ在美髯洲ミヒゲノシマ、祀大己貴尊オホニギハヤヒノミコ、廟庭有枯樟カキノキ、其根化石イハノネ、而旁生芽藥アヲノクサ。(駿河府志)

尾州亞相義直郷、三保の祭神の事、尋問せらる。三保の明神は、仲哀天皇なりと申す。「神書を考ふるに、三穗津姫なるべし。高産靈尊の御女にて、大己貴命に嫁したまはんとて、天上より下したまへば、名詮相かなひ、天の羽衣かけほす天女の、天降りしたる物語是なめり」と、神主に申せば、何とは知らず、わが父、大宮の神主より傳へたる、縁起一卷には、仲哀天皇たるよしつたへたり。いかさま此國には、日本武尊を祀り申すところ多ければ、その御子にて、天下治めたまふ天皇なりしかば、祀り申す因縁もあるべしと。云云 (東行記録)

日本武尊

古へ、日本武尊、勅を奉じて東征し給ふとき、始めて官幣を供し、圭田五百畝を獻ぜし所にして、瀬織戸邑・矢部村・興津郷・盧崎郷は所謂圭田なり。又、古歌に云ふあり、曰く、

船人もはやぬさまつれ風早の三保の磯山花ざかりかも

三穗筒粥

此宮の神職は、大織冠鎌足九代の孫、太田出羽守より相續し、子孫絶えず今日に至りければ、其の行ふ所の神事、悉く古風を存して失はず。正月十五日、筒粥の神事あるも其一なり。筒粥は、大釜に粥を煮、五穀、その他、蕪・芋・大根等、種種の名を、各別別に記したる、數多の竹筒を釜に投じ、彼の粥と共に煮ることにて、一定の時を経て後、彼の竹筒を出だし檢するに、或は筒中に、粥の充滿するものあり、或は七分、或

は五分を充たすものあり、また或は毫も入らざるものあり。以て其年の、穀果の豊凶を卜するなり。乃ち其の充滿せるは、豊作の兆にして、空虚なるは、皆無の兆とするなり。

望年

提醒紀談云、田家には、毎年正月十五日に、米占・管試といふ占求をもて、今年又は來る年の、農稼を決ることにて、その占の違はざるも、亦奇といふべし。故に田家にては、正月十五日を、望年と稱へて、歳旦よりも大切に祝ひ賀びて、親子兄弟一所に會集ひて、嫁せし婦まで、親省がてらに來て、さて門戸を杜ぎ、他の客を謝めて物忌し、田神を祭り、稻・粟・菽・麥を始として、一切の種子を、大釜に入て粥とし、節をとほしたる竹筒數を造り、その筒毎に、衆穀の目じるしを、あるひは刻み、あるひは書し、粥の中に投入し、これを爨煮ること、よく沸らして、その竹筒を取あげ見るに、筒の内に、おのおの衆穀の入ると入らざると、一釜に填實ミチシムと、しからざると、あるひは某の稻滿るは、某の稻の有年なり、某の粟の滿るは、某の粟の有年と知り、又、申なるは中年、無は無年と知り、衆穀みな充實は、五穀の豊年と知りて、後、戸戸のおの占を相訪ひて、酒食を造りて、秋の物成を祝ひ禱るなり。又、風神の祭に、柏流しといふことあり。その柏、豊年は浮みながれ、凶年は沈みかへる。これは四月・七月あることと見えたり。古歌にも、

思ふあまりみつの柏子問ふことの沈むに浮くは涙なりけり

年華

といへる、これなり。戒菴漫筆に、東入ム豆門ム十萬家、家家爆シ穀ツ年華ツとあり。此の年華トひは、上元正月十五日の夜になすことぞ、唐土にも、年の豊凶を占ふこと多し。今の清の世にては、正月七日より十日までを、人穀豆綿と配當して、その日天氣和清なれば、その歳豊熟なるよしへり。吾邦の古も、大歳の夜、ながみ草摘むとて、高き屋にのぼせて、簀笠かささまに着なして、明の年の運を見るとかや、古歌に、

ことだまのおぼつかなきにをかみすと梢ながらに年を越すかな

岡見

とよめり。十二月晦日、岡に登り、我が兩足の問より、居地の氣を觀て、明年の吉凶を知る。これを岡見といへり。吉

凶の氣を、ことだまといふなり。又、正月元日、雨氣なく、曉の雲ほのぼのと明わたり、紫だちたる雲・霞・終日うちなびきて閑なるは、かならずその年がうのよろしき瑞なりとす。云云

神馬

又此處は、古より野馬あり、皆な栗毛にて、常に七八疋は居るといふ。正月十六日、近郷の諸部落より、馬を曳き來て賽するに、馬の神前に至るもの、悉く首を垂れて、臥するは奇と謂ふべし。而して此他、五・九兩月の十五日にも、馬を曳き至て參拜するに、此時は又更に勇躍すること甚だしく、病馬も此野に放てば、忽ち健足となるといふも亦奇ならずや。凡そ此宮の神祭は、漁獵の鮮魚海菜を供し、祝詞を奏上し、拍手禮拜し、節朔の神供を奉るにも、専ら唯一宗源の古風を守り、神宮之に當り、毫も浮屠氏をして之に關せざらしむれば、佛事を修め、經を誦する等のことあるなし。而して毎歲、霜月中の申の日の神事には、神主・社人等、衣冠を正して拜殿に出仕し、二行に列座し、末座に笛太鼓を置き、乙女二人、左右に鈴扇を持出で、拜殿の正中に坐す。神主・社人等、同音に神樂歌を誦ひ、笛を吹き、太鼓をうちならせば、乙女子等二人、左右に入りがひに舞ふなり。神樂歌に曰、

有度濱に天の羽衣ヨウ、むかしきてむかしきて、ふりけん袖はけふのみ子ヨウ。

千早振神の命のヨウ、むかしよりむかしより、めでたきかた神のみかぐらヨウ。

ふる事をはじむるけふヨウ、風かよひ風かよひ、花の匂ひぞめでたかりけむヨウ。

榊葉に木綿しでつけてヨウ、たまゆらのたまゆらの、あくまはよらでヨウめでたかりける。

鶴龜の、ふみならしたる岩なれば岩なれば、惡魔はよらでヨウ、とみのいりますヨウ神のいひますヨウ。

神祭

此歌唄ひ終り、乙女の舞果てぬれば、各拜殿を退きて、舞臺に移り、社人等劍を抜き、打振つて舞ひ、あるは神幣を振り立て舞ふなり。又、毎年五月五日・九月十六日の神事には、拜殿の前なる、舞臺の正面に、横に三筋繩を引きて、數數の漁りたる海魚を、其繩に、繩もて結付け備へて、神祭を修行する事もありといふ。

三保松原の
一文字石



三保松原一文字石

○三保松原中に、古來一文字石と稱し、石質青く、石面に自から一文字の斑を印する、小石を産する所あり、其の書體も、おのづから篆・眞・草・八分の體を備へたり。造化の妙技、思議すべかすといふべくや。但し、信濃の岐蘇山にも、同斑の石を産する所あり、全く三保の産に同じといふ。(柳菴隨筆以字篇)

そも此の三保松原は、古今内外の人口に膾炙

せる、風景佳絶の地なり。嘗て、東海道名所圖繪の著者は、其書に記して曰く、

夫、此三穂松原は、吾孀路において、名だたる勝地にして、古人の秀詠多し。久能、宇度濱より、東に連りたる出崎なり。其間一里餘にして、洲濱の長きあり短きあり、廣きあり狭きあり、中は、數百千の松の緑こまやかに、枝葉潮風に吹たはめられ、高きあり低きあり、直なるあり曲れるあり、其氣色窈窕として、三千の美人紅粉を粧ふて、一度に笑るが如し。迺に東北の方を見渡せば、名にしおふ富士の高根、愛鷹の翠巒、前には、浮嶋ヶ原・吉原・蒲原の驛、薩埵山・興津川の流れ、清見が關・清見寺の鐘の聲は、悠揚として、月に清み霜に訝たり。田子の浦端を漕舟は、松の梢を走る

三保松原
勝景

かと疑はる。北には、清水の湊賑しく、入船あり出船あり、漁の家軒をならべて、魚賣る聲聳し。南は、滄海洋洋として、大鵬三千里の羽をうつつ趣あり。荒磯浪に、青藻刈るわらは、鮑取る海士、潮くむ賤女、みな世をわたる業くれのさまさま、いづれかあはれならざるはなし。洲濱の中に字あり、渡瀬濱・八ッ頭の洲崎・戌亥尻・宇津久呂・貝嶋など呼ぶ、其中央に、三穂神社立給ふ。社頭は神さびて、鳧鐘の銘は羅山子の書れしとかや、羽衣の濱には、羽衣の松・磯田祠あり、いと物閑なる海邊なり。神社の什寶に、天羽衣とて、羅の長絹なるものあり、天人より傳りしとかや。漁夫より、天人に羽衣を戻し、かはりに、霓裳羽衣の曲を舞はし、七寶充滿の寶を降らしたると謠へば、ここにあるべきにもあらず。總じて、此松原は、廣く隴隴として、紀の岩代の結び松に倣うて、枝を撓めて結びたるも多かりき。いかなる祈願ぞや。おぼつかなし。此松の下には、茅薄生繁て松露多く、又、肉菰容もありとかや。むかしは、此松原に野馬あり、今も其例遺りて、正・五・九月の十五日には、近郷の馬、多く神前に繋ぐなり。抑も、此勝地は、むかしより風流の名どころにして、士峯を畫けば、三保の松原を圖するなり。然れば、三國の名山に、相對の名勝なるべし。

日本三絶
景

と、以て三保松原の勝景を知るべきなり。繪畫に一派の名を成したる、雪舟等楊和尚は、備中赤濱の人に於て、清見寺四世を繼ぎ、永正三年、八十七歳にして、示寂せし僧なるが、嘗て寛正の頃、明國に渡り、彼の國人の需に應じ、富士・三穂・清見の三景を畫きて、三絶と稱したることは、彼の僧本傳にも見えれば、遍く人の知る所なるべし。僧萬里また詠あり。

題便面富士并序

清見寺前迺三保浦、而有天女掛羽衣之松、見富士之佳境、郭熙盧鴻筆端、縱有造外之妙、無變及之也。

聚二十乾坤雲、築爲富士峯、會吾鞍上見、今獨扇中逢、
色、早午猶晚、形、春夏摠冬、飛禽鳴細告、浦有掛衣松。(梅花無盡藏)

慈酬寺

○遠州城東郡川村庄、慈酬寺に鰐口を掲ぐ。但し、今は慈酬寺といふ寺なし。因て想ふに、潮海寺道の寶藏坊といふ所に、昔寺ありて、慈照寺と呼べりと傳ふれば、或は、字音近きに因て、轉訛したるにあらざるか。

遠江順禮
札所
石上村

隕石棺

而して慈照寺も、今は廢せられて、其の本尊觀音菩薩のみ存し、西方村瀧の谷に安置し、其堂を觀音堂と呼び、遠江順禮二十七番の札所となれり。(掛川志稿) ○城東郡石上村を改めて、石神村と稱す。石神村は、東深谷の下に在り、相傳ふ、在昔、天より石棺の墜つることあり、石上と倉澤との間なる、落居澤といふ所に止まりしが、遂に倉澤の有とぞなれりける。初め、石棺の墜つるや、天地闇黒なりければ、石棺の止まる所より、下を暗澤と名け、上を石上と名けしなりと。又、其の石棺中より出でたりとて、今も倉澤村に藏する石あり、大さ家鴨の卵ばかりにて、石膚の美しきこと玉の如くなり。又、落居澤といふ地名も、墜棺に因める名なるべきか。元來墜棺といふこと、事實あり得べきことか、頗る疑ふべきことにて、彼の倉澤村は、今も上に棚田多き所にして、高原の下なれば、其の原上を過ぐる人馬の響にて、土崩れ石落つることありといふに因て考ふれば、天より石棺墜ちたりといふも、或は暴風雨晦冥の夜に、原上の古墳など崩潰し、石棺露出して、遂に墜落したるものにあらざるかといふ者あり。(掛川志稿) ○駿州元吉原を改めて、鈴川と稱す。此地、昔時、三股淵に、生贄の祭行はれし頃、其料に充てられし所なりとて、蛇兔・鈴兔といふ地ありければ、之に因みて斯くは名けしとぞ。(駿河記) ◆九年二月六日、長田六左衛門に、三百俵を加増し、駿府横内加番

清瀧寺

を命ぜらる。是れ猪子左太夫の後を襲ぎし者なり。○三月五日、遠州二俣村清瀧寺に、新規の朱印を賜ふ。

文錢

(玉露叢) ○五月十一日、新錢を、大名諸士に賣與し、日を定めて之を受取らしむ。謂ゆる文錢これなり。文

八丈嶋代官

錢の世に行はるる此に始まる。○廿九日、八丈嶋代官谷庄兵衛、連りに書を上て、職を辭せんと請ふ。因て其請を聽許し、三嶋代官伊奈兵右衛門忠易に命じ、其の手代を遣はし、八丈嶋の支配をなさしむ。(豆州志稿・玉露叢)

駿府城交代

○七月廿一日、駿府城代松平丹後守、請うて職を辭す。(玉露叢) ○廿七日、松平左近大夫乘眞、駿府城代を命ぜらる。依て二千石の加増あり、都合五千石となる。(玉露叢) 此時の加増地は、庵原・有渡の内にて賜はりしが、同時に舊領地をも、庵原・安倍の二郡内に移されしといふ。○八月四日、此頃、富士郡黒田村の農夫に、金左衛門といふ者あり、星山村向山のこめ野に入り、秣草刈りしに、星山村の秣刈等、怒り争ひたる末、遂に金左衛門を打殺しける。是に於て、忽ち大紛擾を惹起しけるが、大宮町平等寺住職某、青柳町七右衛門等二人中裁して、纔に和談整ふを得たり。因て、二人連署の扱書を、星山村年寄役に送つて、後證とす。

秣刈夫殺

一右、是は星山分向山之内、こめのへふみこみ、草かり申に付、打合、黒田村金左衛門と申者、相はて申に付、拙僧扱、爲菩提、金小判五兩請取、黒田村金左衛門居跡方へ相渡し、濟申候。此上は、自今以後、互に申分御座有間敷候、爲後日仍如件。

扱申手形之事

寛文九年とリノ八月四日

大雨風

○九月廿八日、諸國大風雨、洪水あり。禾穀を害すること甚だ多し。因て幕府令を下し、酒造を減せしめ、

酒造を減す
煙草作を禁す

又、煙草を本田畠に作ることを禁す。當時、此の如く、酒を減じ煙草を禁する所以は主として、經濟上の利害に基くものにして、後世の如く、養生上の利害よりいふにあらず。然れども亦其の養生上の利害論も、未だ全く無きにはあらず、而して或は大に利ありと稱する者もあるなり。春齋の文に云、

烟酒之行(ヘルムコト) 既五十餘年、蓄麩之行(ヘルムコト) 殆三十年、共是雖益(ニシテモ) 於人、亦無害者必矣。蓄麩可(ケレバ) 以救饑、烟酒可(ケレバ) 以消食、小皿之草、一管之烟、不可(レ) 爲毒、大器之堆、十椀之食、恐有(ケレバ) 脾胃之煩、取捨以爲如何。

辛丑孟冬

戲答惡烟酒一文

(替解文集)

代官宮崎

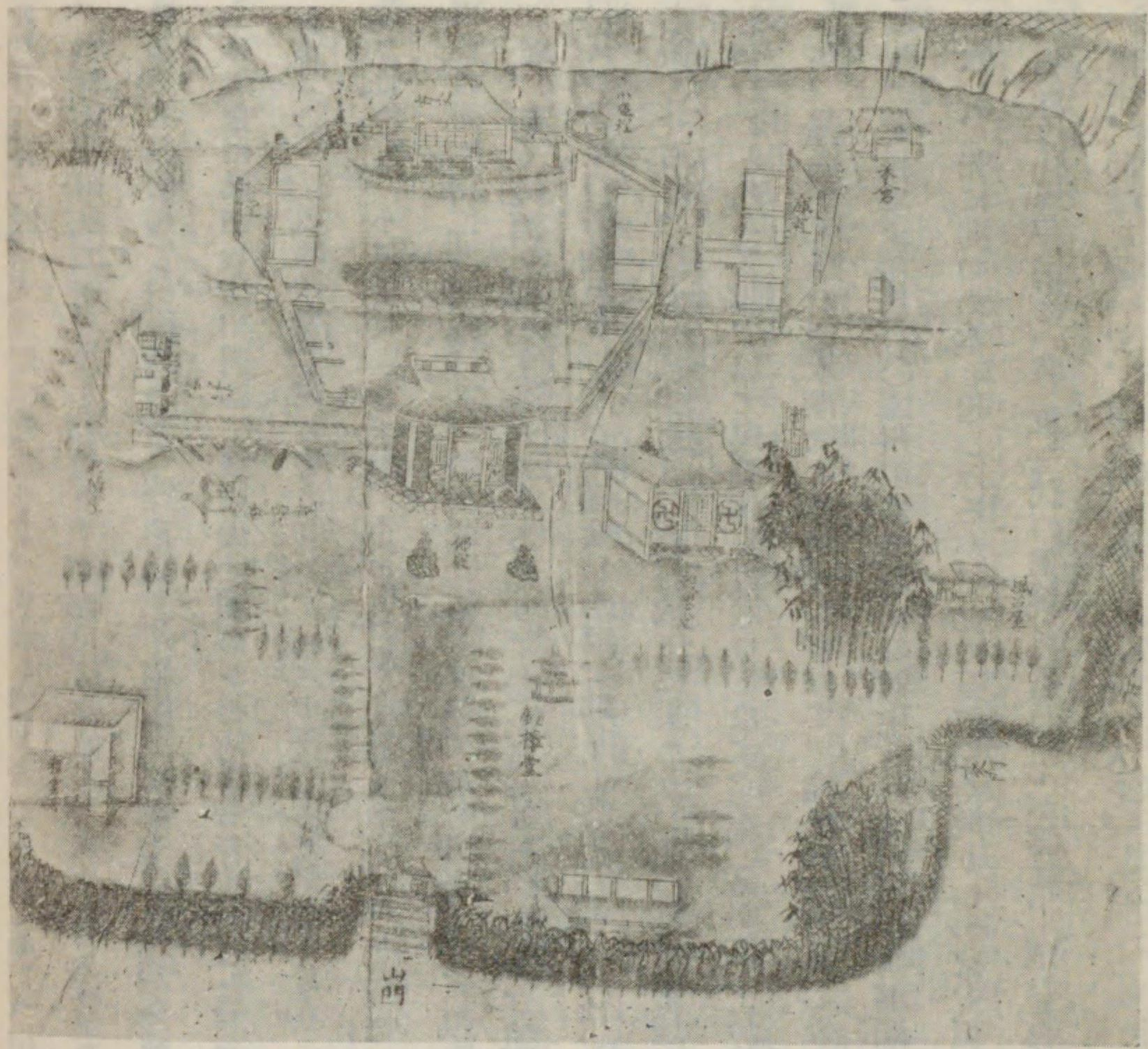
世には、斯く煙酒を稱美する人もあるなり。○十月廿九日、先に、遠・信二國の代官、宮崎三左衛門歿して後、其の貢租の引負ありしこと露顯せしかば、此日、長子次子二人は、流罪に處せられ、三男四男の二人は、大名領とせらる。○十一月廿九日、駿府城下に災あり、商家數戸を焼く。(玉露叢) ○此歳、豆州天野村の石

駿府火災

天野村用水
荒井關

穴を鑿つこと凡そ九間、以て天野村の用水口となす。先是明曆の初め、江間村の用水路を疏鑿することありしが、其後、天野の用水漸次に不足せしを以て、遂に此舉ありしなり。○中根半十郎、遠州荒井關の監守となる。(遠江風土記傳) ○遠州引佐郡金指の領主近藤登之助、同郡瀬戸村の初山寶林寺の諸堂伽藍を建立せんと欲し、先に其の土木を起しけるが、此に至て完く成りしかば、更に鳧鐘を鑄て、其の創建の業を全うせり。寶林寺は登之助の、將軍三代の靈牌を安置せんが爲に、創むる所にして、鐘銘は住持獨湛の撰ぶ所なり。爾來、此聲を聞いて、暫く苦を息むる者幾何人ぞ。

初山堂宇成



初山堂宇圖 (近藤用家)

本寺鐘銘并序
 答拘留孫佛造巨鐘、中可容三十斛、腹陷衆寶、頂類諸天、風晨月夕、暢演弘音、爲竺乾夢境衆生、作大佛事、耳入心通、各正性命、是大願力之所加被也、故十方精舍之必有鐘焉、繼而梁武帝、假誌公神力、見地獄諸相、因啓救苦之法、誌公曰、衆生定業、不可即滅、惟聞鐘聲、其苦暫息、帝於是、詔天下、擊鐘、當舒徐其聲、欲以停苦也、是故鐘之功利博大、不可思議者矣、遠州近藤語石居士、捨初山爲佛地、化主惟

明、禪人募造是鐘、遵先佛法制、起拔苦悲心、其殊勳勝烈、當不在此古人之下、豈今時不預二十科者、比也、以此良因、上祝龍樓永固、鳳曆長春、本山檀那受華封三祝、明般若正因、次及捨財善信、並隨喜見聞者、同證圓通法門、共入彌陀願海云、銘曰、

紅爐燄上金色鮮、巨鐘出籠體貞堅、簷之高閣凌雲烟、霜朝月夜舌相宣、聲光所至無幽玄、喚醒大夢出蓋纏、各忻聞性復天真、酸楚得樂似三禪、民物康安勝地仙、聖賢雲集大道綿、禮樂頌超三代前、施者獲福海納川、我作銘詞非浪傳、永鎮初山千萬年。(初山獨湛禪師語錄)

榛原郡五箇郷

◇十年二月廿五日、代官長谷川藤兵衛、榛原郡嶋村等五箇郷を檢地し、地積の廣狹を正し、租賦の増減を行ふ。此の土地は、元和中よりの新開地なりしが、爾來年年に開拓行はれ、民戸漸次に繁榮し、此比に至て、番生寺村は廿八軒、竹下村は廿七軒、嶋村は舊屋敷五十軒、新屋敷十三軒、其他の二村も、之に準じて戸數増加し、既に後世見る所の戸數の三分二に達せしといふ。(掛川志稿) ○駿東郡箱根の用水路、此に至て土木工を竣ふ。先是寛文四年の比、江戸の人、友野與右衛門・長濱半兵衛・尼崎嘉右衛門・淺井次郎兵衛といふ四人あり、相携へて西遊し、歸途箱根山を過ぎ、山上なる蘆湖の、紺碧湛湛として、水面の淼淼たるを視、互に相謂うて曰く、「聞くが如きは、湖西の山麓、駿州駿東郡の諸村は、水路甚だ乏しく、毎年夏季の至るごとに、灌漑の便を缺き、農民旱魃の害を被ること少なからずと、何を憚りてか、此の天然の清水を、空しく放棄せる。若し用水に餘りあらば尚ほ可なり、山下の用水不足を年年に訴へながら、徒に此水をこの山上に湛へ置くは、尾籠の至りにして、かつがつ天の恵を、徒に棄つる者にあらずや、若し、此水を疏通して、彼

駿東郡箱根用水路完成

地に流れ下らしめば、嘗に彼地の旱害を除くのみならず、復以て、幾十町歩の新田を開拓し、村落の富を増すも、難き業にはあらず。然らば則ち、一たび此工を起さば、一地方の、農事を盛ならしむると共に、國家の利益を起すことも、また尠少にはあらずるべし。何ぞ實地に就て之を検せざる」と、因て足を轉じて西向し、駿東郡深良村に到り、農夫大庭源之丞を訪うて、之を謀る。源之丞は、此の地方の地理を熟知せる者なり。因て源之丞を案内者とし、深良村附近より、湖邊に至る間を巡檢し、又、種種に路を轉じて、荊棘を排き岩石を攀ぢ、隈なく巡廻すること數度、細に實地を踏査し、地勢の高低難易を測量し、略ぼ事業の成るべきを知るや、直ちに書を裁して、事情を具し、以て幕府に請へり。是れ實に、寛文八年四月のことなりき。

其後、五月廿八日に至て、幕府の許可ありければ、諸の準備を整へ、八月より始めて、開鑿の工事を起ししが、初め先づ、西口の深良側より發掘し、十一月より、更に東口の湖岸に着手し、因て以て、東西上下、相向て開鑿し、務めて事業の進行を計らんと欲し、友野等四人も自ら移り來て、居を上土狩村宗ヶ原に卜め、協力一致して工事を督せしが、其の熱誠なる、事務を執るの暇には、こもこも出でて、役夫に伍し、自から番鍬を操り、拮据經營至らざるなく、風雨寒暑と雖も、肯て或は怠るなく、一日も早く成功の期を見んと祈るの外、また他に餘念ありとも見えず、工費の支辨は素より、大小諸般の費用に至るまで、一切之を負擔して、他を煩はすことなく、年を経ること五年、此に至て其の素志を貫徹し、缺くる所なく竣工せしかば、發起者四人の満足はいはずもがな、之を見たる、組合村民の歡喜は、果して如何なりけん。實に手の舞

ひ足の踏む所を知らずといふ言句は、此時此民の實狀を描したるものにして、徒に學者の文飾せる形容詞とは、同視すべからざるものありしなり。

今、此の用水路、竣工の後の狀況を按ずるに、水門幅は三間にして、出口は八尺八寸あり、水門より穴口まで、長四十六間、而して穴口は、六間四方ありて、湖端より深良川を経て、新川落合までの長さは、實に一里二十二町十六間あるなり。但し、古川口より、新川落合までは、長さ僅に十二町にして、内百十二間は、神山地内に屬し、六百八間は、深良地内に屬するものにて、其の費用金額は、總計金七千三百三十五兩二分一朱、山の高は、下穴口より五十四間三尺、古川口より下穴口まで、高低十九間あり。又、其の灌漑區域の廣は、新田を合して、百八拾八町二反七畝十六歩にして、高千八百九十石四斗二升六合なり。而して之が灌漑に預かる村落は、廿九ヶ村あり、稱して井組といふといふ。起工者友野與右衛門は淺草の人、長濱半兵衛は四谷の人、尼崎嘉右衛門・淺井次郎兵衛二人は本舟の人なり。此の水路、翌十一年五月、水始めて下り、其翌十二年五月、水十分に下り、組合廿九村悉く潤ふ。此工は、小田原侯稻葉美濃守の臣、小山源兵衛の工夫を以て鑿ちたれば、此後、永く小田原の支配に屬すと云ふ。

世に傳ふ、此の工事中、箱根の別當快長僧正は、大に友野等が此の事業を賛し、江戸に至つて、之が爲に奔走すること三年、思はず寺務を抛つに至りければ、本山なる御室御所は、怒つて、俗事の爲に法務を荒廢すとなし、命じて隠居せしめしと。又傳ふ、工事中、計らずも、大岩石に掘り當てければ、迂曲して之を避けしに、箱根關守は忽ち認めて、抜け道を鑿つものとなし、友野は、召捕られて牢獄に投ぜられしを、長譽

箱根別當
快長僧正

事業中の難事

僧正の辯解によりて、纒に免れることを得しこともありしが、又或時、石割道具を船に積み、湖畔の佛崎より漕出でしを、關所役人は、認めて武器密送となし、之に關する者悉く捕縛せられしを、聖政僧正の、自ら江戸に至つて奔走救解したるに因つて、漸く釋放せらるるを得たりとか。(駿河國駿東郡疏水工事咄控) 凡そ長日月の、斯る難工事中には、之に類すること、尙ほ數多あるべきが、徒に工事の難のみにもあらで、斯る罪科にも觸れたるを思はば此事の容易の業にあらざりしを知るに足らん、さるにても、之に關する古文書の、依るべきもの少きは何故かと、彼は探ぐり求むれども、未だ多く得る能はず、此頃僅に二通を得たるのみ、併も此の二通、此に記す事蹟と、時日の合せざるは、何れかに誤あるか、將た何れにも誤はなけれども、此の相違せる時日を連接すべき、中間事蹟の、漏れ居るに依るかは詳ならざれども、そは後の考究を待つこととせん。

指入證文

一今度、箱根湖水之水、駿河戸峠を掘抜、深良村山中掘割、御府領へ水引、新田相開キ可申事、貴殿草分ケ御手引ニ付、私共自費ヲ以テ、普請仕度、御公儀様始メ、御代官様へ願立、再度御見分之上、彌、此度御開濟ニ相成、水掛リ村之儀モ相談行届、然ル上者、來ル八月二十五日ヨリ相始メ申度、就テハ、是迄、貴殿萬端御苦勞ヲ掛ケ、地方不辨、私共御差圖相隨ヒ、御厚實之段何共忝、此普請出來之上ハ、村村ヨリ私共上リ米ヲ以テ、年限中恩謝トシテ、年年上來五石宛、貴殿方へ相納メ申度候間、御開濟被下度、元締四名連印ヲ以テ、證文指上置候、依テ如件。

寛文六年七月十八日

江戸淺草友野與右衛門、江戸四ツ谷長濱半兵衛、江戸本船町尼ヶ崎藤右衛門、同所淺井治兵衛 連印

駿河國御府深良村 御發起 大庭源之丞殿

立願狀

欽自立願狀之事

箱根大權現御本地供 東照大權現御本地供

- 一文珠祕法 毎日可ニ修行ス者也。
 - 一彌勒祕法 毎日可ニ修行ス者也。
 - 一觀音祕法 毎日可ニ勤レ之者也。
 - 一藥師祕法 毎日可ニ修レ之者也。
 - 一五所王子 毎日心經可ニ讀誦ス也。
 - 一不動護摩 毎日可ニ修行ス者也。
 - 一諸神法樂 毎日可ニ勤者也。
- 右、精誠之意趣者、信心之旦那、今度湖切貫、新田企所願成就、如意満足祈所、右、爲ニ祈禱料、新田之内ニ而、二百石之所、永代御神領可令ニ奉納ス者也、仍願書如件。

寛文三年卯二月十三日

箱根御寶前

江戸淺草 友野與右衛門尉重之 印
 相模坂間 宮崎市兵衛次宗 印
 江戸日本橋 松村淨心 印
 別當 快長 敬白

事蹟

駿府町奉行

此の工事に、心身を勞して助力したる快長僧正は、箱根權現の別當、金剛王院第五十代住職にて、長譽僧正は、其の五十一代。聖政僧正は、其の第五十二代の住職なり。○七月九日、富永孫左衛門、駿府町奉行を命ぜらる。是れ岡野長十郎に替るなり。長十郎は、六月一日、新規に三千俵賜はり、美作守に任ぜられたりとぞ。(玉露叢) ○此月、駿州大風あり。此時、小坂村市川五郎右衛門の大口は、飛で岡部驛に落下せしが、偶、戸板に、手習兒童の所爲にや、小坂五郎右衛門と樂書せるものあり、因て直ちに通知して、取戻さしめしといふ。暴風の狀以て想見るべし。○十月、榊原家の臣に、鈴木六郎左衛門繁英といふ者あり、證文を附して、駿州駒越村の原地を京寶院に預け、永く住所となさしむ。

大風

京寶院

一越中守領内、駒越村の原に而、十間、十間餘之居屋敷之儀、皆皆令相談、御手前預置候之間、諸事所之妨無之様、肝要之事情、尤越中守殿御武運長久、御子孫御繁昌之旨、常常可被禱之候、右之所、若此方御用地之節者、可爲各別候、無左候而者、末末迄無相違可被致御住居候、以上。

寛文十年戊子十月日

鈴木六郎左衛門繁英

京寶院

(京寶院藏)

山圓滿寺開

八丈嶋及諸嶋の制

京寶院は、駒越村にあり。○十二月十九日、遠州周智郡氣田村、龍傳山圓滿寺開山、州山元易和尚寂す。和尚は、瑞雲八世の系に列せし人なり。(掛川志稿) ○此歲、伊豆代官伊奈兵右衛門、伊豆國大嶋の新嶋村に、嶋手代の廳を置き、手代を派して、諸嶋を管理せしむ。昨年、幕命を奉ずるなり。而して利嶋・神津嶋の二嶋は、幕府の直轄に屬せしめ。三宅嶋・新嶋の二嶋には、下代一人づつを置きて、治めしめたり。又、八丈嶋

遠州灘暴風

小笠原嶋探見説起

青ヶ嶋 大菩薩社

の田圃を丈量し、本嶋、及び隸屬二嶋の貢額を定め、黄納六百二十反とし、且つ、田畑何升時につき、何尺相當等の律をも立てたり。先是、八丈嶋の貢絹一定ならず、唯、嶋吏の斟酌に任じたれば、其の寬嚴に依りて、其の増減一ならざりしが、代官兵右衛門、昨年奉ずる所の幕令に従ひ、檢地して此制を立てしなり。又、當時八丈嶋の航路は、甚だ危険にして、貢船しばしば破壊の患ありければ、一時代官の渡航を廢し、手代上野次右衛門を派遣して、嶋治を管せしめしが、これぞ遂に恒例とはなりぬる。(豆州志稿) ○紀州の蜜柑船、遠州灘に至り、暴風に遭ひ、漂流して南方無人嶋に着し、歸つて異樹奇葩のことを語る。是れ謂ゆる小笠原嶋のことなり、是より小笠原嶋探險の説、一世の人心を衝動するに至る。此の蜜柑船は、紀州藤代の長右衛門といふ者の所有にして、十一反帆の大きなりしが、阿波國海部淺川村の水手安兵衛・彦之丞・三右衛門等三人を傭ひ、運賃銀八百三十目の約束にて、蜜柑を江戸に送らんと、同乗七人にて出帆し、十二月六日、勢州アノリ浦を出で、遠州灘に至つて難を被りしなり。此船海上を漂流すること四十餘日、翌年二月中旬、無人嶋へ漂着したるものなりと云。○八丈嶋の附近、青ヶ嶋の大池より、細沙を噴出して止まず、今後凡そ十年に及べりとぞ。(豆州志稿・海嶋志) ○遠州周智郡杉村、小國鹿園大菩薩社を改造せり。棟札に書して曰く、奉修造小國六音大菩薩、周智郡犬居庄氣田郷杉之村。

と、此の神社は、一宮小國神社・二宮鹿園神社、二社の神靈を合祀せるなり。小國神社は、周智郡一之宮村に在りて、大己貴命を祀り、鹿園神社は、山名郡二之宮村に在りて、高根大明神を祀れり。○駿東郡新橋村と永原との堺に、二ツの古墳ありしを、此頃、郷人相議して發掘せしに、太刀馬具の類を、數多出せり。中

新橋村古墳
黄金佛

竹下合戦
遺蹟

中御門宗
行卿の墓

に兜の鉢に似たるものあり、開いて之を見れば、寸餘の阿彌陀佛あり。黄金佛なりき。然るに、此墳を發きたる者、尋で病に罹りければ、恐れて器物を元の如く埋め、佛體をば、新橋山智光院に納む。何人の墳にか、智光院は、建武の戦後、新田氏の建立にして、本尊の觀音像は、義貞の安置せしものといふ。それかあらぬか、此村は、建武の昔、官軍の竹下合戦に敗れて、京師に引返したるとき、新田氏從軍の士どもの、此地に殘留する者あり、土着して開發せしが、即ち此の新橋村なりとは、郷人の今も語傳ふる所なり。此村には、尙ほ一の塚あり、便船塚といふ。鮎澤の内なり。昔は湖にて、此塚の邊に、里人往來の船を繫ぎしゆゑ、斯くは云ひ習はせりと傳ふれども、實は、中御門權中納言宗行卿の塚なりともいふ。近世蕪蕘の童等、貴人の塚なりとも知らず、塚上にのぼりて、穢をなすの振舞などありて、罰を蒙ること、度度に及びければ、漸く怖をいだき、村長の計らひにて、塚上に小祠を建て、人を警めて、慎みて不淨の行爲なからしむ。然るに近年また、碑を建てて其故を知らしむ。銘にいふ。

便船塚碑

こたび里人つどひ、そのかみ、ことふり世くだりきつつ、この藍澤にて、かしこき御かたの、みまかり給をきき傳ふ。ここに、長明のよみ給へる和歌をもて、古墳の追碑をたてまつる。

おもへばなうかりし世にも藍澤の水のあはとや人の消らむ

鮎澤の裸鶴

裸鶴、世に鮎澤のはだか鶴といふ、頼朝朝御狩の時、厨にて鶴の毛を引き、既に庖刀せむとせしなとどめて、放ちた

新橋は、藍澤の一部にして、藍澤は古の驛なり。昔は、頼朝も、此の地方に狩せしことありしが、其の遺物として、裸鶴といふものありとぞ。其説に曰、

まふ所なり。この鶴、後世まで此地に在りしといふ。羽毛抜けて、尋常の鶴とは、其さま大に異なりしと、近頃まで折來たるを見し人もありと。(駿河吧)

徳川頼宣
卒

頼宣逸事

◇十一年正月十日、元の駿・遠の大守、今の紀州老公、徳川頼宣卒す。年七十、紀州鴨谷に葬り、南龍院殿と諡す。頼宣性豪邁にして、武勇衆に超え、屢深山幽谷に遊び、種種怪しき事に遭遇せられしも、曾て心に留めらるることはなかりき。嘗て友嶋に至りて、遊獵することあり。傍なる臥木を見て、腰を据ゑて憩はれしに、俄に動き出でて、龍蛇の形となれりけり。頼宣之を見れども、毫も驚かず。徐に志津の長刀を執り、龍蛇の頭と思しき所に擬して曰く、我もし汝を山神と知りせば、争でか腰かくることをせん、臥木と思へばこそ、腰をも据ゑたるなれ。今更醜き行ひはせぬものぞ。鄙怯なり。但し、尙ほ我が言に従はずして身動がば、即ち刺さんと怒りければ、復た元の臥木となれりけりとか。既にして天俄に曇り、雷霆霹靂、大雨盆を傾くるが如く、洪水溪谷に漲りければ、狩を止め弓を收め、海上三里を漕戻さるるに、雷忽ち船中に落ち來り、火光轉轉として、座側に近づき至るを、頼宣、早くも側なる毛氈を取り、打懸けざま曰く、「それ搦め捕れ」と。近侍の輩、また尋常の者ならねば、此所を彼所をと、押へ抱へたれども、團火は遂に逃げ失せしが、これが爲に、下の間に詰居たる水主五六人、肉は焼けて炭となり、骨は碎けて粉となりきとぞ。又、この寛文年中の事なるが、頼宣、遠江灘を渡ることありき。偶、暴風起り、激浪船を巻き上ぐるに、恰も茶臼を廻すに異ならず、近習の士等、悉く色を失ひたるに、頼宣毫も愕かず、顔色平生の如く、却て船暈の士を救助せられしは、常人の及ぶ所にあらずとて、人みな驚歎せざるはなかりきといふ。○三月七日、秋

秋山正輔の領
駿府番士
病駿府番士

山正輔の采地四千七百石を、駿河國駿東郡の内に移し賜はる。○十六日、駿府番所に於て、上村志摩守病篤し。因て之を幕府に報ず。幕府即ち澁江長怡を遣はす。(玉露叢) ○五月廿二日、書院番土岐佐右衛門頼利、此頃來て、駿府に戌役たりしが、父の病革むと聞き、幕府に請ひ、暇を得て江戸に還る。頼利は、小姓組與力頭、市右衛門頼久の長子なり。(徳川實記) ○四月、有渡郡有東村聖光寺、黄檗山二世木庵を請じて、開堂の式を擧げ、木庵を推して開山とし、黄檗派の一寺となす。先是、此村の名主に山田次郎右衛門といふ者あり、其父道昭は、深き隱元禪師の歸依者なりと聞えしが、去る寛文二年十二月の比、駿府江川町の商人、小西自明と議り、土地を購ひて一寺を創建せしが、即ち此の聖光寺なり。既に伽藍は建立したれども、未だ開堂の機なく、荏苒ここに至りけるに、會、木庵の江戸に下るを開き、請うて此儀を行ひたるなり。木庵は、開山たりと雖も、唯、名のみにして、前より住職したる夢隱といふ者、専ら寺役に當りける。明年夢隱退隱するに及で、龍堂珠光といふもの、その後を繼ぎたれども、尙ほ未だ公許を得るには至らず。其の之を得て、公の寺院に列したるは、後延寶四年、駿府の神社奉行長田六左衛門・大久保甚兵衛の命あつて後の事なり。聖光寺の所藏に、茲年九月、有東村より、代官所に出したる記録あり、有東村山の庵由緒之御事と題したり。今これを繙くに、其中の一節に云、(駿河國新風土記)

聖光寺創建

此七百年以前、康平七年に當り、久能山の住持能快法印と申僧、初て此山に十二所の神明を勸請申、久能寺の鎮守に

久能山

被_レ致候、^{十二所}勸請の文、只今迄傳り御座候、其比は、久能山は、一千餘坊と縁起に御座候。有東山も、其頃は、久能寺の境内にて、御座候由申傳候。只今三石貳斗^{現上}所_レ領_レの御除の地にて御座候、御水帳に御座候、尙山は、餘所の神社に

相替り、寺の鎮守神にて御座候、古跡に紛無_二御座_一候事。いつの比より、初申候共しれ不申、昔より、此處にせうかう寺と申寺有來、彼三石貳斗地を、寺領に仕候、其外、御繩請申畑御座候、三十四五年以前迄、在所の者は、山の坊とよびならはし申候、大方は、遠州奥之山派の僧、相住申候。云云

琉球人來朝

聖光寺といふ名は、久能山七十二坊のうちにも見え、十二所權現の、別當にてありしともいへば、舊名を繼ぎての寺號なるべし。○七月、琉球人來聘し、駿州府中驛に一泊せしが、正使は金武王子にして、隨從の士は、將軍越來親房・垣本親雲上・稻福親雲上・津波古親雲上・前田親雲上・河上親雲上・宇良親雲上・金城親雲上・新川親雲上・伊計親雲上・平安山親雲上。是より以下小性六人、保榮茂里子・大城里子・思次郎・直三郎・太郎兼・松兼等なり。此の來朝は、琉球王尙質の子尙貞、先に父の後を繼ぎ、國を受けたる謝恩使なりといふ。されば此月廿八日、琉球人の登城して、上りたる書に曰く、
謹令_レ呈_三上_二一_一翰_一候、抑、去歲吾薩州之太守光久奉_二鈞命_一、而令_三予_一、嗣_二琉球王之符位_一、因_レ茲、爲_レ奉_レ述_二賀詞_一、使_三小臣金武王子附于光久_一、獻_二上不腆之土宜_一候、伏冀以_レ諸大老之指南_一、可_レ達_二臺聽_一儀可_レ仰候、誠惶不宣。

寛文十一年五月廿五日

中山王尙貞 判

此書は、板倉内膳正・土屋但馬守・久世大和守・稻葉美濃守宛にして、其の土宜は、太刀・馬代・銀子五十枚・大卓^{黒漆青}二面・中央丸卓二本柱^{丸彫折敷青貝}二面・籠飯^{青貝梅}二對・練芭蕉布三十端・綾芭蕉布三十端・大平布百匹・久米綿百把・泡盛酒五壺等なりといふ。○八月廿七日、伊豆國洪水あり、至る所の山山、概ね崩潰して、濁水を

事蹟

亥満水

噴出し、所謂山津浪となつて、凄じき形勢を呈せしが、田中・多賀の邊最も甚だしく、家屋の流失倒潰、人畜の死傷、田畑の荒廢等、數ふるに遑あらず。之が爲に、今年の貢物も減免せられけるが、土人は傳へて、之を亥の満水と稱し、長く談柄として恐怖せりといふ。(臚乘) 吉奈新田の奥、棚場山七軒百姓の、原田一族も、身を以て逃れ、其の寶藏院の如きは、遂に船原の地に移轉せり。松崎村の害も亦甚だしく、清水山淨泉寺は、遂に流没せりといふ。但し、後に傳的といふ僧あり、之を再建して、自ら住し、此寺八世の主となりぬ。(豆州志稿) 此の風雨水の被害は、獨り伊豆に止まらず、東海一般なりき。(野史) ○九月十七日、駿州志太郡兵太夫村に、十七夜といふ修験派の寺あり。三寶院末にして、普照山と號す。此寺の本尊は、千手觀音にして、長三寸の閻浮檀金なり。嘗て寛永十二年の比、田中城主水野監物忠善の家臣、矢野文右衛門定信といふ者あり、頗る信仰厚き人にして、夢想に感じ、寺領三石四斗五升を寄附せることあり。然るに其後、明曆年中に至り、此の佛像、はしなくも紛失して、行方知らずとなり、郷里共に心を煩はすのみなりしが、此日の夜に至り、觀音夢に託して、里正某に告げて曰く、「此事は、宜しく早く國主に訴ふべきなり」と、里正驚喜して、明くるを待ち、城主に至りて、細に夢告の狀を訴へてける。此時、田中城主は、西尾隱岐守忠成にして、其の郡代を堀田六郎右衛門正邦といひしが、出でて對面し、訴の條を聽き畢り、手を拍つて曰く、「是あるかな是あるかな、余先に、時ヶ谷若王子の傍なる、蓮花寺の池を浚ふことありしに、人夫の鋏先にかかりて、拾ひあげたる佛像一體あり、其時の靈夢によりて、尼ヶ嶋の萬福寺に預置きたりしが、今訴の趣を聞けば、違はざること洵に符節を合するが如く、毫も疑ふ所なしとて、直に返し與へけるとぞ。○十一月

普照山本尊靈驗

長延寺慶傳

六日、駿府上大工町、武田山福泉寺開基、慶傳大徳法師寂す。年九十八、慶傳は、甲州武田氏の族なり。嘗て永祿天正の頃、江尻に至り、甲州長延寺の坊に居りしが、慶長十五年九月、本山の免許を得て、福泉寺と號し、今の地に移りしが、長延寺廢して後、本願寺の直末寺となりしものなり。抑も、永祿の比は、駿州の全土、概ね武田氏の領となり、穴山伊豆守信君來て江尻城を守り、國政を視、甲州人の來住む者には、土地を分與せしゆゑ、長延寺坊も造られしものか、長延寺主は、信玄の婢なり。(駿河國新風土記) ○十二月十九日、遠州濱松城主太田備中守資宗致仕し、次子資次をして、所領三萬二千石を襲がしめ、其弟式部資良をして、三千石及び私墾田二千石を領せしめんと請うて聽さる。(見聞録) 資宗の長子資周は、志摩守と稱し、去年五月十九日、四十七歳にて卒す。資次は攝津守と稱し、後、二十八日、命を蒙りて鷹間に伺候せしが、後世子孫に至るまで、代代變ることなし。又、奉書を以て、鳳來寺の宮殿をも、父に繼で修造すべき旨を命ぜらる。

濱松城主太田資宗致仕

太田資宗傳

資宗は、故新六郎重政の二男にして、重政は、源三位入道頼政が十一代の孫、道灌入道太田資長より五代にて、水戸中納言頼房の養母、英勝院尼の兄なり。即ち資宗は、此の英勝院尼の姪たる縁に依り、慶長十一年、七歳の時、伏見城に於て、始めて家康に見え、十三年秀忠に謁し、十五年九月、父の後を繼ぎて五百石を賜はり、召されて近侍となりしが、此時、英勝院尼と母子の約成れりといふ。十九年、大阪陣のとき、臺徳公に隨ひ、陣終て、馬並に黄金を賜はれり。元和元年正月廿七日、爵ゆりて攝津守と稱し、後采女正、また備中守と改め、四月、再び大阪陣起るに及で、之に隨ひぬ。寛永六年十二月廿九日、千五百石の加贈あ

り、前後の恩秩を合して、五千六百石とぞなりぬる。八年十二月、小姓組の組頭となり、九年四月七日、書院番頭となり、其の十二月十四日、小姓組番頭となり、兼ねて近侍の事を掌り、十年三月廿三日、松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・三浦志摩守正次・堀田加賀守正盛・阿部對馬守重次と列を同し、世に六人衆と稱せらる。四月十六日、對馬守重次と共に、持弓・持筒の事を司り、その十九日、命を受けて猿樂の事を司る。十月、東福門院痘瘡の時の、使命をうけて上洛し、十二年八月九日、下野國山川にて、一萬石を賜はり、一萬五千六百石を領す。十四年、嶋原の逆徒蜂起するや、命を奉じて九州に使し、十五年四月廿四日、參州西尾城に移り、加増せられて、三萬五千石となり、奏者の事に當り、散樂の事に預ること元の如し。十六年七月三日、長崎に使し、阿媽港人に告諭する所あり、十八年二月七日、諸家系圖編纂の事を奉行し、二十年十月廿一日、諸家系圖の編纂成り、之を幕府に獻じければ、將軍の御前にて、吉岡一文字の刀を下賜せらる。正保元年二月廿八日、今の濱松城を賜はり、奏者たること故の如し。(徳川實記)

凡そ資宗が、此の如く立身せしは、先の大猷公の世子たりし時、春日局、陰かに駿府に到りて、訴ふる所ありしに、當時、英勝院尼の寵幸盛なると、天海の信用厚きとを見、一向この尼と、この僧との内助に依り、遺憾なく、其の本意を成すを得たれば、其功に報ひたるに因るとは雖も、宗資の濱松を賜はりし時、此城は、東照公の、昔御座の城なればとて、自から外郭に住したるに依て見れば、資宗の、迎合に巧なりしにも因るなるべし。資宗、今日隱居して、道顯と稱せしが、後延寶八年正月廿三日、八十一歳にて卒し、日應瑞華院と諡し、豆州田方郡玉澤の妙法華寺に葬る。此寺、是より太田氏代代の菩提所となる。又、資宗が兄

資宗の迎合

妙法華寺

泉川

正重は、水戸家に仕へ、子孫代代その家老たり。○此月、始めて泉川に橋を架し、柿田橋といふ。泉川は、駿東郡にありて、濶三十歩許り、柿田村より、堂庭湯川へ越ゆる通路なり。此川は、水勢最も強く、急流激奔して飛泉の如く、見る者をして、魂飛び魄消え、爲に肝膽を寒からしめ、一たび洪水あれば、忽ちにしめて、橋梁水底に没するの憂ひあり。故に今橋梁を架するに及でも、石を以て之を造り、流失することなからしめしといふ。嘗て駿河大納言忠長卿は、馬にて此の激流を涉り、堂庭へ越えしことありしが、ここに溺死する者も多きにや、近來河畔に石造の觀音佛を安置して、其の冥福を祈るもあり、里人傳へて云ふ。狩野川の南山は、戸倉の城にて、家中の諸士は、此の柿田にも住居せしが、柿田の古名はカキ田にて、古昔用水

柿田橋

戸倉城

千貫樋

なき地ゆえ、自ら村名となりしが、其後天文の頃より、今川・北條二家の力により、謂ゆる千貫樋を以て、豆州小濱池の水を引き、駿東六村、即ち此の柿田及び玉川・新宿・伏見・八幡・長澤等に灌漑し、水の不便なきに至つて、カキ田と略稱したるなり。(駿河記) 因に、千貫とは、謂ゆる賛辭にて、豆州の北條・堀越の御所跡に千貫石あり、同雲見の千貫門、甲州の千貫松の類是なり。但し、千貫樋は、永千貫文、田額に掛る故名付けしとも云ふ。○此歳、遠州掛川城主井伊兵部少輔直好卒す。年五十五、卒去の月日詳かならず。或曰く正月六日と、嫡子伯耆守直武封を襲ぐ。(掛川志稿) ○東海道に、金飛脚手板組の創業あり。(風俗史) ○駿州有渡郡池田村は、本村・新田の二部に分れ、地積合して六百五十石に過ぎざりしが、今年に至りて、本村・新田の間に争論を生じ、互に主張して決せず、終に之を官に訴へければ、新に檢地を施し、大に村高を増加し、九百二十二石六斗七升一合とはなりぬ。世に稱す、此村は四小路に分れて、原小路・西小路・澤小路・新

掛川城主井伊直好卒

金飛脚

池田村

江戸と奥羽交通

田小路と呼び来しが、これぞ古の池田の地にして、延喜式に、公穀六百束、假粟二百丸、早稻晚麥地黄當歸橘柚を産し、典藥膳部の調に供す云云とある所なりと。(駿河風土記) ○河村瑞賢、東北の航路を開きて、奥羽と江戸との交通を、無難に且つ速ならしめしが、是より豆州下田は、急に股賑に赴きぬ。初め奥羽の航路なきにはあらざりしも、一航海に、一年有餘の歳月を費し、併も屢、風波の難を被れば、人の之を怖るること嘗ならざりしを、瑞賢は、之が航路を理めて、覆没の憂なく、三ヶ月に江戸に達するを得しめたるものなり。斯て一たびこの航路のあらたまるや、東北諸州の船の、房州を廻るもの、即ち先づ一度は相州、若くは豆州に至り、長航の勞を慰め、然る後、江戸灣に入るが例の如くなりければ、下田は、日一日に繁昌を加へたるなり。而して繁昌を加ふるに従て、下田に集る東西廻船の數は、彌が上にも彌多く、欸乃の聲は晝夜絶ゆることなく、絃歌の音は巷に充滿ちたり。

下田股賑

伊豆の下田に長居はおよし縞の財布が軽くなる
と語はれしも、此頃よりのことなるべし。

廻船

凡そ廻船とは、二百石積以上の商船の總稱にして、其の起原を按ずるに、元和二年、下田に、船改の番所を設けらるると同時に、諸國に、廻船扱人を、凡そ百十名ばかり設け、半年毎に十人づつ、輪番を以て、下田に詰め居て、出船の検査に當らしめしが起りて、元和五年、泉州界の、菱垣廻船の、江戸に廻行したるを嚆矢とす。是より二年を経て、元和七年の頃に至ては、江戸・大阪に、各、十組の間屋起り、其の商品を、此の廻船に積載して、東西に運漕する程に、樽廻船・鹽廻船などいふ、別種の廻船も出來て、海運は益々進歩發

展し、寛永時代に至ては、遂に全く廻船問屋の組織も成りて、下田港は、唯、繁昌を加ふるのみなりしに、此に至て、又東北の廻船まで出入するに至りければ、年年歳歳殷盛に赴くは、固よりその處なるべし。而して廻船には、四種あるなり。

菱垣廻船 元和五年、泉州界の人、二百五十石積の紀州船を借り、木綿・油・醬油・綿・酒等を積載して運送せしが、此船は専ら大阪より發したるなり。

樽廻船 享保十五年、酒の荷物を別船に積み、其の下積には、砂糖と油樽とを以てする定めにて、荷主は、大阪・伊丹・池田等十二郷なれば、亦大阪・伊丹・池田等より發せしなり。併も後には、荒物を積み、て、菱垣船と競へりとぞ。

鹽廻船 播州赤穂・阿州齊田より發す。
株廻船 諸國各浦より發する廻船をいふ。

斯く廻船に種類あれば、之を取扱ふ問屋にも、亦同じく此の四種あるべきは、言はずものことなるべきか。世に稱す。明和七年、全國富豪の所有船は、無慮三千隻に上れりと。(日本の江灣・日本商業史) ◇十二年二月廿一日、上州宇都宮侯、奥平大膳亮昌能が、元の家士奥平源八・奥平傳藏・夏目外記、及び其の従僕六人、豆州大嶋に流竄せらる。源八は、昌能の家老、奥平内藏允の子にして、父の遺恨に依り、此月二日、之も昌能の舊臣たる、奥平隼人の住所、市ヶ谷に押寄せ、隼人を襲うて、討ちとめたるに因るなりとぞ。内藏允も隼人も、共に昌能の一族にして、且つ共に其の家老たりしが、先に寛文八年二月、昌能の父忠昌六十一歳にて

奥平源八
大嶋に流
さる

卒し、宇都宮の興福寺に送葬せし時、此の二人、端なくも争論を起して、互に屈せず、終に刃傷に及び、共に傷を負ふや、其座に居合せたる兵藤玄蕃といふ者、馳せ寄て、咄嗟之を押隔てつるを、隼人の弟主馬といふ者、如何に思ひけるか、これを機として、内藏允の脚を斫りぬ。玄蕃怒て主馬を掴み、遠く之を抛擲し、二人を慰め、送て家に歸らしめしに、内藏允、その志を遂げざりしを憤り、遺書を裁し、切腹して死せり。源八時に十六歳なりき。

内藏允自殺の後、宇都宮藩中大に騷擾し、隼人も亦罪を免れざらんとせしかば、其黨大に懼れ、厚く有司に賂ひ、内藏允の遺書を没して進めず、狂して自殺せし者となし、悉く其の家祿を没收し、源八をも追放しければ、藩中、有司の専恣を怒り、仕を辭する者も少なからず。夏目外記・奥平傳藏・近藤玄蕃等も其の一人なり。而して宇都宮藩には、此外にも亦一の大事起れり。先主美作守忠昌卒せし時、家臣杉浦右衛門兵衛といふ者、禁を犯して殉死するありて、物騒しき事うち續きければ、新主昌能も二萬の減封にて、出羽國山形九萬石に移封せられたるより、隼人も終に其罪を免れず、また追放せられて、市ヶ谷淨瑠璃坂に住したり。

源八は、父の死後、隼人のために追放せられたるのみならず、父の隼人を討たんとして成らず、怨を含みて死せるを歎き、隼人を恨みて止まず、常に復讐を以て念となし、嘗て一日も忘るることなく、源八の近親傳藏・外記等、また源八を助け、隼人の隙を窺ふこと、已に數年に及びけれども、未だ其の素志を達する能はず、唯、僅に寛文十年七月十三日、隼人の弟主馬の、江戸に出づる途を扼し、米澤の近傍東端に於て、撃て之を殺すを得たるのみ。隼人は、父の半齋なほ存し、其他一族も數多なるうへ、家富みてければ、市

ヶ谷の居宅を堅固に構へ、常に油斷なく警戒したるを、主馬の殺されたる後は、尙更に深く心を用ゐたりければ、源八の黨、日夜心身を碎くと雖も、未だ容易く乗すべき隙の得がたきに苦みしが、偶、この月二日の夜、大風起り、大地震ひ、火災さへ所所に起りて、人心洶洶たりければ、源八等大に悦びて天佑となし、密に市ヶ谷淨瑠璃坂に到り、茅を集めて、隼人が宅の前後に累積し、風上より火を放ちけるに、暫くにして炎煙其屋を掩へり。此に於て、源八等齊しく、火事よ火事よと大呼しけるを、隼人は適、離房に臥し居て、之を知らざりしが、其父半齋等、之を聞て大に驚き、出でて火を消さんと欲し、走り寄て門を開けば、源八等數人、隙に乗じて突入し、縦横に馳突して薙ぎ立て、半齋父子をば、暫くにして討取りけれども、隼人の見えざれば、何處に在るか、家中隈なく求むれども見えず、己が黨にも傷く者ありければ、之を扶けつ、憾を遺して出で去り、行いて牛込門外に至りける。

彼方は隼人變を聞き、従者數十人を率ゐ、追ひ至て此に及び、兩黨入り亂れて奮闘し、隼人は進んで源八と接戦せしに、過て溝渠に陥りて討たれ、従者二人また死せり。因て源八は隼人の首を齧し、僕を馳せ、郷里に還て、父の墳墓に供せしめ、傳藏外記二人は、直ちに執政井伊直澄の邸に至り、明に始終を陳し、公法に行はれんと請へり。直澄始終を聽き終り、深く其の殊勝なる志を感じ、頻りに源八等の一命を助けんと請ひければ、父の讐を復せし志の殊勝ゆゑ、死刑をば減じもすれ、隼人の門に茅を積みて、火を放ちし咎は免じ難しとて、遂に斯く遠流に處せられしなり。世に之を淨瑠璃坂の敵討といふ。(増訂武江年表・徳川實記) 此

淨瑠璃坂
敵討

頃の狂歌に云、

事蹟

かたれきこ浄瑠璃坂のかたき討さても其の後流されにけり（江戸名所記・むらさきのひとと）

四月廿六日、奥平隼人の親族、本多次郎右衛門・奥平源四郎・奥平彌市郎・本多瀬兵衛等相謀て、隼人の讐を報せんとせしが、源八等の、已に流刑に處せられしを聞くや、相謂うて曰く、「源八等、已に配流せられし上は詮なかるべし。然れども源八等の親族に討たば、復以て宿志を晴すに足らんか」と、因て數多の黨與を集め、源八が姻戚菅沼次太夫・上曾甚五右衛門等二人の、本郷の宅を襲うて悉く討取りけるが、幕府其罪を議して曰く、先に源八が隼人を討つとき、親族方を合して宿志を遂げしめしは、源八の弱齡に因るなれば、素より其理ありと雖も、それだに徒黨を組み、府内を騒がしたる罪は免しがたく、遂に遠流に處せしを、況や是は毫も襲撃の理なく、剩へ數多黨を集めて、府内を亂したるをや、公を憚らざるの罪輕からずとて、遂に之を隱岐國に遠竄せられたり。

奥平の長臣奥平源八一に、父の讐同姓隼人を討しに、相與せる士多し。源八幼くして、奥平の家を立去しに、一味の面も皆立去て、源八が成長を待居ける。其中に、一人の士あり、妻は、稻葉丹後守正通の家の士の女にて有けるが、父のもとに預け置しを、頓て讐討べきに及びて、妻のもとに行て、存する旨のあれば、離別するなり、いづ方にても嫁し候ひて、親の苦勞に成給はざれといひければ、彼妻聞て、年久敷隔なく過候ひしに、俄にかく仰候は、定めて故あるべし、然らずして、いとま給はりては、親に向ひて、いかにいふべき詞も候はずといひければ、今はつつみがたくして、誠はしかしかの仔細にて、讐をうつに組したれば、其時は討死するか、又は、公の咎によりて殺さるるか、二ツの間に有べし、御身は、年若き人の、我死後に艱難すべければ、いたはしくてかくの如くいひつる也と語りければ、彼妻、もとゆひの際より髪をふつときり、讐打すまじ給うて相見ゆるまで、此髪いろひ申さじと誓言して、別れけるとなり。其後、讐討おほせて、彼士も散散に働き助太刀して、彼妻のもとに行きて對面しけるに、もとゆひの間より、髪長く出で、もとゆひは其まま有しとぞ。（常山記）

斷髮誓貞

掛川城主
井伊直武
駿府城代

井伊直孝
誕生地
中里村若
宮八幡宮

源八等は、五月六日大嶋に放たる。○三月五日、遠江國掛川城主井伊兵部少輔直武、父の遺領三萬五千石、襲封の恩命下る。（徳川實記）○四月廿七日、駿府城代松平左近大夫乘眞、親しく將軍の御前に召され、任地の狀況に就きて、細に尋問を蒙る。（徳川實記）○五月、駿州益頭郡中里村、若宮八幡宮に鰐口を挂く。是れ井伊掃部頭直隆の寄附する所にして、拜殿に在るなり。銘に曰く、「井伊少將掃部頭直隆、武運長久之所、方上庄中里村、寛文二十二年五月吉日」と、此地は、昔者井伊直孝の誕生したる、屋敷地なれば、今その址を存せんが爲に、此の神社を造營したるなり。然れば此宮の造營は素より、其の修理の諸費に至るまで、一切彦根侯より之を支辨し、後世永く變ずることなしといふ。神體は、馬上の木像なるが、蓋し直孝の像ならん。直孝誕生のごときは、當時已に詳に記したれども、此地は、新村五郎右衛門の宅地に屬すれば、此の神社造營の後は、其の神主山川勝藏、並に五郎右衛門の二人、毎年新年の祝賀として、井伊侯の江戸邸に伺候するを例とせりといふ。○六月十二日、幕府下知を駿府の有司に下し、防火、其他城代の送迎等に關する規定を示さる。

駿府消防

駿府有司
へ下知

城邊火變あらば、戌役の番頭、非番の番士、并に家卒ひきつれ出、城内延焼なからんやうに令し、諸門の鑰は、城代の家士にもたらし、門をひらき、番頭・番士・家卒まで通行せしむべし。加番のともがらは、兼約のごとく、家人もて屯所にまかり、もし城中に火及ぶべきさまならば、城代の指揮にしたがひ、火もと近き地に、おもむき附くべし。城番の家士は、各寓舎に在て、番所を守るべし、市井に火おこらば、戌役の士、卑賤のものまでも、一切出すべからず。市井に出であらば、すみやかに歸るべし。市井火變の時

駿府城出入の制

は下部一切、その他に出すべからず。もしまからば、これを糾察し、こぼむものは討捨るか、あるいは追捕すべし。醫者工人を城中にまねかば、かねてさだめの外は、各、相議して査檢を加へ、城代・番頭・城番の印牌もて、さきざきのごとく出入せしむべし。寓舎修理の時も、これにしたがふべし。諸工又は醫等の券には、番頭裏印し、組頭より送迎して、出入せしむべし。すべて城代出入の事、さきざきのごとくなるべし。各地より來る使价脚力は、かねて番所よりいひつぎ、組頭送迎の牌もて、出入せしむべし。病者轎に乗て城外に出る時は、番頭の券にて通すべし。犯罪のものこれに同じ。死人は、横内門より出すべし。是も番頭の券にて通すべし。番士等各所に出で、歸る時は面前たるべし。市井にて、犯罪のもの逮捕する時、下部一切出あふべからず。もし違背せば、これまた打捨、あるはからめ捕るべし。下部等諸物賣買の外、市塵にいでて、諸工に親み交るべからず。亡命のものは、町奉行に告をき、その上にて、見出すまゝに、あるは打捨、あるは搦捕の類、さきざきのごとくはかるべし。(徳川實記)

寶臺院

久能宮役人の非行

○廿五日、駿州寶臺院に、故寶臺院殿の供養あり、幕府驛傳を馳せ、駿府城代・町奉行・與力同心をして、其事を監察せしむ。(徳川實記) ○七月七日、鷹師新見平右衛門、久能山東照宮手代、野野村忠左衛門等二人罪あり、平右衛門は丹羽勘助へ預けられ、忠左衛門は其の扶持を召放さる。平右衛門の父は、市左衛門と稱し、久能村の人にして、久能宮の役人なりしが、死後その非行露見して、禍その子に及べるなり。忠左衛門、また其の手代にして、市左衛門の命を受けて、非行を助けたる者なり。罪狀の畧に曰く、市左衛門生前、大分引負有之に付、御勘定仰付らるるの處、十ヶ年の勘定の上、引負六千四兩餘是なり。

御宮供用の入用帳、下代兩人に申付、亥年分二通に申付おき、此外にも私曲はある間、市左衛門存命に於ては、急度仰付らるべきと云共、死去の上は其儀なく候、彼者の子平右衛門義は、御鷹師役仕、久能の事存ぜずと雖も、親不届に付、丹羽勘助へ御預け、市左衛門手代、野野村忠左衛門義、御勘定兼儀の上、亥年供御・御入用帳、一通に仕候義、市左衛門差圖の由申と雖、縦市左衛門申付候とも、承引仕まじく候處、疎忽に仕候段不届に付、御扶持召放さる。云云

久能宮

阿多野開拓

喜多野善左衛門

久能宮役人は、久能目代なるべし。○廿七日、駿州久能山の神輿、外遷宮あり、神殿修築の事あるに依てなり。神輿の假殿に入らるるや、光物あり、本社の上より飛で、南方へ移れるが、是れ社僧定智院・大壽院、其他衆人の、共に見る所なりといふ。(甲子夜話・駿河記) ○此月、駿河國駿東郡北郷村、阿多野新田の開墾成る。喜多野善左衛門といふ者の發起なり。善左衛門は、江戸材木町の米商にして、性義侠に富み、常に好みて人の窮を救へり。曰く、凡そ人と生れて此世に在れば、必ずや、世を利し國を富ますの擧なくんばあるべからず」と。適、駿東郡湯船村の人に、池谷市左衛門といふ者あり、山林境界の争論により、幕府に訴ふる所あらんと欲し、江戸に出でて、善左衛門の近傍に宿しければ、遂に往來して、深く交るに至りぬ。一日話次、市左衛門語りて曰く、「我郷に阿多野といふ所あり、平坦の廣野にして、開拓せば、以て耕地となすべけれども、人未だ着手する者あらず、子若し志あらば、請ふ往て之を檢せよ」と。善左衛門大に喜びて之を諾し、市左衛門に導かれて、竹之下村に至る。時に寛文八年三月なりき。善左衛門、竹之下村に居ること六十餘日、悉に阿多野を踏査し、同年七月、隸屬二人を従へ、一家を擧て阿多野に移り、茅屋を作て此に住し、

同じく十一月に至り、小田原侯稻葉美濃守に上書し、以て開墾の許可を請ひければ、侯之を許して、恩免の事まで約せらる。曰く、

功成るの後は、田税を免すること七年、圃租を除すること三年、猶開墾地の十分六は、永代免租の恩恵に浴すべきものなり。云云

是より善左衛門は、長子長十郎と共に、開拓に従事し、嚴寒極暑をも意に介せず、一意専念、他を顧みざること三年。阿多野を距ること凡そ一里、大御神村に、布引瀧といふあるを見て、其の下流を誘きて、水路を開く等、畧ぼ其業は緒に就きけれども、善左衛門は、其の完成を見るに及ばずして死しける。然るに其子長十郎、父の志を繼ぎて屈せず、益々奮勵努力しけるが、此に至て、全く其工を竣ふるを得て、開く所、實に二十五町八反二畝歩の多きに至れりとぞ。而して又、此の布引の水路、新に開けしに依て、瘠畠の變じて良田となりしもの、吉久保村に七町、菅沼村に十七町、合計廿四町に及びければ、總計反別五拾町に達し、收穫米凡そ三千俵に達すべしと聞えしが、明年四月廿八日、小田原侯は、之に免狀を附與して、其の所有を證せられたり。

免狀

一駿東郡御厨屋阿多野新田、開發出來より、人口諸入用金子高、其方志切有之候段、付、公儀達御聞、身分御尋に付、今川義元の末葉に候段、及言上、依之、御年貢諸役等は勿論、十分の一の外、新田百姓共番定役等、貴殿へ固く相勤可申候、若又、近村並新田百姓、共に申きかず、其方さまたげ等申掛け、

並に村内用水等、不都合いたし候者有之候はば、早早御役所へ可訴出、爲念、一札仍如件。

小田原城主

延寶元五年四年廿八日

稻葉美濃守

阿多野新田

喜多喜左衛門

同 長十郎

草薙神社
社人罪せ
らる
可睡齋宋
山

○八月六日、駿州草薙大明神の社人隼人罪あり、社領十里外に追放せらる。但し其子主水は、罪なければとて、其の父の業をつぎて、奉仕することを免さる。(徳川實記) ○九月廿三日、遠州可睡齋十三世、宋山寂す。宋山嘗て駿府に登城して、家康に謁す。時に、同じく登城せし僧侶、凡そ七十二人ありしが、家康の命によりて、法問を開き、宋山を以て座首とし、家康傍に在て聽く。因て七十二僧は、次に順つて進み出で問を發するに、宋山應答すること流るる如く、一も激む所なかりければ、家康深く感動し、宋山を信仰すること益々篤く、遂に駿・遠・參三ヶ國の僧院、及び豆州修禪寺派の寺院と、即ち四ヶ國の禪院を、支配すべき命を下されたりといふ。(寺傳) ○十月、遠州榛原郡上河原新田の開墾、此頃に至て竣工したれば、代官萬年七郎左衛門臨檢し、高十七石一斗四升一合を付す。此地は岡田村の東南に在る、大井河中の洲にして、前年大日村より開墾し、大日村新田と呼びし所なり。(掛川志稿) ○十一月十七日、駿州久能山正遷宮あり。神輿本社に入るに先だち、光物あり、南方より飛來して、本社に到れりけるが、こは僧俗共に多く見る所なりといふ。

上河原新田

久能山正
遷宮
神輿

(甲子夜話) 而して久能山の神異は、獨り是のみならず、尙ほ他に種種あり、今其一を採録せん。

今度修復の節、御宮塗師の手傳なる日雇人足等、大井戸より水を汲み、手桶一荷に棒掛參候處、途中にて、棒へ繩を二返纏候手桶落申候、然れども繩切不_レ申、水も一滴こぼれ不_レ申と見請申候。諸人も不審仕候。其儘御唐門の内へ持參候へば、人足等、含みたる口中の水、即時に喉へ通り不_レ申。況や湯茶など通り不_レ申故、甚だ致_シ苦痛、逼迫三日に至り、遂に相果候故、非_ニ只事_一と委細相尋候へば、三四日前、清水と申所にて、四足を喰_レ候由、神驗の嚴なること此の如くなれば、世にこれを崇敬せざるものなし。(甲子夜話・駿河記)

三嶋曆
野箱村傾城塚

○十二月十日、豆州三嶋の曆師川合龍節事、新曆を指上ぐ。(増訂一話一言) ○此歲、豊田郡野箱村、傾城塚に墓碑を建つ。是れ鎌倉のとき、平重衡に侍したる、千手前の塚と傳ふる所なり。墓碑の文字、今見る所にては明ならず、臚氣に讀まるるものは、寛文十二年の五文字と、表面の戒名は、辭松樹傾信女なるべく、裏面に彫れる八文字は、佛身法身猶如_ニ虚空_一かといふものあり。此の寛文以前、墓碑の有無は詳ならざれども、從來、傾城松とて、大木のありつるを、賣拂つて、此の石碑を建てしなりと、土人は傳ふるなり。○此まで長崎貿易は、彼我商人の相對貿易にして、各地の商人等、外國品を得んがため、競うて高價に買取りければ、長崎奉行牛込忠左衛門以て弊ありとし、試に過去二十年間、外國へ仕拂銀貨を算せしに、六十七萬貫にて、毎年の平均三萬貫、而して我國毎年の鑄造銀貨三千貫目に比して、超過すること大なるに驚き、爰に市法制度を設け、長崎市法會所商人によつて、豫め外國品の評價を定め、此の評價に従つて、各地の商人に、隨意

買取らしむる制としぬ。されども、此制も亦各地の商人は、何人にも自由に買取り得るにあらず、日本全國を分ちて、長崎・京都・江戸・大阪・界の五部とし、之を中心市區とし、更に之を小區に分ち、各小區に分賣すべき總額を定め、之を越ゆる能はざらしめ、而して又、此の貿易し得べき總人員を、舊來長く關係を有したる、六千六百四十六人に制限し、他は預ること能はざらしむ。則ち慶長の初め制定したる、絲割符の制を、今の一切商品に應用したるものなり。然れば駿府商人も、慶長度より、絲割符に預り來たる關係により、江戸部の一小區となり、其の配當を受くることとなりぬ。

總人數六千六百四十六人

江戸裁判七ヶ所

内 譯

商人數二百七十三人

江戸

銀高千二百九十六貫五百一匁九分

商人數五十八人

銀高五百四十六貫六百目

百四十四貫八百目

大商人十人

百七十一貫六百目

百十七貫目

大商人十七人

七十二貫目

中商人廿四人

白糸二千斤

御納戸方八人御細工方

百八十六貫目

御細工方

御吳服所七人

四百五十二貫七百一匁九分

小商人百五十七人

二百貫目

駿河町中

是は追て訴訟仕被_レ仰付_レ

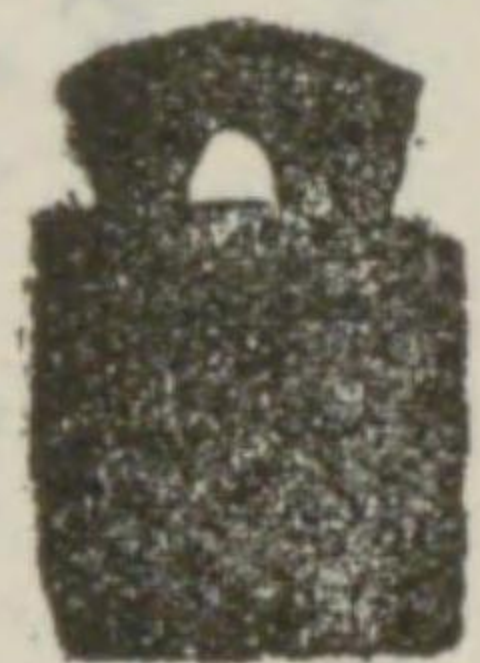
(以下略)

(日本經濟史)

此に云ふ大商人は、本銀四十貫目以上。中商人は、八貫目以上、四十貫目迄。小商人は、七貫目以下の商人をいふ。(長崎記)而して又、絲割符の制は、慶長の昔、已に起りたるものにして、初め我國の生絲は、黄色のもの多かりしに、南蠻船の積み來しものは、皆な白色なりし故に、國産品と別ち、白糸と稱し、外來物中、



絲の印の圖



最も重要物としたり、然るに慶長七年来航の葡萄牙商人は長崎市場に於ける白絲の賣行善きを見て夥多積み來けるが、我が貿易商人等、即座に買取る力乏しく、葡萄牙商人等、空しく年を越えければ、已むなく長崎奉行に依りて、幕府の買上げを出願せり。家康これを機として、我が機織業を興隆せんとし、長崎奉行小笠

原一庵を命じ、長崎・堺・京都等の大商人數人に諭し、買取つて國中に分配せしめしが、此絲未だ悉く賣拂ひに至らざる前、同じき九年、南蠻船は又又白絲大量を積來り、併も去年に比して、廉價なりければ、去年上諭により買取る商人等、其の損失を恐れ、共に一纏めとし買取らんと出願しければ、其の許可を得たるのみならず、以來、白絲は勿論、其他の端物類に至るまで、此等商人に於て、標準價格を立て、其の價格により、

駿府町奉行
町奉行
附屬の與力

長崎・京都・堺の三市に、分賣るべきことを命ぜられしが、之を名けて、絲割符と稱し、此等商人を、絲割符年寄と呼ばれたり。而して此の年寄等は、次て鑄錢の免許を得たれば、其の利益は、甚だ大なるものありしが、縦ひ年寄ならずとも、絲割符商人の列に入りたる者の利潤は、少なからざりき。されば、當時の駿府豪商等も、家康に請うて、其中に加へられしが、其の關係によりて、今回の人數にも加へられしものなりけらし。◇十三年二月十二日、大久保甚兵衛忠景、駿府町奉行を命ぜられ、大手組となる。此時、忠景、兼ねて寺社掛りを命ぜられしが、是より、町奉行附屬の與力始るといふ。○十八日、江戸醒醐派の司政、眞福寺・彌勒寺・知足院・同福寺等の四ヶ寺、幕府の命を奉じ、新に五ヶ條の掟を定め、駿州建穂寺に下し、固く準據せしむ。曰く、朱印は、菩提樹院に納むべし。曰く、衆徒に、古義の徒を入るべからず。曰く、學頭は、中席に坐すべし。曰く、二月の祭禮には、學頭輿に乗るべし。曰く、學頭を、院主と號すべし。一藁の別俸は、舊の如くなるべし。其他は、皆古來の如くなるべし云々と。此書の裏書に、寺社奉行本多長門守忠利・戸田伊賀守忠昌・小笠原山城守長矩等の署印あれば、此の制規の、幕命に依りて設けられたるは、明かなる所にし

て、併も建穂寺は、是より専ら學頭の統治する所となりしなり。

建穂寺
改革

初め建穂寺には、院主と學頭とありて、内外の寺務を分擔したるものにて、院主人は、寺中の一藁を以て任じ、山中の指揮を司り、衆徒を取締むるの外、幕府に對する務、例へば年賀や、禪代や、薨去等、吉凶の禮を執るにあたり、學頭學侶は、學識豊富の僧を以て任じ、山中の風を揚げ、僧徒の學識を養ひ、併せて難髪・得度・灌頂・授法より、導師の役にまで當り、院主・學頭各、定まりたる任務ありて、互に犯すことな

りしが、寛文六年に至り、學頭覺秀と、院主圓祐坊有專との間に、端なくも争ひを生じ、院内二派に分れ、中性院長盛・寶幢院有範等院主に與し、争論彌、激しく、確執益、固く、遂に幕府に訴ふるに至りけるを、學頭覺秀は、見て以て、苟も法外の徒の身にあるまじき所爲なりとし、去つて上總に至り、淨願寺に住職して、渦中より脱しぬ。此に於て、院主有專は之を機とし、斷乎として學頭を廢し、學頭の俵米をも自ら併せんと欲し、已に菩提樹院の、倉庫・門廡を破壊し去りければ、衆徒等之を見て、憤慨措く能はず、また遂に幕府に訴へ、争ひは益、大となり、何時決すべしとも見えざりけるが、此時に當つて、青

蓮坊快宥といふ者あり、偏せず黨せず、古往を守つて失はず、今來を計つて宜しきに従ひ、専ら清廉質實を主としたれば、去年に至つて、幕府も遂に其の薰蕕を辨じ、正邪を別ち、宥宥を斥罰し、快宥を賞揚し、此にこの制を下すに至れるなり。菩提樹院は、建穂寺學頭の坊名なり。

菩提樹院

抑も建穂寺學頭の居を、菩提樹院と稱するは、何時頃より起れる名なるかといふに、正保四年九月、圓雄の筆に成ると稱する、觀音緣起に、粵有山名瑞祥、



建穂寺

山村山淺間
山林伐採
制

寺號建穂、院稱菩提樹とあれば、此時は已に、廣く世の稱する所なるべきが、寛永十九年十一月、醍醐寺報恩院の大僧正法印大和尚位寛濟より、建穂寺學頭源長へ送りたる、附法狀中に、不_レ漏_二消_一塵、今授_二與_一駿州安倍郡建穂寺、菩提樹院當住持源長一畢とあれば、本山なる醍醐寺は、當時已に之を認め居たるは、明かなり。而して元和の初、建穂寺戒壇の垂長には、建穂寺菩提樹院住持、學頭法印宥空、于_レ時元和二年六月十八日、年壽六十五、生國常州水戸云云(建穂寺編年)ともあるなり。されば元和以前よりの稱たるは明なれども、確たる年月は詳ならず。○廿一日、富士郡村山淺間社の、山林伐採につき、寺社奉行より、命を傳へて制限を設けらる。

覺

一富士村山淺間堂社並坊中、及_二大破_一、三坊拘之山林にをひて、木伐候とも、御用木に可_レ成材木一切不_レ可_レ伐採事。
一堂社坊中小破之寺、雜木伐候儀者不_レ苦_一候、雖_レ然、木數及_二百本_一又大木など伐候者、奉行所へ相_レ親之、可_レ任_二差圖_一、立枯風折にても、能_レ材木候者、是又_レ相_レ伺之事。
一金剛杖になり候木者、如_二前前_一たるべし。但、其年切仕、翌年之爲入用として、不_レ可_レ伐置事。
右條條堅可_レ相_レ守之、若_レ令_二違背_一、山下へ材木并薪等、猥_レ於_二伐出_一者、近邊之御代官より改_レ之、可_レ被_二申越_一由相達之條、可_レ存_二其旨_一者也。

寛文拾三癸丑年二月廿一日

寺社奉行三人連署

事蹟

樋口村

連署の三奉行は、本多長門守忠利・戸田伊賀守忠昌・小笠原山城守長矩にして、大鏡坊・辻坊・池西坊に宛てたるものなり。蓋し此頃、山林の濫伐行はれたるに因る。○此月、遠州豊田郡樋口村檢地あり。樋口村は、丘陵の地にして、水田あることなく、もと向笠上村より分れたる地にて、西崖に天龍川の支流あれば、樋口の名も、此に因て生じたるかといふ。産土神としては、向笠上村の六所明神を祭り、菩提所としては、見取村の龍光院を歸依すれば、村内に神社佛閣なし。此村、當時は、加加爪甲斐守の領地たりしなり。(掛川志稿)

淺間社修復

○三月五日、駿河淺間社の修復成り、賤吏等みな暇を給ふ。(徳川實記) ○此頃、遠州佐野郡檢地あり。今、岡津村に存する、「遠江國佐野郡岡津村田畑反別帳」と題するものを見るに、一筆一筆に、田・畑・屋敷等の、

岡津村檢地

反別・持主・地字を記し、末尾に總計して曰、

右之寄

- 一上田合五町六反九畝七步、十三分米七拾四石
- 一中田合七町四反十一歩、十二分米八拾八石八斗四升四合
- 一下田合五町四反壹畝廿五歩、十分米五拾四石壹斗八升三合
- 一上畑合三町九畝八歩、八分米廿四石七斗四升壹合
- 一中畑合貳町壹反三歩、七分米拾四石七斗七合
- 一下畑合貳町貳反十四歩、分米拾壹石貳升四合
- 一屋敷合七反六畝拾八歩、分米九石九斗五升八合

田畑屋敷合貳拾六町六反七畝廿六歩

分米合貳百七拾七石七斗五升七合

右之通、六尺竿を以御檢地仕、水帳如_レ此候間、村中惣百姓方へ、帳面不_レ殘見セ、其故(上)銘銘持反歩、分米共書拔、庄屋・組頭致_二印形_一、百姓方へ渡置、則百姓共方、水帳之面不_レ殘披見、其上、自分持反歩・分米共、書拔帳兩帳請取候由、庄屋手前取置可_レ申者也。

寛文拾三年 丑、三月日

兩宮勸兵衛、手代國新五兵衛、手代連 印 坂西五右衛門、手代柴田源助

此主

大庭 忠兵衛

天明四 甲辰三月日寫之、

天明 甲辰迄百十三年成、

岡津村古高

高貳百五拾八石九斗三升貳合、古高分、

高拾八石六斗余、丑檢地打出す。

大風雨

日下部權太夫

石谷十藏

此の水帳、裏面に、御前牒寫、岡津村忠右衛門とあり。○八月九日、大風雨、駿府破損多し、依て其由を江戸に報せしが、使者の江戸に達せしは、十三日なりといふ。(徳川實記) ○十二日、日下部權太夫定久、駿府目付を命ぜられ、暇を賜はる。(徳川實記) ○九月十一日、石谷十藏貞清江戸に卒す、年七十九、貞清は、五郎太夫清定が次男にして、清定は、十郎右衛門の次男なり。貞清は、晩年左近將監と稱せし人にして、佐野郡上西郷村の出身なることは、已に慶長五年に記せり。(掛川志稿) ○廿一日、延寶と改元あり。○此頃、僧風

事蹟

風外寂

外、遠州引佐郡金指郷、石岡に穴居して寂す。風外、名は慧熏、世俗稱して穴風外といふ。上野國碓氷郡土鹽村の人なり。幼にして穎悟人を服す。長するに及で、髪を剃つて佛門に歸せしが、智徳の圓滿廣大なること、當時、衆僧の遠く及ぶ所にあらざりければ、自ら貴賤僧俗の、敬重渴仰するところとなれり。偶、成願寺の住職缺くるに際し、推されて住持となりしが、此寺もとより富裕といふにあらざれば、衣食は自ら給せざるべからず。風外、性畫を好み、嘗て達磨の像を畫きしに、見る者稱して、筆致の清淡、氣韻の高尙、松花堂に劣らずとなせり。是より人傳へ聞きて、揮毫を請ふ者多く、請ふ者は、米五升を以て之に換へたりといふ。されども、風外、素より利慾のために畫くにあらざれば、米あれば畫かず、竭くればまた畫く。畫くと雖も、貴人や、富豪の爲には畫かず、若し之を請ふとも、笑つて應へず、或人一策を按じ、風外の小兒を愛するを知り、密に小兒に囁して、之を求めしめけるに、風外、快く畫きて與へける。是より、小兒の畫を請ふ者多くなれりとぞ。風外は、元來一所不住を心としたれば、成願寺に住持たれども、此處に終始するを欲せず、また、一山の住職たるを好まざれば、數年の後、成願寺を出でて相州に赴き、曾我山の土窟に住しぬ。今も土人の呼んで、風外窟といふは其處なり。風外、曾我山に在りと雖も、亦常に此に住めるにあらず、氣候の寒暖を逐うて、轉轉移住し、曾て定所あるなく、其の出行くや、垢面襤褸にして、毫も容姿に心を用的ざれば、見る者はみな以て乞食僧となせり、當時、箱根山中に、大なる扁石あり、重くして動かすべからず。たまたま風外出でて、此石の傍に至るとき、急雨あつて襲ひ至りければ、風外、急に扁石を取つて頭に戴き、以て笠となし、杖を曳き悠然として行きけるを、遇ふ人ごとに見て以て驚き怪み、始めて尋常の

人にあらざるを知れりといふ。

風外は、出家して佛に歸すと雖も、父母の孝養に厚きことは、亦尋常人の及ぶ所にあらず。自ら石を刻みて、二親の像を作り、朝夕香花を供へて、禮拜怠らず。小田原侯稻葉氏、その徳を聞き、寺を山中に建て、



風外和尚筆蹟



風外書

長興寺と號し、請うて住持たらしめんとせしを、風外、辭して往かず。僧鐵牛を以て代り住せしむ。鐵牛嘗て風外に謂つて曰く、「師は、超然世を遁れ、間居して禪を修す、欣慕に堪へざるなり」と、風外曰く、「近世の出家は、難事にあらず、獨り出家して、更に出家するが、是れ難きのみ」と、稻葉侯これを聞きて、益、其徳を慕ひて措かず、一日駕を命じて、曾

我山の土窟を訪ひしに、寂として人聲なし。入て見るに、唯、麻衣一領、破錫一基ありしのみなりき。

風外は、曾我山に居ること數年、出でて豆州に至り、伊豆山中の、眞鶴に穴居せしが、北條の之を歸依する者大に喜び、相議りて、竹溪院の舊居を、修復清掃し、強ちに迎へて住持たらしめければ、此に居ること三年許りなりしが、一所に定住するは、素より風外の本意にあらず、再び出でて諸國行脚の途に上り、托鉢

經行して、駿・遠地方を廻り、晩年遂に金指に至り、庵居して一生を畢へたるなり。其の將に死せんとするや、人を備ひ、青銅三百文を與へ、穴を掘らしめ、自ら穴中に入りて寂滅せり。風外に狂歌一首あり、

死出の旅何處まで行くも同じことちよつとこらで死んで見ようか

風外は、如何にして金指に至れるか、傳ふる所に據れば、初山寶林寺の開祖、獨湛禪師の名を慕ひ來れるならんといふ。其れ或は然らんか、併も又傳ふるが如く、風外の出生を慶長十一年丙午の年とし、百余歳の齡を保てりとせば、其死は、まさに寶永三年以後ならざるべからず、而して此の寛文十二年頃は、風外六十六七歳に過ぎざれども、獨湛禪師も、初山に至つて、已に八九年を経たる折なれば、暫く此の時代に收め置き、正確の説を待たんとするなり。(古今日本書畫名家全傳・増補日本書畫骨董大辭典・日本近代諸上善人咏)

淺間社修復奉行
和泉平
瑞傳寺
杉村檢地

◆延寶元年十二月一日、駿河國淺間社修復の際、其の奉行として功ありきとて、書院番桑山主水榮勝・伊奈五兵衛忠臣等に、時服三ツづつ褒賜せらる。(徳川實記) ○廿九日、遠州和泉平村、新宮山瑞傳寺開山、積山松雪和尚寂す。○此歳、遠州周智郡杉村の檢地あり。杉村は、氣田の北東、篠原の上にあり。此村の中央を流るる川に、杉川といふあり、流を溯りて東行すれば、上流に、川上村といふ一村はあれども、其他は總べて深山幽谷なり。凡そ此の川筋は、村落と稱するも、亦深山の間たるに過ぎざれば、實に險隘至極なれども、小谷溪流を隔てて、所所に人家あるゆゑ、其の境界より見れば、頗る廣闊たるものあるなり。即ち北方石切路の方を高杉と稱し、高杉の西方、植田路の方を杉嶺と稱す。而してこの高杉と杉嶺とは、氣田村中、第一の高地なれば、高杉と名けしといふ。或又、高杉村に古杉樹一株あるに因て、村名を之に取れりと

氣田村地勢

周智郡の石器

もいふ。思ふに高杉・杉嶺、何れも杉樹に因める名なるべし。而して杉川の曲りたる所にあるを、門嶋と稱すれども、是を村中第一の低所とするなり。門嶋の上に井寄あり、井寄の上を和子と呼び、井寄の南、川を隔でたるを氣田子と呼び、門嶋の南、川を隔でたるを久原といひ、久原の下を平城といふ。但し、土人は訛りてヒヤウシャといふ。平城の下は市嶋にして、市嶋の南は小板、西は川を隔でて中瀬井。而して久原の南、熊切道に當るを、行師平といふなり。總て氣田一郷は、畠火田多くして、水田甚だ少なければ、村中専ら製茶を業とす。さて今年の檢地水帳は、題して、周智郡犬居之内杉村といふといふ。(掛川志稿) 或云、氣田の中森よりは、石器を出せば、此邊にも、太古已に人の住みしことあるかと、斯く云へば、周智郡にも、其の遺跡は、數多所あるなり。即ち三倉の洞平・天宮・大鳥居・宮代等よりも、時時、古代の器具の形したる石類を拾ふ者ありとぞ。○豊田郡藤野村檢地あり。此地は、見取村の農民の、開墾したる地にして、明暦二年一たび檢地あり、已に其頃より、貢地となりたるに、今又この檢地ありしは、更に拓地の擴張したるにもあらんか。(掛川志稿) ○豊田郡大海村を改めて、福地村と稱す。此村敷地川の西に位して、年年水害を被るは、或は村を大海と稱するにも因るなるべしとて、此の改稱ありしなり。然れども水害は、改名後も聊か減ぜざれば、尋で復た舊名に復せしといふ。(掛川志稿) ○駿州富士郡瀬古村を改めて、今泉村といふ。代官色忠次郎・井出藤右衛門等の支配たり。○駿府の地は、從來高貴の人の通行あるごとに、町中に盛砂するを例とせしを、近頃に至て、幕府命じて之を廢せしめけるが、今年より、再び之を行ふべき旨を、兩町奉行猪子佐大夫・富永孫左衛門より達せらる。此時また、尾・紀兩侯より、駿府に米穀を下賜せらるべき由をも、併せ

藤野村檢地

大海村改名

瀬古村今泉村

駿府盛砂

て通達せられたり。大意に曰く

先年より以來、重き御方様御通行之節者、往還通敷砂仕候處、後後爲御憐愍、敷砂之儀御赦免被成下、向後盛砂可仕、云云又、尾州様・紀州様御二方様より御米六百俵、駿府町中之内、往還貳拾七町被下置候旨、尤代金にて二百兩被下置候、難有頂戴奉候段、書付可差上、但し、重て御通行之節、御禮と申て、罷出候には不_レ及、云云

黄蘗宗の
祖隱元禪
師寂

○黄蘗宗の僧、隱元禪師寂す。禪師は、明國福州福清の人、神宗萬曆二十年に生れ、家道貧にして、十歳の時學を止め、専ら耕樵を業として母を養ひしが、後、南海の普陀山に至り、觀音大士を禮し、崇佛の心を起し、歸省して母を養ひ、母世を去て後、閩中の黄蘗、鑑源に投じて僧となり、精修して奥を極め、遂に臨濟宗の正傳を得、經山寺費隱の後を受けたり。後光明天皇の承應元年、將軍家綱、禪利一字を創建せんとするや、長崎興福寺の僧、逸念・古石と號する者、台命を奉じ、渡明して隱元を招聘せしに、隱元之を諾し、三年七月來朝せり。時に年六十三、隱元已に到るや、先づ興福寺に開法し、次で崇福寺・普門寺等に說法し、萬治元年冬、江戸に至り、始めて家綱に謁す。家綱寵遇最も厚く、列侯臣屬歸依する者甚だ多し。家綱終に地を山城國宇治に賜ひ、黄蘗山萬福寺を創せしむ。實に寛文元年五月にして、之を本邦に黄蘗宗ある始となす。

横田三左
衛門

駿州九子の澤川に、横田三左衛門といふ者あり、薙髮して智岩と稱し、深く隱元に歸依し、黄蘗山の創建あるに及で、山門を建てて寄附せしが、其の山門は、今尙ほ存すといふ。横田氏は、近江源氏に出で、其祖は、武田信玄の臣、横田備中守の子、甚右衛門の兄なり。大山梅雪に屬し、横山城を守りし、ともありしが、武田氏亡びて後、澤川に住

し、子孫代代三左衛門と稱し、本陣となれり。智岩の父は、内匠助と稱し、墳墓あり。されば梅雪の書も、此家に傳へられ、「別而武具等令ニ支度、可_レ抽_ニ戰功_一所存無_レ比類、因_ニ茲_一、奥津之内、久右衛門尉分、三拾三貫八百文餘、爲_ニ重恩_一宛行_ニ訖者_一、向後、甲府間毎度使者、異_ニ于他_一可_レ勵_ニ奉公_一者也、仍_ニ如_レ件_一。元龜元十月廿九日 花押 横田内匠助殿」などいふもあるなり。

後水尾法皇も、深く隱元を信じ給ひ、寛文三年、勅して法要を問はせられ、尋で御香官幣を賜ひ、舍利殿を

隱元書 横福

乾坤爲我忙我豈
負蒼々念々衛宸闕
時々布徳光心懸白
澤影口放碧蓮香
主慶民康泰陰功莫
可量以此安家國人天盡吉祥
世途平坦々物我樂無疆
黄蘗隱元書示

青木遠江守

(青木家藏)

建立せしめたまひしが、將軍家綱も、亦白馬二萬兩、及び西域木等を賜ひ、堂宇を建立せしめらる。遠州引佐郡祝田村、初山寶林寺の開祖獨湛、及び長上郡船岡山、大智寺の開山法源和尚は、有驗の高僧なりしが、共に隱元の高足にして、其の衣鉢を継ぎしものなり。隱元は、茲年四月の初、號を大光普照國師と賜ひ、三日寂す、年八十二。隱元病に臥するや、死に先ち、偈を作りて曰く、

三月晦日朝病中示衆

病中猶自制_ニ顛風_一 曠劫幻緣一掃空
珍重諸仁須_レ勉_レ力 莫_レ教_ニ昧劫_一主人翁

同晦日晚咄云

一喝喝碎大虚空 萬象森羅一掃空

遠州の黄
蘗宗

事

蹟

若能識得處空概 炬徹三千大夢中

隱元吟じ終り、拍手呵呵、大笑して言ふ、快活快活。

四月三日未時、示寂、素筆書偈云

西來柳櫻振雄風 幻出壁山不宰功

今日身神俱放下 頓超法界一真空

隱元豆

世に稱す、今民間に植うる隱元豆は、隱元來るとき携へ持てるものなりと。○此の寛文時代に、駿東郡不動塚明星の永明寺を移し、沼津町本町に建立す。今此寺を見るに、松の大木あり、蟠屈して庭中を蓋ひ、高さ丈餘、東西七間、南北三間、枝條六十五に分れ、傳へて寶永年中に植うる所となす。三條大納言公修卿の題詠あり。

永明寺の松

陰高く百枝さかえてこの寺の庭に代代ふる松の一もと

鎌田村植煙草

○遠州山名郡鎌田村、始めて煙草を植う。葉形劔先に似たり。○遠州濱松の人僧智鑑、勅を奉じ、淨教を紫宸殿に説く。天皇大に悦びたまふ。時に鐵眼禪師といふ者あり、英名當時に貴し、眼久しく鑑の徳望を聞き、或は其の學海を試みんと欲し、鑑に大谷に參ず、侍者調を通すれば、鑑獅子座に坐して、拂子を拈す。眼見て愕然たり。既にして鑑曰く、仁者何の學ぶ所ある。眼曰く、「首楞嚴を講ず」と。鑑曰く、仁者何の所を指す。楞嚴たるか、眼擬議す。鑑即ち勢至の圓通章に依りて、三般試問を擧げしに、眼悄悄として退けり。其後、鑑の門庭日に熾に、大に祖風を震へり。一日微恙あり、端坐念佛して逝く。年八十餘、事理縱橫集十

僧智鑑

盆踊歌

五卷を著し、世に行はる。鑑、稟性特異、才機超倫、年甫めて十三、智童公に従ひて雜髮納戒し、經籍を耽嗜し、三藏に貫通せり。嘗て鎌倉の建長寺に寓すること三年、碧巖及び諸禪籍を精究し、曹洞の道を傳ふ。初め孤峯山に住し、後華頂山に董し、法幢を樹て、四衆に接せり。京都淨土宗大谷寺の住職にして、字を玄譽と稱す。俗姓は平氏なり。○世に傳ふ、後水尾上皇、嘗て諸國に勅し、盆踊に謠ふ唱歌を集め給ふ。其事の虚實は未だ詳かならざれども、其歌といふは今に存せり。

遠江國 三首

あくればいでてくるまで、身はこになるかはだかむき

ゑんしうはままつひろいようでせまい、よこにくるまが二てうたたぬ

きみはこがらすわれはまた、おはをからすのはねばたき

駿河國 三首

しつておれども人にまたとうて、母のさしづでむかいとれ

ことし世がようておもふよふにかなふ、おやもよろこぶ身もたちて

さまのやうなやうなひやうたん男、川へなかしてなまづとかたりや

伊豆國 三首

こんどこざらばもてきてたまれ、いづのお山のなぎの葉を

ゆふべそがそがふつたるあめは、とらがなみだかかせつよし

事 蹟

宮脇村の
天養院

○遠州佐野郡、日輪山天養院住職蘭山和尚、寺を宮脇村に移し、自から住す。此寺は、龍雲院四世、祥山麟和尚の開山にして、西田村の寺家といふ所に在りしものなり。宮脇村の隣傍に、成瀧・蘭ヶ谷といふ二村あれども、此の二村は、もと宮脇村と合して一村なりしにや、至る所に三村の田地相交错せり。

一説、慶長九年檢地帳に、上蓮寺といふ地名あれど、其所は今の寺家といふ邊なれば、上蓮寺は、天養院の舊號なるべし。云云（群川志略）

慶樹院

○伊勢國桑名侯、豆州宗光寺村、金剛山慶壽院を再興し、曹洞宗を改めて臨濟宗とし、僧紹傳を以て中興の祖とす。慶壽院は、桑名侯亡夫人の法號にして、追弔のために、再興したるものなり。此寺、天正十八年、兵火に罹りて中絶せしことは、當時已に記せり。（豆州志稿）
○二年正月十二日、遠州堀江城主大澤兵部大輔、幕府年始の使者として、京都に上る。依て金拾枚、時服三、羽織を賜ふ。○十五日、久能山德音院學頭敬謙、東照大權現の像を拜し、歸つて其の異瑞に接すといふ。敬謙は、去年十二月廿五日入院せしが、儀畢つて後、社僧に謂つて曰く、「當山學頭入院の後、神體拜見の事は、先例もあるなれば、拙僧も其儀を遂げまく思ふなり」と、因て今日と定めけるが、已に今日となりければ、朝まだき、定智院を案内にて内陣に入り、謂つて曰く、「神君御在世の時、御威つけられたる神體なれば、近づき拜することの畏多ければ、御帳開きは、ただ少時にてあれかし」と、やがて開帳ありしが、敬謙一目見るより、恐多し早く閉帳といふより、定智院やがて起つて之を閉づ。已にして敬謙は、内陣をまかり、歸りつつ思ふらく、「御神體を拜しはしつれ、篤と

德音院敬
謙

家康の靈

窺ひ奉らざりしこそ憾みなれ」と、殘惜しき心して院に歸りけるが、如何しけん、頻りに睡りを催して、我ともなく假寐してけるに、夢現の間より、木像あらはれ來て、敬謙が右なる膝のうへに影向あり、されど敬謙は、初めそれと心付かでありしに、木像は、いと心地よげなる面色にて、ふなゆりせられければ、不可審議に思ひながら、心靜かに見れば、今朝拜したる、神體につゆ違はねば、俄に恐多く、其まま目を閉ぢ、早早山へ御上りあれかしと、心に念する程に、夢は覺めつるが、一時ばかりは、無性の態にて、殊の外疲れたりとぞ。（駿河記）これ定に不思議なれども、素より他人の、私議すべきことにあらずなむ。（神德集附録）

可睡齋

○十九日、遠州可睡齋年始の使僧等、暇を賜はりて歸る。時に時服・白銀等を下賜せらる。是れ去る十五日、出府し、進物を捧げて、年始の禮をのべし者なり。○二月、天主教禁制の高札を更め建つ。其文は舊に依る。又、各驛に、人足駄賃の高札を改め建つ。文は凡そ五通にして、舊に異ならず。

定

天主教禁
制

一切支丹宗門之事、累年御制禁たりといへ共、彌、以無斷絶、急度可相改、自然不審成もの有之者申出べし。御褒美として、

一 伴天連之訴人 銀五百枚

一 いるまん之訴人 銀三百枚

一同宿並宗門之訴人、銀拾枚又は百枚、品に可寄。

右之通可被下之、若隠し置、他所より顯るに於ては、其五人組迄可爲曲事之旨、堅所被仰出

事蹟

也、仍下知如件。

延寶二年二月

定

貨錢

- 一 寛永之新錢、金子壹兩に四貫文、壹分には、壹貫文之商賣たるべし。若致違背、高下之賣買仕に於ては、双方より、其賣買之一倍、過料として可出之、並其所之年寄、過錢貳百文、其外者、家壹軒より、拾疋づつ可出事。
- 一 大かけわれ錢、かたなし、なまり錢・新惡錢、此外撰べからず、若撰む者、古錢を押して遣ふ者有之者、其所に三日さらし、或者十日牢舎たるべき事、
- 一 新錢之儀、何れ之所にても、無御免して一圓不可鑄出之、若違犯輩有之者可爲曲事、新錢被仰付之上者、或者禮錢・散錢等にも、古錢一切取扱ふべからざる事。
- 一 御料・私領共に、年貢收納等にも、此御定之通不可違背事。
- 一 似せ金銀賣買、一切停止たるべし。自然持來るにおゐては、兩替屋にて打潰し、其主に可返之、並はつしの金銀、似せ金銀、金座・銀座へ遣し相對すべし。兩替屋之外は、賣買すべからざる事。
- 一 右條條、可相守此旨、若違背之族於有之者、速可被處嚴科者也、仍而下知如件。

延寶二年二月日

此の新錢の高札は、寛永十三年子六月朔日のものと、大概文言同斷なり。但、江戸、並に江州坂下にて、新

錢鑄出を命ぜらるる主旨なりき。

條 條

藥種

- 一 於諸國、似せ藥種、一切可爲停止、若似せ藥種商賣仕輩あらば、訴人に出席し、急度御褒美可被下事。

附、毒藥、一切賣買仕るべからざる事。

作料

- 一 商賣之輩、諸色一所に買置、メ賣仕べからず、並申合、諸事に致べからざる事。
- 一 諸職人中合、作料手間賃等、高直に仕べからざる事。

徒黨

- 一 右條條、可相守此旨、若違背之族於有之者、糺輕重、或死罪、或流罪たるべし。惣而誓約を成し、結徒黨輩有之者、御穿鑿之上、可被處嚴科もの也、仍而下知如件。

延寶二年二月

定

喧嘩

- 一 喧嘩口論令停止之、自然有之時、至其場一切不可出向事。
- 一 從公儀被行死罪之族有之刻、被仰付輩之外、不可掛集事。
- 一 人賣買、一圓停止たり。若猥之輩於有之者、其輕重をわかち、或死罪、或牢舎、或可爲過料事。

附、口入人、同罪之事。

奉公年期

- 一 男女抱置年季、十ヶ年を限るべし。過拾ヶ年者可爲曲事事。

事 蹟

一古へより、其領内に有來輩たりといふとも、他領へ相越、年久敷有付、妻子をも令所持、其上科無之者よびかへす儀、可爲停止事。

一手負たる者を隠し置べからず。物而辻立・門立すべからず。並顔を深く包隠す輩あらば、可爲曲事事。

火事

一火事令出來者、役人並御免許之輩之外、不可馳參、但、役人差圖之者は格別之事。

一火事場へ下下相越、理不盡に罷通におゐては、御法度之上申聞せ、通すべからず。若承引不仕におゐては、搦捕べし。萬一及異義者、可爲討捨事。

一自今以後、火事場にて、金銀・諸道具等ひろいとらば、即時町奉行所迄持參すべし、若隠置、脇より顯るにおゐては、可被行死罪、並拾物令隠置者、訴人に出べし。縦同類たりといふ共、其科をゆるし、御褒美之高下有之、而急度可被下之、勿論盜取輩あらば、訴人に可出、是又、御褒美可被下事。

右條條、可相守之、若於有違犯之輩者、速に可被處嚴科之旨、堅所被仰出也、依下知如件。

延寶二年二月二日

定

高札令條
厲行

一御高札之趣、其外御法度、被仰付候品品、違背之族於有之者、道中宿宿年寄、其日之月行事、可被行曲事之間、可存其旨事。

博突
遊女

一今度御添札之通、宿宿難有可存候、彌、以道中往還之衆、風雨之時分も、縦如何様之義候共、公儀御用者不及沙汰、下下之義たりといふ共、不存疎略、人馬無滞出し可申事。

一博突うち、其外いたづらもの、宿中無油斷相改之可申候。勿論、遊女置申間敷候、若置之、其女其所之守護人、御代官へ可申出條、從其方改出之、彼女も可被行曲事候、其所之庄屋・名主・五人組迄、悉可被行同罪事。

川越賃錢

一川越賃之儀、其時之間屋所にて、雇ひ賃を相究、高直に無之様、急度可申付之、水出川越候得共、問屋人川端に人を附置、近所之村より、川越出候共、問屋其日相定候、やとひ賃之外、多くとらせ申間敷候、自然於致違背者、後日相聞候共、問屋・年寄・月行事可被行曲事、別人通多時分、又者風雨之節、晝夜共に、油斷仕間敷事。

荷物似せ
札

一荷物之上に、葵之御紋立札不仕候之様、常常往還之輩へ、宿宿にて可申渡事。
附、町人之荷物、國大名之似せ札、仕るべからざる事。
右之條條、違背之族於有之者、縦後日に相聞といふとも、糺科之輕重、或死罪・牢舎、或可爲過料、在在所所にて、此條條之趣を考、堅可相守者也。

延寶二年二月 日

音羽山清
水寺鑄鐘

○此月、駿州有渡郡南安東村音羽山清水寺、鐘を鑄鐘樓を建て、以て之を懸く、鐘樓の大き壹丈四方あり、鐘銘に云。

事 蹟

鐘銘

願諸賢聖 同入道場 願諸惡趣
俱時離苦 冥ひ死ひ乱れ死文

駿河有渡郡南安藤音羽山清水寺

于時

願主 法印有惠

延寶二寅二月吉祥日

諸衆敬白

治工

近江粟太郡辻村住

田中六左衛門藤原勝氏

同治左衛門藤原良次

此時、江川町に小西仁左衛門といふ者あり。諸堂を建てて寄附す、されば、此堂を世に小西堂と稱すとか。

觀音堂 東西五間二尺八寸 南北四間一尺五寸 流破風造四方 椽側四尺二寸

毘沙門堂 三四間 庚辛堂 二三四間

閻魔堂 四間

大師堂 六間

地藏堂 二丈

(駿河國新風土記)

白羽赤尾

鶴巻田

東海道各驛の拜借

○三月、白羽赤尾の鶴あり、駿州小坂の田に飛び下り、餌を養ること終日、去て、觀音堂の境内なる、古松樹の枝間に息ひ、夜の明るを待ちて、再び同じ田に下つて、食を養ること凡そ三日に及びしが、其後は、終に來らずなりぬ。土人これを奇とし、此田を名けて、鶴巻田といふ。○五月、幕府令して、東海道・中仙道二道の諸驛に、錢貨を貸與せられしが、其高合して、十四萬千七百貫文なりき。今試みに、東海道各驛の拜

下田奉行の奥力同心

借金を問へば、品川より枚方に至る、六十六驛のうち五十五驛は、每驛各千貫文にして、駿州由比驛は三千貫文、遠州橋本・江州守口の二驛は、各四百貫文、而して六郷・馬入・富士・天龍・熱田・桑名の六津も、亦之に同じく、安倍・大井二川の川越夫は、各百貫文にして、東海道の合計は、錢高六萬千四百貫文なりきといふ。凡そ此の拜借金は、金壹兩の錢價を四貫文と定め、丁巳より丙寅を限り、年ごとに、金二千九百七十七兩貳分づつかへしおさめ、その券は、金奉行のもとへ差出だすべき旨を達せられたり。(徳川實記・大成令補遺・御當家令條) ○六月廿三日、下田奉行に、與力五人を増して十人となし、同心廿人を増して五十人となす。

與力

現米八十石、引越料金拾貳兩。拜借金廿五兩。吟味懸三人、御手當金三兩。同見習一人、御手當銀二枚。地方懸二人、御手當金三兩。同見習一人、御手當銀二枚。

同心

現米十石三人扶持、御手當金七兩。引越料金六兩。拜借金六兩。組頭五人、三人扶持。同見習一人、一人扶持。定廻役六人、御手當金二兩。廣間役書役兼帶六人、御手當同斷。

人、御手當同斷。

公領海邊の漁を禁す

○廿八日、公領の海邊に到り、他國漁師の漁獵するを禁ぜらる。

一各御代官所、海邊之村村の内へ、他國の獵師來り、所の百姓と申合、猥に致し獵候由承及候間、浦方可被し遂に穿鑿候、運上をも不出、猥に獵致候を、其通りに被し指置候はば、各可爲し不念之間、自今以後は、猥に無し之様可被し相改候。

三宅嶋流

○七月五日、元賄頭岩手作五右衛門信直、並に子孫とも、伊豆國三宅嶋に流さる。勘定引負あるに依りてな

事蹟

り。其の罪状を記すものに曰く、

先に御婚頭に在る間、年ごろ會計を怠り、加之、負逋多かりし事公聽に達し、糺明せらるる處、其罪輕からずといへども、死刑一等を宥め、遠流に處せらる。云云

久能山

信直は、寛永二十年五月十五日、六郷川橋を造らるるにより、揖斐半左衛門と共に、駿・遠兩國におもむき、用材を伐ることを、命ぜられしことある人なり。○八月十七日、駿州久能山の學頭德音院・目代新見市右衛門正次・並に東叡山の役僧を幕府に召し、久能山の判物・下知状等を授けらる。蓋し、榊原越中守照清、久能宮奉仕の職をやめ、ただ門衛の事にのみ奉仕することとなり、新に神領を加へられたるによるなり。○此頃、永井伊賀守上洛により、吉田家を以て、無位の社人に、裝束の事を掌らしめしが、是より、吉田家を、神道管領など稱するに至れるなりと。○廿五日、大久保山城守・山田十太夫等二人、駿府加番を命ぜられしが、一人づつ御目見、拜領物例の如し。○廿九日、廣敷番佐野市郎右衛門、并に其弟新五右衛門は、切腹を命ぜられ、其弟甚助は斬罪、市郎右衛門の子二人は死罪に處せらる。先に市郎右衛門等兄弟三人、共に相謀り、駿河の茶商を切害したる事ありしが、尋で其事露見し、市郎右衛門は南部武太夫直政に、新五右衛門は土井周防守利益に、甚助は戸田備後守重種に預けられしが、此に至て、歩行目付檢視のところに、各、處刑せられたるなりとぞ。(徳川實記) ○九月廿二日、駿河國清水港、船頭細井左次右衛門勝興は、先手頭を命ぜられ、馬場三郎右衛門利尚は、御船手を命ぜられ、各、高二千石を領じ、船頭向井將監正方が子、式部正盛

駿河の商人殺

その後を續ぎ、父の原職を命ぜらる。(徳川實記) ○此歳、遠州榛原郡竹下村に、大井大明神を勸請せしが、

清水船手

竹下村

齋藤嶋の古墳

此宮は、是まで横岡村に祀りしものなり。此の横岡村の東部に、齋藤嶋といふ所あり。此に古墳あり、松樹を植ゑて標とせり。傳へて、齋藤左衛門三郎の墳墓となす。蓋し齋藤嶋といふ地名も、此の古墳に因むなり。

駿河檢地清水村八幡宮

左衛門三郎の傳記、及び家系詳かならずと雖も、遺物として、鎗一本を傳へて、家寶とせり。(掛川志稿) ○駿東郡檢地あり。清水村八幡宮に、朱印地十九石四斗五升九合を加へ賜ひ、慶長九年賜ふ所の、二十石と合して、三十九石四斗五升九合とせらる。此の八幡社は古來境内廣く、社殿は西方に面し、足柄の古途に臨みしが、天正十九年、函根山新道開鑿の擧あるに及び、東海道往還も變更せしかば、社殿の向を改めて南面せしめ、以て街道に臨ましめしが、是れを今の形状となす。

白旗大明神

藤原爲冬遺蹟

清水村の近郷所領村に、白旗大明神社あり、建武の忠臣、二條中將爲多卿を祀れり。世傳に曰く、建武二年十二月十一日、脇屋義助兵七千を率ひ、皇子尊良親王を奉じ、賊軍と足柄山に戦ふ。時に大友貞載・鹽谷高貞等反して賊に降り、義助が竹之下の本營を衝きければ、官軍大に敗れて潰走せり。藤原爲冬、之を見て大に驚き、身を挺して敵鋒を冒し、輕兵を麾して奮闘しければ、親王間を得て、義助と共に佐野原に奔る。既にして、爲冬腹背敵を受け、身も亦數創を被りたれば、從士と共に退き走り、潛に小徑を走り、鮎澤川の下流を涉り、所領村に退き、農夫藤太夫の家に投じ、以て食を求めらる。藤太夫即ち藜藿を以て箸を作り、粟を以て赤飯を炊ぎ、以て之を供せしが、後、爲冬は、林場に入て自盡して薨じ、從士七十五人悉く殉死せり。村民等これを哀み、主従の屍を收めて、其地に埋葬し、墓碑一基を建てて其標とし、號して白旗大明神といふ。云云

渡瀬宗二

○此頃、富士郡森嶋に、渡瀬宗二といふ者あり、其子を清八といふ。其先を詳にせずと雖も、山緒正しき人の苗裔なりといふ。宗二若冠のときは、仕官せしこともありしが、常に世を厭ふ心ありしより、遂に官を辭して職を去り、此地に至つて居を卜し、子孫永住の所とす。宗二此地に住して後は、全く世俗と絶ち、専ら方外の遊をなし、常に思を浮雲の外にのべ、興至て禁じ難ければ、和歌に託して其志を遺る。草庵の側に小堂を營み、西行の像を刻みてここに安置し、朝に夕に禮拜し、香花を手向けて怠らず。若し他に遊ぶときは、必ず抱きゆきて、須臾も其身を離すことなし、山野に於ても、共に風月を樂まむとの意なるべし。されば、宗二の行は、すべて心の動くままに任せたるものにて、庵はあれども、貯ふるものとは、金穀衣服は固より、器物の一もあることなく、寔に樹下石上を家とせし、古へ人にも異なることなければ、西行の像に、行住坐臥、めがれするを欲せざりしも理りぞと思はる。斯れば、東海道を往來する者にして、風月を友とする騒客は、いふまでもなく、月卿雲客、さては大小名の、爵位貴き人人に至るまで、其の爲人愛せざるものなく、富士の黒法師と稱して、其の幽寂なる草庵を音づれ、或は駕を止めて、清談を交ふる者、或は雅詠を賜はるもの、勝けて數ふべからざるばかりなりしが、茲年、中院・日野兩卿にも、江戸に下らるる途、特に駕を宗二が幽居に寄せられければ、宗二喜びて、一首の詠草を呈して之を迎へけるに、二卿も之に返歌を與へられける。今其家に一軸を藏せり。文は竹洞野節の筆なり。曰く、

富士の黒法師

今茲仲春、日野亞相藤弘資卿・中院亞相源通茂卿、奉勅使到於江府、路過駿州吉原驛、驛之邊邑、曰、加嶋、有隱人渡瀬宗二者、卜居于休適齋、好詠倭歌、二卿愛其爲人、叩其柴扉、暫休焉、山花

滿徑、碧苔侵堦、閑趣不可得言矣、開窓則士峯之雪、足洗其心目、二卿乘興不回去、宗二賦倭歌、呈二卿、二卿即作答歌、書而與之、宗二喜而珍之、頃日、宗二來府、以其歌示余、且記其事於紙屋、余曰、子是雲水人也、豈以貴客入陋巷爲榮者乎、二卿者、當世倭歌之宗也、子之崇而榮之者宜乎、因書以應其需、時延寶甲寅孟秋下浣、竹洞野節書于吾伊庵中。

兩卿入りませし時奉る

宗二上

又もとへ蒲の屋どりはたえずこの軒場につもる富士のしら雪

返し 通茂卿 花押

春いく世とふともあかじ此やどの軒場の富士の雪の光は

同 弘資卿 花押

春ごとに又こそとはめ富士の雪軒場の花をやどのあるじに

元祿の頃、白川二位雅光王、此家に入ませし時奉る 宗二

草の戸の露の光もわすれめや大内山の月をやどして

返し 雅光王

草の戸の露の光もわすれめや大内山の月を見るとも

(駿河志料・駿河記)

嘗て、徳川將軍旗下の士に、姓は源、井上重澄といふ者あり、宗二が風を慕ひ、其廬を訪うて共に遊びしこともありしが、後その廬のさまを記して云、

事蹟

西行木像

爰にするがの國、よしはらの驛路の、かたるかなる所に、加嶋といふ里あり、それにすめる隠者あり、休適齋宗二といふ、としごろ和歌をこのみ、圓位法師の風をしたふ。よつて、中院前大納言顯茂いつくしみたまふあまり、關東參向の諸卿、みなとひよりて、雅詠をとどめやすらはる。其所に草廬をむすびて、風靡堂となづく、こゝなん、ふじのけぶりの、そらにきえてとながめし遺跡ならし。すぎし年、源高門京極西行上人の古刻の木像高五寸、髯にて五寸四分。左の膝を立て、左手に、念珠を拵たる形なり。并に式部卿の宮八條智仁親王ふじの御當座ありし御筆の短冊、(心あての雲も霞し露にて、天の原なるふじのしら雪)、此二色を家什にとて、彼堂におさむとぞ、予も、柳營につかふるいとま、此道の友なふ月下燈前、代代の撰集を巻かへし、上人の秀歌の、勅選にいりたるを、うらの藻かりあつめて、なみのたよりによせて、幽物の一具となす。不朽のかたみに、のこさむとなり。云云

聞説く、公卿方は、宗二を、富士の黒法印と異名せしとかや、宗二が子孫は、今横割にありて、三卿の染筆と、宗二が常に所持して放たざりしといふ。伽羅木の西行像とは、仍ほ秘藏せりと。(大正十二年三月拾七日脱稿)

駄賃増加

◇三年正月、道中奉行高伊勢守・甲斐喜右衛門・徳五兵衛・杉内藏允四人連署を以て、豆州三嶋の間屋・年寄へ、覺書を下附し、箱根・小田原等への、駄賃増加を命ぜらる。

一箱根より、三嶋・小田原への駄賃、拾一年以前已年、増被下候得共、右兩所より、箱根への駄賃錢者、跡跡之通にて有之付而、此度、三嶋・小田原より箱根への駄賃錢、壹宿へ、本荷壹駄三拾文、荷なくば拾八文、人足賃は拾五文増被下候間、自今以後、右之増錢之通、永代可取之候、以上。

延寶乙卯三年正月

道中奉行連署

(世古家藏)

宇都の谷

○二月十日、洛陽の僧、松堂といふ者あり、駿州宇都の谷に至り、住民忠左衛門の家を訪ひ、其の家寶とせ

る、豊太閤の道服を見、遂に其記を作り、以て忠左衛門に與ふ。是れ昔者天正十八年、豊太閤小田原征伐の時、忠左衛門の祖先、忠左衛門といふ者、馬脊を太閤に献じたるに、其賞として下し賜はりし物にして、其の事實は、已に當時の史に見ゆる所なるが、爾來子孫相傳へて秘藏し、代代の家寶として、今に至れるものなり。若し此家に傳ふる説を知らんと欲せば、其記を見るに若かず。或曰く、此の羽織は、見る人ことに懇望して、二三寸づつ裁取りゆくゆゑ、今はその羽織、半分ばかりになりしと。(甲子夜話)

關白秀吉紙衣記

記豊公紙衣

詩曰、蔽帝甘棠、勿剪勿伐、是詩人懷召伯之所也、昔豊公秀吉、屈起草莽、中併吞六六州、其間、危急存亡、百死一生、其跡殆徧東西、凡有所經過處、人以傳於今日也、懷秀吉之所也、天正間、北條氏直蟠居關左、虎視天下、不朝京師、於是、秀吉擊光秀於山崎、伐勝家於越前、其威應昇、其德龍起、自率數萬精兵、問氏直罪於相小田原、乃過此山、時路峽岸險、僅通一騎、秀吉只單騎而行、馬僕不得從之、時秀吉馬數蹶、馬蹄鞋穿、秀吉愁之、土着民有忠者、持馬鞋進之、跪而鞋秀吉馬蹄、秀吉莞爾曰、汝名何乎、忠匍匐答曰、僕名忠、厥後、小田原城潰散、秀吉凱歸、再過此山、召忠曰、爾先以馬鞋救吾急也、吾褒爾而已、因許山中租稅不斂、且脫自所服紙衣、與忠曰、以此爲後世信乎、到今過九十年、雖世易人不改、紙衣猶傳之乎、忠家乃不斂租稅一如初、嗚呼民之到今稱秀吉宜哉、余今春過此、聽有紙衣、到忠家請而視之、其衣甚舊、紅裡黃衿、衿之上下、繡以青絲、有菊英浮水樣、會懷秀吉尾陽鄙人、與予同其鄉土、一旦攀

事

蹟

信長之龍鱗、職到關白、位叙一品、六十餘國、握其掌中、四百餘州、懼其劍光、可謂希世之人也、故雖所着衣、所過路人、以傳於百載、予今記此事、爲忠家祕記、云稱爾。

時延寶三乙卯年春二月十日

洛陽花園後學 釋松堂叟撰

此書、撰文の月日を、上文の如く記すと雖も、其實は、後五年に至りて、訂正したるものなり。其故は、松堂自から書する所の、跋文に依て明かなり。

予先逆旅爲此記、倉邊所綴文字、血脈多不貫綜、爾後三年、再又作爲此記、四百十六言、託旅人以與、忠左衛門、往來之人、視秀吉之紙衣、則先開此記、可知其始終。

時延寶第五丁巳三月廿一日

沙門松堂叟手跋書 (甲子夜話)

跋文に四百十六字と記せども、現在四百十八字あり、傳寫の際誤りたるものか。宇津の山は、古來の史上にあらはれたる土地にして、詩人の吟詠に入ること亦少なからず、東紀行に云、

故殿、「ゆききせし比もしばしの夢の間に又けふゆる宇津の山道」と
詠せたまふを、

ありし世のゆききはいつのかねごととしたふ心は宇津の山道

冷泉爲村

宇津の山 又、俳句も數多あるべし。宇津の山にてと、端書して、

むらさめの葵使や宇津の山

重原

岩鼻や小春を眠る孕猿

木朶

めぐる日に照らしかへけり葛紅葉

祖風

細道や葛の葉うらのかんこどり

籬嶋

十團子に氣のつく梅の苔かな

巢兆

葛楓腹に茂るや十團子

宗因

その露を柳にかけよ十團子

桐雨

春三月團子ぬくみんうつ山

路通

夏の日、急ぐ用ありて、あづまの方へ赴く時

班竹 (東海道名所圖會)

みじか夜をよぶかにたつて夢うつつ宇津の山邊を走る雲竹輿

淺井了意は、東海道名所記に於て云

十團子

坂のあがり口に、茅屋四五十家あり、家毎に十團子をうる。其大さ赤小豆ばかりにして、麻の緒につなぎ、いにしへは、十粒を一連ねとしける故に、十團子などいふならし。これにつきて、不圖思ひ出せし事あり。四月十六日に、三井寺に、せんだん講といふ事あり、それを、俗に千團子といひならはし、團子一千をつくりて、もちてまわれば、子どもの首かたしとかや申つたへし。宇都の山のたうげは、道せばく、一騎うちに通る難所なり。峠に地藏堂あり、又、下り坂口にも地藏あり、清水ありて、夏旅をたすく。玉葉に、宗尊親王の歌に、

事蹟

茂りあふ蔦も楓も紅葉して木陰秋なるうつの山越
樂阿彌十圍子を見てよめる。

小粒なるうつの山邊の十圍子しかもかたくて齒にあはぬなり

又、山東京傳は、其の「女六部仇を宇津谷」に記して、

東海道第一の名物、宇津谷の十圍子は、云云、水晶の珠數を、模象したる物なりとぞ。然ればにや、細小なる米の團子を、白木綿の糸に申き、珠數の如くにして鬻ぐなり。往來の人、これを求めて、疱瘡、麻疹の守となし、又、嚼碎て、毒虫にさされたる所へ塗抹するに、功極めて妙なり。年經る程透明に、後には燧石の如くなるなり。此書を編む折、口より轉び出るままに、

十圍子や命をからむ蔦の露

なども云ひて、古より、駿州の名所舊蹟に數へられて、其名夙に著はる。駿河の名所舊蹟ともしいへば、大凡そ岡部、蔦の細道、木枯の森、清見瀉、三保の浦、奥津の里、富士山、田子の浦、足高山、浮嶋が原等なりと、日本鹿子は列擧して、此の宇津の山をも加へて、且つ解説をも施ししが、此等の各所に就いては、此史已に數多ところに記したれば、今は漏しつ。○十七日、幕府命じて、金百兩を、上州高崎の大信寺に賜ひ、以て故駿河大納言忠長卿の墓碑・祭器等を、修造せしめられしといふ。○廿七日、東海道・木曾、兩官道の驛路、困迫するを聞き、幕府、歩行目付二人を遣はして、之を巡察せしむ。是れ、人馬賃錢の律を、増加せんが爲なりとぞ。(徳川實記) 時に東海道へは、藤井善右衛門・瀬戸彦右衛門等、二人を派遣せられしが、

忠長の墳
傳馬駄賃
増加

濱松の傳馬

二人親しく各驛を巡檢し、道中の退轉、傳馬の衰弊等を吟味したる後、駄賃錢三割増、木賃錢一割増たるべき由を命じ、其旨を記して、之を下附せらる。此時、遠州濱松驛より、上申したるものあり、之を見れば、略ぼ當時の實狀を察するを得べきか。上申書にいふあり、曰、

一馬數四拾七疋

内 三拾疋

荷付馬 輕尻馬

一米壹升ニ付

六拾四文

一大豆壹升ニ付

五拾八文

一錢壹貫文ニ付

五貫五百五拾文替

人馬一日之飼料夫食覺

一八拾七文

大豆 壹升五合

一七拾貳文

かいば 四連

一四拾八文

こぬか 四升

一拾貳文

わらぬか

一貳拾四文

たきき

一四拾八文

馬方夫食

メ三百貳拾六文

事蹟



驛の圖 (慶長志)

此に依て見れば、宿馬の退轉は、寛文の頃に比して、更にまた一層甚だしき状態に陥れるを知るべし。而して此月また、奉行高木伊勢守より、

宿宿傳馬退轉に付、御役人馬持立候爲め、此度拜借被_レ仰付云云、
退轉之人馬、不_レ殘持立、御定之馬數、持揃可_レ申、云云

彦助堤

大天龍川

馬込川

等と、しばしば宿並一統に、觸書を廻されたれども、其効は見るべきもの少く、兎角に馬數を持揃ふことは、難きわざなりきと見えたり。(濱松宿御役町由來記) ○三月十七日、遠州大天龍川の沿岸に、彦助堤修築の土木を起し、數月を経て、纔に工を竣ふるを得しが、之が爲には、龜玉郡新原の人松野彦助、自から水に投じて犠牲となりし義舉あり。彦助堤の名も、亦之に因て起るといふ。當時、大天龍川といふは、豊田郡鹿嶋村より流れて、龜玉郡に入り、數多の村落を貫流し、漸く南流して、敷知郡馬込村に到り、馬込川と稱して尙ほ南走し、洋洋乎として南海に朝する川なりしが、(曳馬拾遺) 夏秋の候に入り、一朝豪雨降ることあるときは、朝に夕を待たず、忽ちにして河水氾濫し、水勢激迅、濁流兩岸を衝き、沿岸の民戸をして、負擔奔竄に追なからしむること、年年一再に止まらず。若夫れ、淫雨數日に亘ることもあらんか、堤防潰決し、河流横溢し、砂礫を送り良田を埋め、禾穀を流し桑麻を枯らし、桑海の變も、曾て一瞬なる能はず、村落忽ち食に窮し、人みな菜色を生じ、食を道路に乞ふ者、亦少しとなさず。是を以て、一たび大雨あるに遇へば、沿岸數里に亘りて、居民は暫くも、枕を高くして眠ること能はざるなり。慶安元年六月十八日、遠州豊田郡鹿嶋村の人、孫尉といふ者あり、朱印の繼目を請はんがために訴へ出でたる文書あり、以て此の川筋を知る資料とするに足る。

大天龍川
溢居民飢

乍恐書付_テ以御訴訟申上候

一權現様、濱松御城御取立之時、奥_ノ御材木筏下、拙者祖父孫亟、馬籠川迄乗下申處、權現様馬籠川ニ而、御馬被_レ爲_レ冷、御直ニ御覽ニ成、則御詫ニ、木壹本にも、數百人之人足入可_レ申處ニ、唯一人二人して、大分之材木乗下し申義、
近比調法なるもの共の由、御詫被_レ成、則淺井六ノ介殿・小栗仁左衛門殿兩人ニ致_レ仰付、御城へ被_レ爲_レ召、此御朱印頂戴仕候。其上、御米百俵・麥百俵御拜領仕候。御朱印之儀ニ御座候條、今度御繼目之御朱印、頂戴仕候様ニ奉_レ願上_レ候、以上。

慶安元年子ノ六月十八日

遠州鹿嶋

孫 亟 印

御奉行所

松野彦助

爰に、新原村は、此の沿岸の一村にして、特に河水奔流の衝に當りければ、居民の災害を被ることも、亦他村の比にあらず。殆んど毎歳の例の如くなりて、其の修復の費も亦、毎歳測られざるものありしなり。時に彦助一村の里正となり、之を見て、慨然として以謂らく、「限ある民力を以て、限なき工事を治むるは、恰も杯水を撒して、車薪の火を救ふに異ならず、争でか其の成功を期すべけんや。併も只、其の成功の期し難きのみならず、之が爲に民力を用盡し、人人皆な業を失ひ産を破り、妻子眷族離散して遂に此土に安んずる能はざるに至るやも測るべからず。因て惟ふに、今の計を爲すものは、官に請うて以て助力を仰ぎ、協心戮力、以て大堤を築き、以て永遠の害を除くに如くはなし」と。

事蹟

新原村

當時、新原村は、氣賀村近藤氏の領邑なりければ、彦助は、直ちに馳せて氣賀に至り、領主に見えて、事情を具陳し、偏に築堤の擧を助けられんことを請ひ、次ぐに涙を以てせしかば、之を聽く領主も木石にあらざれば、如何でか感動せざらん、直ちに之を聽許せられけり。然れども此擧や、獨り氣賀領のみの能する所にあらず、金指・内野二領主の領邑に跨れば、二家の贊同をも得ざるべからず。因て彦助は、氣賀より直に彼の二家に至り、親しく實情をのべて請ひけるに、二家また其情を哀み、速に之を許容せられける。此に於て、三家相議し、更に之を濱松城主太田攝津守資次に議り、其の承諾によりて、議漸く熟せしが、其の熟するや、爰に始めて、四家の監督に頼り、大天龍治水の大工事を起すに至りたるなり。而して之を見たる彦助の喜びは、果して如何にかありけん。彦助は、其の素志の貫徹するに力を得てか、里正の身にありながら、自ら衆に先だちて、鍬を振り籠を荷ひ、傍ら人夫を勵まして、奮勵努力至らざる所なかりき。

川普請困

元來此の工事は、古今人の認めて難事となし、其利の大なるを知りつつも、未だ曾て着手せざる所なりければ、素より旬月の能く成すべき所にあらず。加之、村民千百の勞力も、日に日に流水の爲に奪去られ、水底に没して影だにとどめず、毫も其效の見るべきもの現はれざれば、人漸く望洋の感を懷き、得失の相償はざるを疑ふに至り、遂に倦怠の心を生じ、事を半に止めんとする趣の、微に村民の風情に見ゆるものありければ、彦助の愕きはまた尋常ならず、日夜憂慮して以爲らく、「若し一たび此機を失はば、復た何れの時か、此の工事を成すを得ん、また何れの日か、此の沿岸村落の害を除かん、而して又何れの年か、此の村民の心を安ずるを得ん、此の工事の、成ると成らざるとは、實に此村の存亡興廢、百世の安危の分るる所なり。あ

彦助勵村
民自投川
底

あ我當に如何すべき」と、嗟歎累日、殆んど寢食を忘るるに至りしが、遂に決する所やありけん、一日、急に村民を招集し、擧つて普請場に至らしめ、衆に向ひ、慨然として告げて曰く、此の堤防工事起て以來、諸氏が日夜の勞苦は、遠近共に知る所なれども、其の勞苦や空しく水底に沈みて、毫も其形を止めず、従て其の成功の期の、未だ確に知り難きは、上下の共に遺憾とする所なり。然れども熟、これを惟みるに、是れ全く天下に名だたる、激流の致す所にして、決して諸氏の勞力の、足らざるに因るにあらず、是に依て見るも、余は益、この工事の必要にして、缺くべからざるを知るなり。抑も百年の大功は、短日月の能くする所にあらず、之を企つる者は、其始に於て、適に其の覺悟なくんばあるべからず。故に若し、苟も功の速に成らざるを見て、忽ち倦怠の心を生ずるが如き者あらば、是れ子孫の計を知らざる者、子孫の幸福を祈らざる者と言はざるべからず。諸氏若し子孫を慮らば、請ふ千挫不屈、以て此役に従事せよ、余嘗て聞く、急流激湍にして、人力の當り難き所と雖も、若し人あつて、生ながら水底に沈まば、其の精魂に依て、能く其勢を挫くべく、また能く堤防の基を固うし、築くものは決して成らざるなく、成るものは千歳潰決の患なし、之を稱して人柱といふと、此言果して信ならば、吾無似なりと雖も、豈に敢て生を愛むものならんや、惟ふに吾が春秋已に半百を踰ゆれば、死すとも憾なし、惜むに足らざる吾が命を以て、沿岸村落、幾千人の幸福に換ふるは、吾が素より望みて措かざる所なり。吾今、急湍にして、最も防ぎ難き所に投じ、以て此の地方の犠牲とならん、諸氏請ふ努力せよ」と、言未だ畢らざるに、身は已に激流渦中に在りき。

人柱

衆之を見て、事の意外に驚き、暫くは周章狼狽するのみにて、爲す所を知らず、徒に、消えて行くうたか

たの跡を見て、嗟歎するばかりなりしが、其後、村民等互に相戒め、彦助をして徒死せしめじとて、夜を日に繼ぎて、奮發勉勵し、老幼相携へて、土工に従事しければ、大天龍の激流も、之を破る能はず、遂に堅固なる堤塘を築き、以て百年の大害を除くを得たり。此に於て、村民彦助の功を思ひ、新堤を名けて彦助と名け、其地を名けて彦助と稱し、務めて其名を存せんとせしが、後世また大天龍の流域變じ、其蹟僅に水滸を存するに及で、是にも亦彦助の名を負はせたりといふ。新堤の土木已に竣工し、水害の患なしと見るや、堤を距ること數町の所に、小祀を營み、彦助の靈を祀り、彦助神社と稱し、毎年六月十五日例祭を行ふ。蓋し彦助の人柱に立ちし日なり。而して官また彦助の義心を稱し、祭料として、毎歳米八斗を賜ひ、且つ埋立地四反歩餘、實は數町歩の地を與へ、其租を免して、子孫に傳へしめ、江戸幕府の間、毫も變更することなかりきとぞ。(松野彦助傳) ○四月五日、伊豆代官伊奈兵右衛門忠易、唐作りの船を裝ひ、下田港を出帆して、八丈嶋・無人嶋等に航せしむ。

彦助神社

八丈嶋航行

寛文十年、去年被_レ仰付_テ唐船造_シ之船壹艘五百石積、出來江戸へ廻す。
一延寶三卯年、江戸より唐船造の船にて、嶋谷市左衛門、無人嶋へ乗り渡り、閏四月五日、豆州下田出船、同廿九日、嶋へ着、六月五日彼嶋出船、同廿日江戸着。(船圖雜記)
先是、紀州の船、國産の蜜柑を積みて、江戸に至るに、遠州灘にて暴風に遭遇し、漂流して極南の一嶋に到りしが、再び波濤を犯し、歸て後、嶋中見る所の状を訴へ、嶋中居人なく、奇怪の草木・鳥獸等、多く住する由を述べければ、官また召して、細に其趣を問はるることありしが、遂に此學を見るに至りしなり。(徳川實

記・玉露叢) 或云、此時の乗船は、肥前の人、嶋谷市左衛門等三十八人なりと。會計府中の文書に、三月廿一日之狀、三月廿四日來る、今村傳三郎として曰、

定

一唐船造之御船舟道具認、今廿一日辰之刻に、日和能出船仕候、御船之水主共散、相煩、就_キ其、只今迄出船延引迷惑之由、上乘船頭申候。

下田不漁

一下田杯も、當年は、唯今迄獵無_ニ御座、米高直故、殊之外詰り、飢饉仕迷惑申候、此分爲獵無_ニ御座候はば、大形及_ニ餓死_ニ可_レ申候、體見及_ニ申候、委細之儀は、頓而參府可_レ仕候間、其節面上可_ニ申上_ニ候。
一當所、麥、草生散散にて、殊の外違申候、百姓彌、困究迷惑仕候、以上。

三月廿一日

今村傳三郎 甲

(石楠堂隱紙)

加番井上筑後守死

宛名は杉浦内藏允、甲斐庄喜右衛門・徳山五兵衛とし、敬語に様の字を用ゐたり。而して第一項は、小笠原嶋へ出帆の事をいひしなり。○五月、駿府加番井上筑後守病て死す。筑後守は、高一萬石を領し、去年此職に就きし人なり。其子藏人、父の葬儀を終へて後、家臣を従へ、家具を携へ、駿府を出でて江戸に還る。途箱根に到れるに、偶、奉書到り、暫く假りに其任に在るべき旨を命ぜらる。依て再び駿府に到り、六月三日より事を見るといふ。○修行者あり、獨り駿河國鹿原に到り、郷人に告げて曰く、「我は是れ、富士山の人穴より出で來たる者なり」と、人その由を問へば、曰く、「初め萬治三年五月の比、我自から穀を絶たんことを誓ひ、富士の林間に入て、人生に遠かり、専ら松葉を食して、饑を裨ひしが、凡そ三日を過ぐる頃、一人の

修行者鹿原に至る

事蹟

富士山上の仙郷

老翁あり、何處よりも訪ひ來り、突如吾に謂て曰く、「我が住所に至らずや」と、因て袖を引きて吾を誘ひ行けり。吾も誘はるるままに隨ひ行きしに、凡そ百歩許にして、一の朱門に到りしが、其色鮮明にして、譬ふるに物なし。之を入れれば白砂あり、白砂を行くこと數十町にして、大殿閣あり、欄葉閣と號し、水晶珊瑚の類を以て作れり。内には雲母の屏を備け、玉花の簾を敷き、日は南陸に行て暖に、蘭麝の香は四方に芬芳たり。また其の東方には、黄金の山を疊み、繁茂せる林の中は、珍禽群り囀り、庭裡の池の中には、瑠璃の砂を敷き、清澈藍碧を湛ふる所には、數多の奇魚躍り、目に見るもの、耳に聞くもの、一として歡樂の具にあらざるなし。故に人一たび此處に至るときは、日月の過ぎゆくにも心づかず、唯、惘然たるのみにて、暇ることをも忘るるばかりなり。翁一日吾に告げて曰く、「汝、この境に止まること、年已に久しと雖も、故郷は尙ほ忘じ難かるべし。今將に送り還さんとす」と。因て、其道を教へられて、行くこと纔に十歩ばかり、忽然として、此の鹿原に到れるなり」云云と。因て今年の干支を問ふ。郷人等、延寶三年卯五月なりと答ふれば、修行者また曰く、「過ぐる萬治三年子五月より數ふれば、星霜早くも十有六年を経しかども、其間わづかに、一瞬時に過ぎざるが如く思ふるのみ」と。自から怪訝に堪へざる如き面色なりき。(里人傳) ○六月十七日、遠州濱松の五社・諏訪二社を修理す。土木終て後、從役の家臣に物を賜うて、其功を賞せらる。○伊豆代官の派遣したる官船、八丈嶋より還て、豆州下田港に到る。○十八日、伊豆代官今村傳三郎、使を馳せて、幕府の當事者、杉浦内藏允・甲斐庄喜右衛門・徳山五兵衛・岡部左近四人に宛て、官船歸港の由を報ず。此の使者一日間に二度まで發せしが、其の消息の通ぜしは、二通とも廿一日なりきと云ふ、書に曰く、

五社諏訪
二社修理
小笠原嶋
渡航の官
船歸港

口上之覺

一唐船造之御船、壬四月五日に、當所出船、同廿九日内に、相尋候嶋嶋、海上無異議、着津仕、嶋嶋致見分、當月五日に彼嶋出船、同十七日亥刻に、下田港へ着津仕候。御船の船頭申口、拾五里廻の嶋壹つ、四里・三里・二里廻の嶋五つ、五町・三町廻の岩嶋三十程、人は壹人も居不申候由、成程能湊も御座候由、海上、下田より彼嶋迄、三百四十里程有之由、右之嶋にて、材木など澤山伐候而、畑も家居も出來、すまはれ可申候由、水も澤山御座候由申候。本名の知れ不申中木澤山御座候由、見知候分は、やしを山びんろうじ・むくろうじ・榎・せんだん、桑の大桑御座候由、則致材木に持參申候、鳥類、鳩・鷺・めじろに似候鳥・いんこに似候鳥・りうきうころもり、生候而持參申候。日和能御座候間、追付、其御地へ着津可仕候様子、直に御守可被成候得共、其爲に爰元へ當着仕候間、御案内申上候、以上。

六月十八日

今村傳三郎 印

覺

今朝も如相達候、唐船造の御船、今辰上刻、日和能下田湊出船申候、打續、此分に日和能御座候はば、二三日中に、其御地まで着津と存候。先書には、御船、彼嶋より海上無異議、着津之旨、御案内申候。又、日和能爰許出船申候間、如此候、以上。

六月十八日

今村傳三郎 印

(石楠堂隨筆)

此船、茲年閏四月五日下午田港を發し、同七日八丈嶋に到り、同九日晡後、八丈嶋を漕出で、海路十八里を航

事蹟

無人嶋



無人嶋に到りしが、時は已に夜なりきといふ。其後再び青ヶ嶋を漕出で、或は東し、或は辰巳し、或は午未して素め行くに、或は十里に一嶋、或は二十里に一嶋、或は三四十里にして一嶋を得るなど、所所に小嶋を認めつつ過ぎ行き、最後に極南の大嶋に到着せし時は、正に四月廿九日にして、是ぞ此航の終點なりける。

此嶋は、謂ゆる無人嶋にして、周圍凡そ十五里あり、地形は半環の如く、西北に向ひて一港あり、船舶を泊するに足る。而して其の東北に廻れば、大小二嶋あり、一は五里、一は七里の大きにて、江戸・房州邊を、巳午の間に距ること、凡そ三百七十二里五町許の所に位し、八丈嶋の南方凡そ百里、琉球の正北凡そ六百里餘、或は七百里餘の所に介在せりといふ。此時、天文學士を伴ひ行けるにや、北極地を出づること廿七度、赤道の北二十七度を距ると計れりとか、此

無人嶋の繪圖

今年皇朝白濱神社の神を花井伊藤と云ふ人なり、
圖を寫すにより、字より、
りきものハ列島の太閤あり、
りきものハ列島の太閤あり、
りきものハ列島の太閤あり、

嶋は、珍奇の樹木數多ある中に、樟に似たる木、山欖椰子等最も多しとす。欖椰子の木は何れも大木にして、高二十尋、太さ二三拱あるものは、未だ珍とするに足らず、其他、名も知らぬ樹木また少なからず。鳥類も多く住し、併も日本にては、未だ見も知らぬ種類も甚だ多けれども、鳥も魚も皆な人を懼れざれば、之を捕ふるの易きこと、恰も落ちたる物を拾ふに異ならず。又、八丈嶋を、東南に距ること六七町の海上に一嶋あり、周回凡そ三里、茅草叢生して人住せず、一種白色の鳥あり、形よく白鳥に似て、羽先より羽先まで凡そ八尺もあるべきが、是れまた人を懼れず。或曰く、是れ國語に謂ゆる鷓鴣の類かと。

此船、この月五日本嶋を發し、航路に十三日を費し、今日漸く下田に歸着せしが、歸着して語ること略ぼ此の如し。此時の航海路程、及び土地の形狀を記し、併せて地圖を添へたるもの、今尙ほ存せるを見るに、其奥に、嶋谷市左衛門・中尾庄左衛門と記せり。或曰く、此の二人は、肥前國長崎にありて、已に久しく船行の鍛鍊を積みたる者にして、此時用ひたる船は、五百石積なりきと。(輜軒小錄) 或曰、此時、嶋谷市左衛門等、天照大神宮・八幡大菩薩・春日大明神を勸請し、神社を造營し、其社の側に、大日本の内なりと書せりと、昔、後ノ北條長氏の時、朝比奈六郎といふ者、はじめて八丈嶋を見とめ、末代伊豆の内たるべしと定めたりといふと同じく、何ぞ稚き見識の甚だしきや、凡そ日月の照らす所、いづれか天照大神の神澤に浴せざる。天照大神の神澤に浴する所、何れか日本の内にあらざる。然るを嶋谷が、僅かなる路の遠近によつて、あらぬ考を起し、殊更に大日本の内なりと、斷り書きしたるこそ可笑けれど、喝破したる者あり、寔に理にこそ聞ゆれと評せし人ありきと、何人かは知らざれども、此人また日本人たるに恥ぢずといふべし。

日本人思想

小笠原嶋

一説、無人嶋、人無嶋、巽無人嶋は、小笠原嶋の通稱にして、文祿年中、信州深志城主小笠原貞頼、征韓の歸途、南洋を航して此嶋を発見す。因て、其氏小笠原を以て、嶋名となす。一説、文祿二年、家康の命を蒙り、貞頼下田を發し、無人嶋に至る。

古より、漂流人の見聞によつて、内地人の一部に知られ、

人無嶋 ヒトナシマ 巽人無嶋 ウツミヒトナシマ 無人嶋 ムネシタマ

と呼ばれ、歐米人は、無人嶋を轉訛し、「ボニン・アイランド」と稱し、又、「パール諸嶋」、「コッフィン諸嶋」と名づく。又、支那人は、「波寧」と書せり。小笠原諸嶋と命名したるは、江戸幕末の、國際多事の間のことなり。云云

此嶋、大小八十餘嶋ありて、最も大なるもの二嶋あり、其の大きは、四國ほどもあるべし。而して嶋中、山多く平地稀に、山地には椰子・檳榔・蘇木等、其他にも多く良材を産し、鳥は韻呼をはじめ、異禽多く棲息せり。抑も此嶋は、今の尾張侯の家臣にして、城代を勤むる小笠原三九郎といふ者の祖先、民部大輔貞頼といふが、神祖より賜はりたる地にして、三九郎所藏の記録あり。其中に、祖先の嶋に建てたる碑文を載せたり。

日本國天照皇大神宮地、嶋長源家康公幕下、小笠原四位少將、民部大輔源貞頼朝臣。

日本國天照皇大神宮地、嶋長豊葦原將軍幕下、小笠原民部大輔源貞頼朝臣。

此の二碑は、二箇所に建つといへば、想ふに、大嶋二嶋の中に存在するならんか。また此の記録中に、嶋中の草木禽獸等を記す所あり、

一元嶋の長サ十六里・横二里程御座候、港二ツ有之。

此嶋に有之物の品、

一四足の鳥、大ッ鳩程なり、つらは猿に似て、羽は蝙蝠の如し。(但し是は琉球のかうもりのよし)

一海老、大ッ六尺程なり、

一かき色の鱈、

産物

一鳥、

一目じろ、

一うそ、

一龜、

一びんらうじの木、

一やしほの木、

一桐の木に似たる木、

一小ちやんの木、しやがしらの如くなる實なり申候。

一桑の木、

一せんだんの木、

一榎の木、

一しやうばん、

一山椒の木 買いかにもこまかに候

一ろくはん、

此嶋の近所に、小嶋十六御座候。

一沖の嶋の廻り十八里程御座候、濠二ツあり。右嶋に有之品、

一雉子より少し小さき鳥にて、せい高くして、毛はりり色にして、足赤御座候、さてなるほど足速くありき申候。

此鳥に餌を見せ候へば、くれくれと鳴申候。

一黒鳩、

一横椰子の木

一小ちやんの木、

一犬ゆづり葉に似たる木に、柿の如くの實生申候。

一二かい程の木の葉は、大角豆に似申候、實もささげの如くなり。

右嶋の近傍に、いくつも小嶋有之。

一日月星、日本にて見申候よりは、大に見申候、御船、六月五日に、人なき嶋を出船仕、同十七日に、豆州下田まで

歸帆、同十九日の晩景に及で、品川沖へ着申候。

一人無嶋より八丈嶋迄、海路四百三十里程、可^レ有^レ之やうに存候。(甲子夜話)

小笠原貞頼が、此嶋を家康より與へられて後は、屢、嶋中に渡航し、遂に碑文をまで建つるに至りたれども、寛永二年より、外國貿易を止め、海外渡航を禁ぜられしと、海路の遼遠にして、且つ險惡なるとに依り、漂

流船の如きは、去る寛文十年に、紀州藤代の荷主長衛門、阿波國淺川浦の水主安兵衛等の漂着せし如く、時にはありつらんも、公の渡航は全く断絶せしを、此に至て、始めて唐制の船舶を造て、熟練の船子に乗せしめ、往て嶋中の状を探查せしめたるなり。

南方海嶋志云、赤水云、文祿年間、信州深志の營、小笠原民部少輔定頼ト云者闢ク之、故に總名を小笠原嶋といふ。云云 延寶の初め、紀州より橋を載たる船、江都え往んとして颶風に遇ひ、是嶋に漂着せり。幸に便風ありて、歸ることを得て、之を官に告す。縣官乃ち、長崎の人嶋谷氏・中尾氏に命じ給ひ、唐船様の船を造り、長崎の善操ク船者、其外三拾餘人、旗節を立て、延寶三年閏四月五日、豆州下田を開帆し、先八丈嶋に到り、夫より東南の洋中を探り、遂に八十餘嶋を見定む。嶋谷氏等三人、皆頗る學術有て、天文をも曉りたるもの也。故に天度の高下、嶋の大小、及び産物まで圖記し、嶋え表木を建て、日本伊豆國の屬嶋たる事を著記し、是年六月二十日、下田え歸帆す。

又云、小笠原嶋、在下田巖東南貳百四十四里、此嶋、大にして人住すべき嶋十あり、其他八十餘あれども、大概石嶋にして居住すべからず。昔絶て此嶋有事をしらず、赤水云、文祿年間、信州深志の營、小笠原民部少輔貞頼ト云者闢之故に總名を小笠原嶋といふ。又、此嶋、人無きを以て、無人嶋とも云。鄙俗めつぼう島と云、めつぼうは無量の義、云ニ其極、大ニ也、阿蘭陀も此嶋の事を知て、ウーラストエーランドと名付、セオガラヒーの地理書に出づ。ウーラストエーランドは、荒地嶋と云儀也と、林子平いへり。

又云、小笠原嶋、云云、黄龍嶋、一名父嶋、周回十五里餘、八丈より已に當る。是を本嶋と名付、丑寅之方に向きたる巖あり、入口は二町許りにして、其内は甚廣し、濱は白砂にて、五町に三町許りの平地也。誠に極上の巖なり。何れの時か、爰に天照大神宮を祀りてあり、極て人居に宜處也。延寶年中、唐船造り之船、これより入たりと云。此處より西方へ、山を越し又下れば巖あり。小巖といふ。亦平地なり、凡而此嶋に平地有處者、何れも白砂の濱なり。此の背の西の方、長さ五町に廣さ三町許りの平地あり、大村といふ。西北の隅に、方三町許りの平地あり。是より東に、長さ五町廣さ三町の地あり。奥村と云ふ。此海濱に、村落とも爲すべき處多し。

南嶋、一名母嶋、又、沖嶋、在黄龍嶋の南貳拾里、周回十里許、此黄龍嶋の南にある故名付、東北の方に、片巖と云ふ有り、亦平地あり。西南の方に巖あり、紀州の橋船は、爰に著くと云ふ。方四町許り平地あり、此の處に、火を燃たる様子、木の伐り口杯あり、外にも聚落とすべき處あり、北極廿七度。

丹龜嶋、一名兄嶋、本嶋の東にあり。海路僅に二三町を隔つ。周回七里、赤龜甚だ多し、故に名付、西の方に、亦上上の巖あり、廣さ六十歩、奥え百八十歩、この處の山に、高き瀑布あり、故に此濱を瀑布浦といふ。故に嶋名をたき共云ふ。平地の砂濱あり、山に大木多し。

大樹嶋、一名弟嶋、丹龜嶋の北にあり。海路五町、周回五里、大樹極めて蒼鬱翠茂、故に名付、八丈よりの船、先づここに著く。

三里嶋、一名姉嶋、南嶋の南にあり、周回を以名付、又古木多し。

美瀾嶋、一名妹嶋、亦南嶋の南にあり。周回二里貳拾町許、亦林樹多し。

南嘉嶋、黄龍嶋と南嶋との間にあり、故に名付、西の方に平地の砂濱あり、林樹茂密。

丹巖嶋、黄龍の西南にあり。林樹蒼蔚、東の方巖有、入口十三歩、内廣さ六十歩許り、其形、口狭く内圓く、恰も袋の如し。故に亦袋の巖ともいふ。海の深さ十五尋許り、此嶋の近傍に、嶼苔多し。

東嶋、本嶋の北の、背の東にあり。
飛岸嶋、同上。

以上十嶋、人居すべし。又、本嶋の少し西南、嶋西俱に高山あり。又、本嶋の西二十五里に、釜嶋といふあり。形に因て名付、此外八十餘嶋あり。岩石岬岨として居住すべからず。只産物あるのみ。八丈より、小笠原嶋へ渡る洋中に五嶋あり、皆純石の一大山にして、産物なし、唯、舟行の標準とすべし。

日本地誌提要云、小笠原群嶋、伊豆八丈嶋の南少東、壹百八拾里にあり。北緯貳拾六度三拾分より、貳拾七度壹拾貳分に至り、東經貳度貳拾分より、三拾三分の間に散布す。大小八拾九嶋、最大なる者を父・母二嶋となす。兄弟・姉・妹諸嶋之を環り、小嶋其間に點綴す。全嶋、山谷深阻、地質礫礫にして、平曠に乏し、然れども氣候短燠、能茂木衆草を育す。瀕海亦巉巖礁斥相連り、風濤險惡。碇泊に便ならず。文祿中、小笠原貞頼航海して、始て之を検出す。故に小笠原嶋と稱す。後開拓を計る者あり、終に果さず。文久元年、徳川氏巡視使を派して、各嶋を測定し、士民を移居せしめ、墾闢を議す。會、内地多故、事終に中止す。

父嶋 一名北嶋、又、本嶋と云、周回凡壹拾五里、東西壹里、南北貳里、云云

母嶋 一名南嶋、父嶋の南少東、拾壹里餘にあり、周回九里、東西貳拾七町、南北四里、

小笠原嶋記云、小笠原嶋に有之品、荒増之覺、

一桑木多く、野蠶多く桑に出生有之、

棕櫚に似て甚高き木、そろなるべし、水木崩、左江麻多し。

一山漆多し、漆の木、大木・小木共夥敷有之。

海岸石間に生ず、大木を見ず、季□□並花、九月實熟す、食するに味よし。

一杉、三抱四抱の大木多し、

此木を煎じ、數度染て靑色と成、漬もつこといふに、蘇木有るといふとなり。

一檜、帆柱に成べきもの多し 内横 内楠 大木多し、内櫻類 多し、内椎 多し 柳何れも雜木也、夥敷有之、内椰子、内檳榔子、

内白檀、内木香、内丁子、内胡椒、内人参 朝野人參に勝れり、長 内甘草、内肉桂 氣味辛く、内龍眼肉 多し、内山芋、内口

芋、内蕨、内狗脊、内葛、内鵝、内鴈、内鷺 但黄色 内鳩、内小鳥多し、内鳩の様成四足成鳥多し、正寶年中

に取來て見世物に仕候、内白鳥有、兩羽翼一週程あり、内琉球蝙蝠あり、内鯛 多し、内鰯の類 多し、内鱈 多し、内鱒 多し、

内鮫 多し、内鱈甲龜 多し、内鮪 多し 三間程 海老 四五尺も有、長 九尺も有、延 鮑 差長四五寸 内海豚、内鯨 多し、内嶋嶋にかき捕

場あり、南方海志に、此外に、大牡蠣、洋かき、又、ころひかき云々甚大なり、みちと云魚多く有之、油取候へば多しといふ、内臘腸 多く捕より嶋に 内魚貝

類 多し、内眞砂に砂なるべし、内金、内水銀、其外、金沙金石の類多し。

右の類岩石に有之、其外金沙金石之類多し、寛永三年には、金沙多く取來候、延寶年中、御檢使之節は不取來、右

之外、異木品多く、海草には珍敷物有といへども、名を不存候、尤書付にも不仕、取不來候。

伊豆代官 ○廿一日、伊豆代官伊奈兵右衛門忠易、珍禽奇木、及び奇品若干を、幕府に献す、是れ無人嶋より歸來せる

駿府一加 船の齋し歸る所なり。(徳川實記) ○先是十五日、一加番小堀和泉守駿府に到着し、十六日井上藏人と交

寶臺院 替せしが、此は是れ、此月朔日命ぜられし所なりといふ。○廿八日、駿河國寶臺院の住職、江戸に下り、幕

久能代官 府に至り、拜謁を得て、住職の繼續を謝す。(徳川實記) ○七月六日、駿州久能代官、新見市右衛門正次自殺

自殺 府に至り、拜謁を得て、住職の繼續を謝す。(徳川實記) ○七月六日、駿州久能代官、新見市右衛門正次自殺

文四年九月、旗本の健士より拔擢せられ、久能代官に任じ、高百石・役料七十五俵を給せられ、判物並に條

目、下知狀等を給はり、千二百四十歩の、屋敷をさへ與へられし者なり。○八月二日、小笠原民部少輔長直

の臣、渡邊金太夫等、書を幕府に奉り、其の保護を蒙りて、小笠原嶋に到り、開拓に従事せんと請ふ。其の趣意の詳細なるは、願書を見て知るべし。

奉願御訴訟之事

小笠原嶋
開發願書

一此度唐造御船、辰巳無人嶋へ被_レ爲_レ遣_ハ之處、遂_ニ見分_ラ言_ス上、依_レ之世上之諸人、日本御重寶不_レ過_レ之、重_キ而御船被_レ爲_レ遣_ハ、御取立も於_テ被_レ遊者、罷_レ度様申習候、此嶋、某共譜代之古主、小笠原民部大輔、文祿貳年七月二十六日、以_テ權現様御證文、島を乗取、嶋之様體以_テ繪圖_ヲ書付、奉_リ言_ス上置候、右之由緒も、嶋の様子、能_ク承_リ傳へ罷_レ在候間、家來共差遣し候而、御取立之御役、相勤候様に被_レ爲_レ仰付_サ被_レ下候者、大勢家來之者、助にも罷_レ成候様奉_リ願候、嶋之委細於_テ御尋_ニ者、上に可_ク申_ス上候、言上誠恐仍_レ而如_レ件。

小笠原民部家來

渡邊金太夫

三田四郎左衛門

長野市左衛門

延寶三乙卯年八月二日

御奉行所様

無人嶋土産

- 一桑 自然に蠶あり 一唐 苧
- 一白 檀 一スワウ 一降真香 一山 椒
- 一魚類數品 一貝類數品 一龜 一鯨
- 一鱒魚 柄鮫にも可なり 一菊 銘石

一椰子 一藥草數品 一權椰子

一柿に似たるものあり、味至て香美、腹中煩ふものに之を取て服せしむれば愈、漢名・和名ともに知れず。

一石 藥 一唐鳥數品 一柿色ママ 一白鳥并大鳥

一魚類數品 一貝類數品 一龜 一鯨

其外珍物、色色可有御座様申罷候得共、名之不相知_レ分は、書付不_レ仕候。(口上書留略す)

此書を久世大和守へ差出したるに、大和守、其の概略を聞質したる後、用番老中土屋但馬守へ渡さる。因て但馬守は、再び渡邊金太夫等を評定所に召出し、逐一尋問する所ありしが、小笠原嶋現在の狀況より、將來の計畫、さては祖先貞頼の、家康より此嶋を與へられて、

日本國天照皇太神宮地、嶋長源家康公墓下、小笠原四位少將民部大輔源貞頼朝臣

日本國天照皇太神宮地、嶋長豐蘆原將軍幕下、小笠原民部大輔源貞頼朝臣

といふ文字を、各別に書したる二箇の標柱を、嶋内の二ヶ所に建置きたる由緒まで、落もなく申述べければ、但馬守も、其の言ふ所に理あるを認め、請ふがままに許されける。

延寶三乙卯歲
辰巳無人島訴狀口上留書

小笠原民部

御公儀、唐造御船、八丈嶋辰巳無人嶋へ被_レ爲_レ遣_ハ、閏四月五日、伊豆國下田を出船、同七月、八丈之著、九日に八丈出船、日數二十一日にて島之著、三十七日まで留家_ニ見分_テ、六月五日に嶋を出船、日數十日にて下田へ歸船仕候。

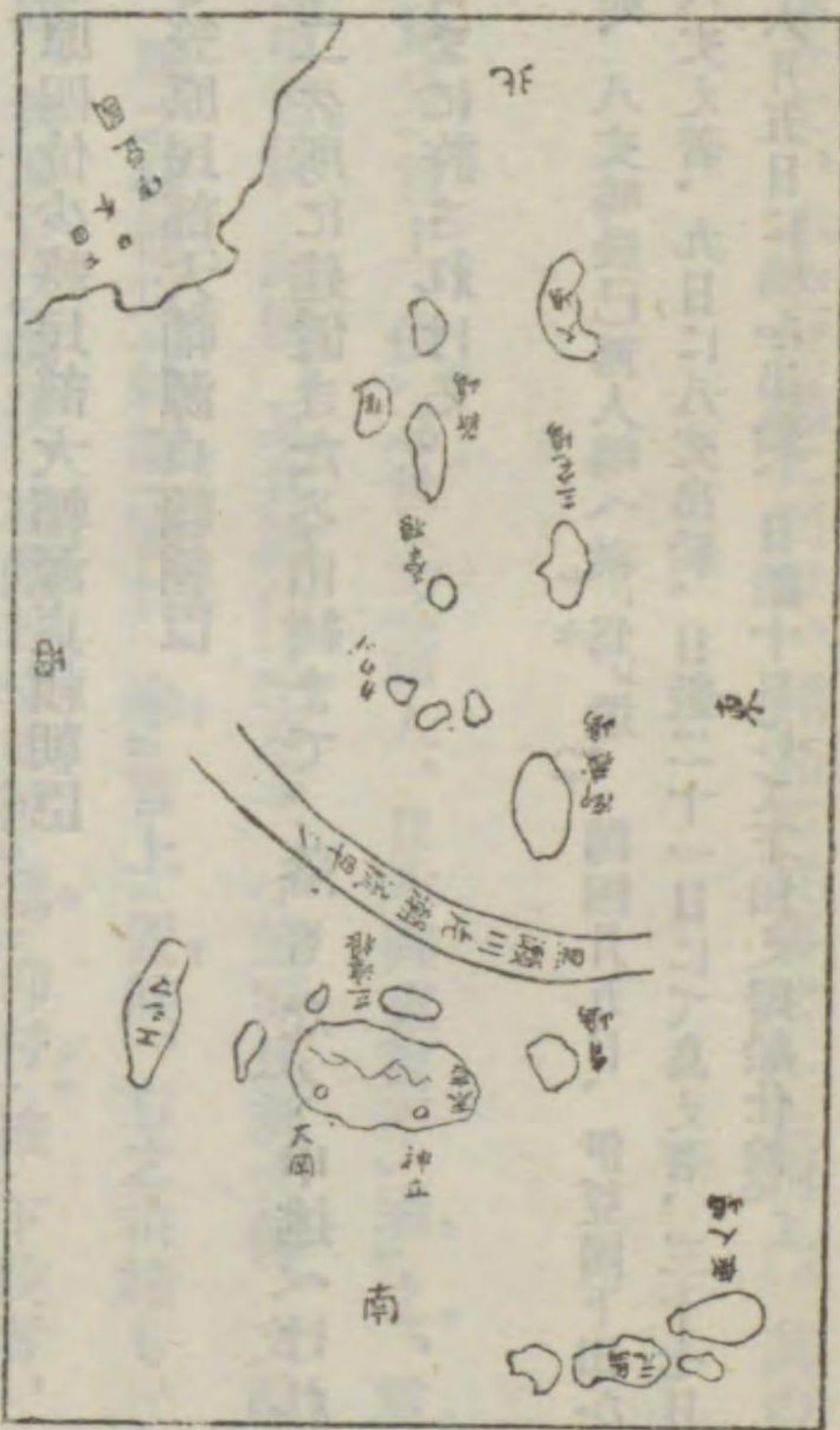
無人嶋之數

一父嶋	横貳拾六里 長九十里	一母嶋	横拾七里 長廿七里
一兄嶋	横七里 長十八里	一弟嶋	横五里 長十五里
一姉嶋	横三里 長九里	一妹嶋	横三里 長八里
一孫嶋	壹里之嶋五箇所 貳里之嶋八箇所		

此外、子嶋數有之、略之

一説に、延寶年間、始めて父嶋なる大村の背合せの地、即ち宮の浦の小砂濱に、大神宮を勧請せりといふも

のあれども、此の金大夫の所説を聞き過りしか、但しは、此時も新に勧請せしものか、尙ほ考ふべし。



寺社奉行
兼務

○廿三日、幕府の奉書駿府に到る。城代松平左近大夫乘眞に、下知狀下れるなり。下知の趣は、町奉行長田六左衛門に命じ、駿河一國の寺社奉行を、兼勤せしむべきの旨なりしが、是ぞ爾後永世の例とぞなりぬる。

此日、江戸にては、左近大夫を召して、面命する所ありて、將軍手づから、羽織を賜ひしと聞えしが、其の面命とは、此等のことをいふなり。(徳川實記・駿府年代記) ○此月、伊豆國大風あり。(豆州志稿・應乘) ○九月、

大風

濱松城主
檢地

太田高力
二城主の
比較

濱松城主太田攝津守、命じて領内の檢地を行はしむ。先是、寛文六年四月にも、領内の檢地ありしが、今又再び此の檢地ありしなり。凡そ太田氏の時代には、一村に一二度づつの檢地ありたれども、領内の民、毫も痛む所なかりきといふ。(見聞録) 先是、高力氏濱松城主たりし頃にも、屢、領内の竿入ありて、竿入あることに、貢租の増加ありければ、常に領民の怨府となれり。それが爲かあらぬか、高力家には、世世首魁擧の

安倍川原
の敵討

如き、不具者絶えざりしかば、高力氏も、後には之を悔いたりけんか、勢州龜山へ轉封の後も、常に歎じて曰く、「ことならば今一たび濱松へ轉じたし、然らば大に租税を減ずるを得ん」と。其の慚悔の情は、推して知るべきなり。齊しく檢地なり、而して一は之を悦び、一は之を憂ふ。是れ果して何に依るか、治國の責に任ずる者は、深く慮らざるべからず。○十一月廿六日、駿州有渡郡八幡村の住人最上幡五郎、父の警廣瀬郡藏を安倍川原に討つ。實に遊女豐里の援助に依るなり。幡五郎は、初の名を遠藤大太郎と稱し、濃州郡上城主の家士、遠藤嘉平次の子にして、母は千賀といひ、駿州八幡村の浪人、最上十太夫の女なり。嘉平次に嫁して、一男一女を産せしが、男は即ち大太郎にして、女は名を次一作といへり。又、嘉平次の弟に、新七といふ者あり、病に因り明を失ひて盲となり、兄夫妻の看護を受け居れば、嘉平次の家族は、總べて五人なり。先是、嘉平次同藩の士に、廣瀬郡藏といふ者あり、心密に千賀の容色を悦び、戀慕止む能はず、書を以て其意を通じけるに、千賀従はず、反て嘉平次の知る所となりしより、郡藏大に驚き、且つ怨み且つ憤り、遂に嘉平次を暗殺して出奔せり。是れ實に寛文五年七月廿六日夜の事なりき。此に於て、大太郎母子は、城主より暇となり、郡上の城代儀部源太夫より、郡上を去て、何れなりとも知音を求めて、轉住すべき由を傳へられければ、止むなく母の縁を尋ね、駿州八幡村に至り、暫く十太夫が許に同居せんとし、發するに臨みて、此までの従者は、悉く暇を遣はし、獨り若黨十内のみを従へて出立せんとせしを、久しく仕へ居たる小女に、巨代といふ者あり。涙ながら、強ちに從ひ行かんと請うて曰く、「烏許がましけれども、新七未だ明を失はざる時より、已に情を通じ、堅く夫妻の誓さへ結びけるを、今この期に及で、昔日の約を變じ、いかで

獨り故郷に歸るを得ん、何國までも引連れ給へ、與に俱に艱苦を嘗め、以て新七の不具を介抱せん」と、意色共に、決する所あるが如く見えければ、千賀も其志の切なるに感じけん、請ふがままに伴ひ去らんとす。已にして、旅装も整ひければ、八月廿三日を下し、出立せんとせしに、計らずも新七は、其の前夜自殺してけり。盲の身の、兄の讐だに復し難きに、今後、無祿困窮のうちに、寓居を共にし、嫂の勞苦を増さしむるは、我が本意にあらず云々と、委曲に其心を遺書に認め載せたりければ、千賀も其志を慙み、出立の日を延べ、形の如く葬儀を營み、屍骸を龍興寺てふ寺に送り、嘉平次が墓側に埋め、初七日の佛事を終へて後、漸く郡上を立ちて、駿州へ赴きけり。

新七自殺

豐里の義氣

千賀等駿州に至り、八幡村に住すること已に二年餘、入るなく出づるのみなれば、困窮日に逼り、殆んど將に饑寒に堪へざらんとする状なりければ、巨代はこれを見て、日夜悲歎にくれて過しけるが、寛文七年二月廿日、遂に志を決し、身を賣て其窮を救はんと欲し、竊に安倍川の河越人夫、八五郎といふ者を傭ひ、身許引請證人とし、其身を二丁町に賣て、信濃屋權左衛門の抱へ遊女となり、名を豐里と改め、年期を七年とし、身の代金三十五兩を得、一兩を證人八五郎に與へ、一兩を自から止めて用途に充て、殘金三十三兩に、書簡を添へて、主家に送り、細に其由を述べて、衣食の料に供し給へかしと、眞情、紙背に溢れて見えければ、千賀も一たびは、此金を受けじとせしが、受けざれば、却りて其志を破るものなりと、人もいひ己も思ひなりて、深く其の厚意を謝し、日日の用に供すべしとて、嬉しき旨を落ちなくのべて、返ししける。豐里は、其後も時時少しづつは送りぬしが、いよいよ年期の満つるに及で、また三年を加へて十五兩を調へ、以

最上幡五郎

て主家に送り届けぬれば、千賀の母子は、全く豐里の義心に依りて生きてきたるなり。千賀母子は、貧しき中にも飢渴を免れ、事なく數年を経て、大太郎も、已に十五歳の春を迎へければ、首服を加へて、姓名を最上幡五郎と改め、府中鷹匠町の城代與力、田澤覺右衛門の門に入て、只管劍を學びつるほどに、故ありて居を移し、府中吳服町四丁目に住けるが、彼の豐里が、後に送りし十五兩は、實は其の轉居を聞き、其の費用に備へんが爲の、心遣ひより出でしものにて、其時の書簡にも、幼稚のむかしより養育せられ、人となりたる主恩の萬一を報ゆる寸志より、更に年期を増して、僅かながら送り參らす云々とありしとぞ。

爰に大館九郎兵衛といふ者あり、茲年秋駿府加番として來り、四足小屋に勤務せる、松平助十郎の家士にして、頗る遊興に耽り、屢、信濃屋に至り、其の遊女梅園を召して侍せしめしが、一日豐里は、ふと此の九郎兵衛を見しに、日夜忘れ難く思へる主家の仇敵、廣瀬郡藏に彷彿たれば、爾來特に心を用ゐて、其の出入を窺ふに、毫も紛なき郡藏ゆゑ、其の至るを待ち、密に主家の若黨十内を招き、悉に其由を告げ、且つ自ら誘ひて垣間見せしめしに、紛ふ方なき郡藏なれば、十内大に悦び、急ぎ歸て、細に其狀を幡五郎に告げけるに、幡五郎は飛立つばかりに喜びて後とも云はず、直ちに書を認めて、町奉行所に訴へ、父の讐を報ぜんと請ひぬ。時に町奉行を、大久保甚兵衛といふ。甚兵衛深く其の孝心を感じ、因て直ちに之を城代松平肥前守に送りければ、肥前守乃ち書を裁し、濃洲郡上の家士を召しける。是れ蓋し、郡藏の信偽を判せしめんが爲ならん。尋で郡上の物頭逸見六郎右衛門・目付松村文藏等、駿府に到りければ、九郎兵衛の人相書を示して之を質すに、全く郡藏に相違なき旨を答へけり。依りて詳に其狀を書し、江戸に訴へて其許を受け、命じて

町奉行大久保甚兵衛

九郎兵衛を捕へしめ、幡五郎を召して、讐討の免許を與へ、併せて廿六日を期し、安倍川原に於て、勝負を決すべき旨をも達せられける。

安倍川原
復讐場

此日、安倍川原にては、三町四方を劃し、周圍に青竹矢來を結び、町奉行附屬の與力、出石小平次・大木萬右衛門等、同心數多を率ゐて正面を堅め、郡上の家士、逸見六郎右衛門・松村文藏等、數多の足輕を引連れて、四方を守護せしが、何れも床几に倚りて、威儀嚴然たりき。東方の入口は、町奉行與力中村十藏、西方の入口は、朝比奈源右衛門等警衛し、嚴に人の出入を禁じ、田澤覺右衛門は、幡五郎が劍法の師たるに依りて、特に免許を蒙り、敷皮に坐して見物せり。既にして、町奉行與力東條吉左衛門は、九郎兵衛を引き西より入り、井上宮五郎は、幡五郎・次等二人を導きて、東より入りぬ。暫くにして鼓を搦つこと三たび、各水を飲みて場に臨む。幡五郎は、重代の業物備前祐定の刀二尺五寸あるを携へ、次は二尺二寸の長刀を持ち、徐に進み出でて、九郎兵衛と立合ふ。立合ふこと二度、遂に九郎兵衛を斃せり。時に幡五郎年十九、次年十五、九郎兵衛年四十三なりき。此時、幡五郎は脛の一所を傷けしが、次は無事なりき。此後、幡五郎は、舊主の召を蒙り、再び濃州郡上に歸りけるが、出立に及び千賀は豊里の節義に感じ、悉く其の身の代金を償ひ、共に郡上に伴ひ還れりといふ。(遠藤孝貞記) ○此歳、幕府數多の費を寄附し、駿府新谷町の少將井神社を移し、有渡郡紺屋町に造營し、本社末社とも、舊規に従はしむ。

少將井社
を遷す

少將井神社は、初め駿府城中に在りて、所の尊崇する所となりしが、寛永八年、駿河大納言忠長、城中の神社を悉く取除かるるに及で、此の神社も此厄を免れず、新谷町なる、源應尼が庵室の址へ移し營み、神主水野角兵衛も、一時浪人


せしが、當時の城代松平左近大夫、及び町奉行大久保甚兵衛・長田六左衛門等之を憐み、命じて少將井社の酒掃に従はしめければ、角兵衛は再び神職の如き形となりぬ。然るに去年延寶二年、御目付駒井次郎右衛門、駿府巡見の事あり、少將井社の様を見て怪み、大久保・長田等兩町奉行を召し、事の由を細に聽取り、歸て之を幕府に上言せしかば、幕府やがて角兵衛を召し出し、紺屋町加番小屋の舊地、凡そ二千七百餘坪を下賜して、此の復舊土木を起さしめたるなり。

因て更に新谷町の舊社を御旅所となし、(社記)又、産子八町を寄せ、且つ、先の大納言忠長の爲に追はれ、浪人して今に新谷町に寓居せる、舊神主水野角右衛門を召出だし、再び少將井神社の、祠官たるべき旨を命ぜられけるが、角右衛門は、此時より姓名を改め、新谷右京と稱せしとぞ、

少將井社
由緒

或は、此の少將井神社の由緒を語る者あり、曰く、清和天皇十一年、山城國愛宕郡八坂郷に鎮座ましまし、祇園の神を勧請せしが、即ち此の少將井神社にして、其の祇園の祇は、天神地祇の祇にして、園は庭園の園の義、即ち國津祇園といふ御事にて、是を少將井と稱し奉る所以は、少は少女にて稻田姫をいひ、將は神代將軍の謂にて、素盞鳴尊にましまし、井は五男三女の御神の義にて、天照大神と素盞鳴尊と、劍玉の御誓あらせられし時、天真名井によりて生れ出で給ひし、八王子の大神の謂なるに、此等諸神の御徳號を連れて、少將井と稱へ奉るなれば、神威の尊きは言はでもの事なり。其後、延喜の御代に及び、駿河國に、式内二十二社を定め給ふことありしが、此時、安倍郡に此神を移し祀りて、少將井小梳神社と申し奉りき。而して其の社地は、今の傳馬町華陽院の境内に當ると聞く。然るに今川義元の時、城中に守護神なくては叶ふべからずとて、社殿を城中に遷ししが、其の社地は、駿府城代屋敷の在る所に於て、忠長の時再び移したるが、即ち今の新谷の地なるを、今又新谷より、之を紺屋町に移したるなり。此神の神力は、昔より、計られざるものありと傳ふる所なるが、忠長退轉して後、駿府再び幕府の領に歸するや、城代の館を、其の社址に建設せられしに、一夜を出でずして、館屋悉く破壊せることあり、時の有司之を見て大に恠み、細に其狀を記し、以て江戸

に報する所ありしに、幕府また其の神威を恐れけん、館の一方を毀ち、以て神靈に謝すべき旨を命ぜらる。因て城代の館を建つるに及で、其の玄關の板敷には、板を並ぶるのみにて、釘を打たず、恰も破損の如くに装ひ、以て神に謝しければ、祟も自から止みたるにより、後世修理ありと雖も、毎に其例に違ふことはなかりき。されば今斯く、此の神社市中に遷り坐すと雖も、上下ともに由緒正しき御神として、城代の館内、玄關の側に小社を營み、五社古宮と稱し奉り、毎月神主社参して、城中安泰の祓を施し、又、隔年に六月十五日を卜し、盛に祭典を擧ぐるを以て例とし、莊嚴なる儀式も行はるれども、爰には之を略す。(社記)

少將井神社の由緒と、徳川家との關係に就ては、先に林氏のものせる、社講文の大意を攝して示すことありしが、此に更に全文を掲げて、その全班を知らんとす。社講文は、長二尺三寸八分、巾一尺五分、厚二寸なる、圖の如き木板に書したるものなり。

社講文

夫當社者、昔日、參河國親氏公之、所掛于高冠、囊中之守護神也、公崇敬之餘、撰清淨之地、新造立於社壇、而勸請之、於平素斯神前、爲武運長久、子孫繁榮之祈矣、是乃、竹千代君所敬之大已貴命、天照大神也、及君七歳之時、屬于駿州今川義元、而望於千秋之嘉祥矣、于時君有疾病、未得平復、是以、義元欲請于花陽院殿、委於撫養之事、故逢迎其華室、而祈於兩神守護之妙驗、則除其煩懣、日覺乎快然、故從參州令移其淨社、而鎮座于君之所在之傍、則不日免乎病難矣、爾來貴體益勇健、及其長也、明叡聰敏、允當天人、故威勢日輝、恩澤雨散、而諸民盡聚焉、既至元和乙卯載、四海平治、則止於駿陽風凰城矣、於是、命正久、復移兩神於舊壇、少將井社、合禰之、曰、少將井社五所大神宮、然後、欲使備珍膳、以行祭禮、故駿邦二十二

社之奉祠等齋戒、極其誠敬、而饗于神前、於乎鬼神之爲、德其盛矣乎、君信之、臣愈尊敬、所以誠不可須臾廢也。

林氏某謹識

東川邊

于時元和元年龍在乙卯九月三日、依松平右衛門大夫源正久所命、書之納于寶而已。新庄道雄曰く、案するに、御年譜編年集成等にいふ、天文年間、神祖駿州に御座の所を、少將の町といふは、此社のありし舊地、今の御城代役宅の邊の名なり。此社を、少將井社といふは、京祇園第三殿、稻田姫命を祭るを、少將井と稱するに、此社同神を祭れるを以てなり。少將井は、古の小梳神社なることは、風土記に、後、東川邊と號すとあるに推せらる。風土記云、小梳、公設二百六十町、東、西、南、北、各六十町、小梳神社所祭、是處難尋、抑、東川邊は、今の大城の舊地名なり。慶長日記、編年集成にも、天正十一年、當城を川野邊に移さるべしとあるは、今の地にて、外廓の邊に、古の東川邊の地名を存する所なり。今の川邊村の邊には、沼池になるべき所もなく、平原田野もなし。思ふに、此の川邊といふは、廣き地名にして、府の内を統へたる名の如し。されば天正經營の後、又、慶長十四年にも、大城増築せられて、外廓は特に南東に廣くなりしなり。其證は、慶長日記、十二年十二月廿三日、公、二ノ丸竹越小傳治といふ、小姓の屋鋪へ移り給ふ。先年公御在城の時、井伊兵部屋鋪なり、後、御城廣くなりし故に、丸の内に成るなり云云とあるにて、諸士の宅も、廓内に入るほどになりしなるべし。今は、東川邊も小梳も、其名を失へども、此の神社のありしによりてしか知るべく、又、此の神社の、延喜式なる小梳神社なることは、棟札にいふ、駿邦二十二社奉祀といふにて、二百年前まで、式内の社なりと傳へたりしこと灼然たり。又曰、神主新谷氏、本姓水野、久兵衛といふ。三河國刈屋城主、水野右衛門大夫忠政の男、母は華陽院殿侍婢なり。天文年間、華陽院殿に隨ひて、此國に來り、其御許にありて成長せり。されど多病にして仕官せず、新谷町に住して、後に新谷久悦といふ。其子覺左衛門、寛永年中、大納言忠長卿、當社を新谷町に移す時、神主に命ぜられ、其子左京、吉田卜部家の門人となりて、代代相續す。或云、新谷は母方の姓なりと、此考、

新谷右京系圖

事蹟

飢饉

當るや否や保せざれども、筆の序に留め置く。

○駿・遠・豆悉く飢饉なり。世間一般に傳へて曰ふ、今年は、天下一般の飢饉なりと、此に於て、各地頻りに貧民救助の法を講ぜらる。此時駿府町民は、幕府に憐愍願を出だしに、町中の人別宛にて、米千七百七拾壹石九斗四升六合の拜借を許し、三ヶ年賦の返済を命ぜらる。又、長崎絲座の貨物割賦も中絶し、已に五・六年を経過して助成なければ、之をも併せて哀願せしに、これも亦許可せられ、今年より、來らむ七年まで、五ヶ年間を限り、過ぎし中絶中の増金をも合せ、一ヶ年に八千兩づつ、下附せらるべき由の下知ありしとぞ。

宿驛の疲弊

(豆州志稿) ○此頃、東海沿道の宿驛は、頻繁なる旅客の、需用に應ずべき費用の支へがたくて、年年歳歳、衰弊に陥るべき傾向を生じ來りしが、遠州濱松の如きは、其の宿馬、昔に比して已に大に減じ、寛文の頃には、尙ほ八九十疋を數へしに、今は已に其半を減じ、僅に四拾七疋を飼育するに過ぎずといふ。以て其の衰微の一斑を窺ふべし。然れども之を仔細に按ふれば、此の激減は、此頃に至て、頓に生じたるにあらずして、已に十數年前より、漸次に減少し來りたるものなるを、是までは、官府への届に虚數を記し、纔に一時を糊塗し去りしに、今年に至つて、遂に其策を施す餘地なく、已むなく其の實數を掲げたればこそ、其差に斯る大なる懸隔を生じたる如く見ゆるなれ。加之、此頃は、しばしば拜借、救助等の沙汰を下されければ、自から割賦も多く下賜せられ、宿驛の潤澤も少なからざるより、虚數の馬疋も、過分に上申したるに由るなりとぞ。然れども此頃は又、雇馬の數多く出でたれば、假令虚數の馬疋を、過分に届け置くとも、一朝事あるに臨めば、直ちに雇馬を以て之を補ひ、聊も其の醜狀を暴露するの憂なきより、宿驛は常に平然たる有様

宿驛の狡猾

にて、毫も之を填補するの眞意なかりしなり。故に此後も、屢、宿馬持立のことにつき、命令を下されるれども、兎角に馬數は揃ひがたく、濱松の如きは、宿・助郷を合せて、二百五疋の馬持と稱しながら、過半は常に退轉したりといふ。(濱松宿御役町由來記) 然れば此の馬疋の退轉のみを見て、直ちに宿驛の疲弊となすは、皮相の見ともいふべからんか。實數を偽りて届けおけば、補助を受くるにも、割賦を得るにも、大なる便益利徳となれば、畢竟其數の充たざるは、能はざるにあらずして、成さざるなり。市人の狡猾は、今に始めぬ事ながら、悪みても餘りありと謂ふべし。而して幕府は之を覺らず、尙ほ救助といふ。此際、豈に救助も拜借もあらんや。○代官松平市右衛門、遠州豊田郡佐崎野村に至て檢地をなす。此村は天龍川の西岸に在りて、國領の上村より續きたる所にして東西三町五十步、南北一町五步、河側平坦の一部落に過ぎずとぞ。(掛川志稿) ○自然山眞勝寺を、駿府横内田町より、今の地に移轉す。住僧隆源は、開基淨賢坊源覺より、四世なり。

佐崎野村檢地

各和村檢地

源覺の、大阪役に、彌陀の金像を得て歸り、本多正信の助により、本願寺の免許を得て、此寺を創めしことは、已に當時の史に見ゆ。◇四年二月、代官松平市右衛門・雨森勘兵衛等至りて、遠州佐野郡各和村の地を檢す。時に同村の佛寺、寶正院には三石四斗四合、本願寺には一石六斗八升七合、見正寺には二石一斗七合の寺領を寄附せらる。(掛川志稿) ○三月廿一日、掛川城主井伊直武の母、佐野郡仁藤村、常住山正願寺境内に、一堂を建立し、愛染王の像を安置し、愛染王の供物料として、北西郷村の北、池際新田に就き、高七石八斗一升の地を寄附し、併せて貢租を免除せり。此の愛染王の像は、もと舊城中に在りしを、昔者築城の際、仁藤町の者等へ預け置かれしとて、紺屋某の家に傳はれりしを、直武の母の發菩提心に依て、此に安置せら

正願寺内愛染堂

豆州巡視

梅ヶ崎村
検地

れしなり。正願寺は、天文中の開起にて、開山寶聚院日傳は、天文十七年十一月十一日寂すといふ。(掛川志稿) ○廿九日、幕府の勘定役平岡尙宣、豆・相・武・駿・甲の諸州を巡視す。幕命を奉じてなり。時に駿州に至れる巡見使は、櫻井藤兵衛・小池源兵衛・間瀬喜太夫等三人なりしが、一日、安倍郡梅ヶ嶋に至り検するに、石高なくして金納の制なるを見、何地にも其例なしとなし、新に法を立て、従前上納の金高に従ひ、金壹兩を高五石と見積り他に準じて上納せしむることとす。因て隣村の入嶋を高拾石。この梅ヶ嶋を高拾五石と定め。免二ツ取の永定免とし、毎年、國中三分一の米價を以て、金納と定めらる。但し、後、安永七年、代官岩松直右衛門の支配に屬してよりは、高一石に貳斗四升の永定免とせらる。凡そ此の入嶋・梅ヶ嶋二村は、地域交錯して一村に異ならず、而して深山の極なれば、地境自ら廣大にして、五六里に亘れる中に、入嶋・梅ヶ嶋及び小字關の澤の邊は、谷間稍開けたれば、平地に人家無きにしもあらざれども、其他の枝村に至つては四方四里許りの地は數村散在すれども、民居悉く、谷に挟まり崖に依りて住ひ、濃霧深く閉ぢて作毛に堪へず、纔に山谷林樹の間に雜穀を種え、燒畑作をなすに過ぎざれば、昔より無高反別にて檢地もなく、唯、土地の産物なればとて、入嶋より黄金貳兩、梅ヶ嶋より黄金三兩を、税として納め來たるを、今始めて石高の定めありしなり。當時は、此地、代官諸星庄兵衛の支配に屬しゐたるなり。(駿河國新風土記) ○四月七日、有渡郡下石町、無量山長徳寺の住職幽焉寂す。年七十一、幽焉性强記にして、一たび耳目に觸れしものは、曾て忘却することなし。駿府在番の勤めさま、加番の作法等に至るまで、前例故實遺る所なく記憶し、言ふ所一も違ふことなければ、駿府在番衆の祕藏にて、苟も前例の通ぜざるあれば、長徳寺召せとて、何事も先例あ

長徳寺幽
焉強記

ることは、長徳寺に問うて處理せられければ、自ら城中の士と親み、常に城中に招かれて、其饗をうけたりとぞ。長徳寺は、復た料理に巧に、連歌・茶の湯にも通じければ、獨り己の饗せらるのみならず、己も亦屢、在番衆を饗するに、其の度度に、家具皿盆鉢等を交換し、前回使用せし器具は、概ね旅店の主に附與すること、年年の例とするが如くなりしが、料理の間の棚の如きも、客ごとに、其の數奇を改むる等、超俗高潔の智識なりき。性有徳にして無慾、肯て金錢に親まず、寂するとき、僅に寢具と銀子とを遣せるのみにて、埋葬の費を充すにも足らざりしが、在番衆の金銀を寄するあり、四方より香料を贈るありて、數日間、盛なる法事を營むを得たるは、生前の徳、死後に報いたりとも謂ふべからんか。幽焉は、長徳寺三十八世の住職にして、嘗て參内して、法橋の位に叙せられしが、茶事に精しきに依りて、佐竹豊前守・板倉筑後守正之・横山内記・其他の番衆にも、親交の徒少なからざりしとぞ。(渡邊幸庵對話記) ○此月、獨湛禪師の法弟に、石窓といふ者あり、遠州濱松驛天神町、妙見寺の廢跡に一堂を建て、大雄庵と號し自ら居る。此寺、後、天和二年二月に至り、山城國宇治の、黄檗山末寺に列せらる。石窓は、濱松の近郷、將監名村磯部氏の出なりといふ。八代の主僧に楚列といふ者あり、石窓傳を撰び、自筆もて之をしるし、寺に傳ふと聞けども未だ見ず。○八月十五日、有渡郡南安東村八幡社に、昔より藏し來れる、五部大乘經、及び大般若經の古寫本あり、世の已に知る所なり。此書、嘗て一たび、天正九年の頃、神主民部大輔眞高、修復することありしが、またまた損ふ所の生じけるにや、此頃に至て、神主安西主膳正、これに修補を加へたり。此經に就て、詳かなる事は知り難けれども、其の奥書を見れば、粗ぼその趣を知るを得む。

大雄庵創
建

石窓

江戸幕府時代

大乘經奥書

八幡社所藏五部大

延應二年庚子七月十二日、於鎌倉大倉御壇所書奉入、有度八幡山王御寶前、五部大乘經一部

大願主惣社別當金剛佛子憲信 執筆忠海

又一交ノ明賢

八出本一交 長尊

仁治元年庚子八月十二日、於鎌倉大藏御壇所出

八出本 一交道憲 執筆忠海

奉施駿河國有度八幡山王御寶前、五部大乘經一部

大願主惣社別當金剛佛子憲信

八出本 一交ノ快尊 一校ノ勸尊

八出本 一交ノ明賢

五部大乘經丁部妙法蓮華經八卷

開閉二經 一校ノ定應

一交ノ幸信 執筆淨命

大般若經奥書

曇謨大菩薩 若宮王女 武内 高良 諸神眷屬

奉下爲飭

宗廟之威光爲考妣之菩提爲弟子之往生極樂書寫之

正三位權中納言藤原朝臣賴資敬白 嘉祿三年六月廿二日、於大原來迎院草庵

願蓮房書寫畢

嘉祿三年丁十二月六日、奉寫畢

執筆金剛佛子經承

清淨谷佛子重尊 賴資爲祈後世書之

見かじ 此御經者、八幡宮本山之御經也、而憲信申内殿奉行檢校法印御房、奉渡駿河國ノ有度八幡仁施入之以奈吾屋本經、二交ノ

寬元元年癸卯七月 日 當社別當憲信

一交ノ 以奈吾屋一交ノ

天正九年卯月下旬眞讀之、駿府清水寺住 久能寺 覺順

寬元元年癸卯六月四日 久能寺 幸賢 金剛佛子政遍

合の卷卷にある名前如左何れも久能寺の榮徒なり。 見慶・公辨・堯圓・道尊・俊蓮・賢下・秀慶・淨俊・秀豪・長俊・幸秀・念西・覺順・慶明・賴圓・覺尊・宗心・禪蓮

當神主民部大輔眞高

天正九年五月十五日

延寶二二年八月十五日

當八幡宮神主 安西主膳正

修復之 文屋昌重

箱裏書 八幡宮大般若經箱

明應拾年二月九日

時神主美濃守元高

返納般若全部於有度郡

八幡神宮 天和戊子元禄米二十二年、借納般若、今般若經之

六百卷還般若經、更無一字味ニ神靈ニ

袈裟憶ニ定賜加被、愧下比古人徳ニ未馨

未十一月十六日 金山

澄水敬白欽上 府の法華寺住持なり

此御經失候而及ニ數年所、取返奉寄進

明應三年甲申八月十五日

此御經奉修復之了

大僧都政遍

更に八幡社に傳ふ所に依れば、遠江國相良般若寺の所藏せる大般若經は、此の八幡社の所有なりきと。彼寺にても言ひ傳ふれども、其の奥書は、爾なり

第三百七十三

康安元年八月十六日

重初出讀了、景珪拜書

事蹟

康曆二年丙正月廿七日壬子奉書始、同三月四日戌書了

願主 正五位下藤原朝臣維清…… 校算師永尊・一生人姓師弘算

長福寺天瑞

理右衛門の信仰心

文中に見ゆる維清は、駿河守遠江守等に歴任し、工藤・朝比奈・狩野等の祖なり。或云、遠州下内田村王子権現社にも、古寫本の經文を傳ふと。(駿河國新風土記) ○九月廿日、黄檗宗の僧天瑞といふ者あり、遠州長上郡市野村に至り、其の薬師堂を改めて寺となし、長福寺と稱し自から住す。天瑞は、寶林寺の開山獨湛の法子にして、宗祖隠元禪師三世の孫なり。獨湛は漢土の人なり。(寺記) ○此頃、中泉を南に距ること一里許の岡田村に、鈴木理右衛門といふ者あり、三十有餘歳の比より、阿彌陀經を讀誦して、日夜おこたることなく、常に砂を以て數をとり、修練して後、睡眠の時に入るといへども、猶唇の動くこと止まざりしと云ふ。黄檗山の先住なる、彼の獨湛和尚の、引佐郡初山に閑居せられし時、理右衛門を、記捌の決定、西方往生の人なる事をゆるされしが、理右衛門六十歳の秋、少しもいたはることなくて、我は只今往生するとて、床に登りて安坐し、晏然として遠逝し、法名を大舎と號せしが、生前誦經の數四十萬卷に及べりとか。二男二女あり、おのおの拔群の才智藝能ありしが、第四の娘は、たれ教へざるに、幼稚の時より、佛菩薩を崇め、常に妙法華經をよみ、又能く和歌を好みて詠めるを、竹内三位惟常卿は、しばしば賞數の辭をもらされたりといふ。亡父の追善の句に云、

いとせめて手向る水にうつれかし心ばかりにうかぶ面影

(新著聞集)

一柳直末碑

○十一月十一日、一柳直末の碑を、駿東郡下長久保村、黄瀬川の傍に建つ。文は、敦山止翁の撰する所にて、直末が子孫の建つる所なり。直末の、天正十八年小田原役のとき、山中城に討死せしことは、其時の史に明かなり、碑銘曰、

於休直末、其直如天、戰陣振勇、固是孝士、事君致身、報生以死、有孝有忠、人道本存、懷業威敵、功業惟繁、中道玉碎、悲歎堪怨、昔時葬處、駿長久保、敬詣墓前、薦羞酒掃、富士峰雪、忠清好述、木瀬川水、令聞長流。

延寶丙辰冬十月十一日

敦山止翁撰

石燈籠二基

大通院殿廟前

從五位下一柳因幡守越智頼親建之

三柱神社

佐野新田

○十二月一日、遠州豊田郡加茂村の、三柱神社を再建す。棟札今に存するを見るに、表面には、天ノ御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神と、三行に列記し、裏面には、三柱再建、延寶四年辰十二月朔日の數文字を、また三行に列記し、下段に平野三郎右衛門と、一行に書せり。○此歳、遠州佐野郡佐野新田、始めて檢地あり、通常の貢租を、上納することとなりぬ。佐野新田は、佐夜中山のうちに在り、昔慶長の初め頃、小原子村神谷新右衛門の分家に、神谷助次郎といふ者あり、山畠を開墾して、纏て此地に住居し、久しく無年貢にて耕作せしが、此に至て貢租地となりしなり。世に傳ふ、昔松平隠岐守定勝、掛川に城主となり、召されて江戸に出府の時、此山に至て、乗馬の片沓破れたれば、助次郎疾く出でて、其の片沓を取替へたるに、定勝出府の後、數多の加恩賜はりければ、定勝大に悦びて歸城し、因て厚く助次郎を賞しけるが、これぞ後の吉例となりて、彼侯の往來あるごとに、必ず片足の馬沓を呈したりと。助次郎は、常に開墾を好みけるにや、佐濱檢地海老名村にも、助次郎新田と稱する地ありといふ。○濱松城主太田攝津守宗次、命じて、敷知郡佐濱村邊の

事蹟

千貫松

地を検せしむ。此邊は、寛文九年・同十二年にも、檢地ありし所なり。佐濱村に、松の老樹一株あり、佐濱風光の一となす。昔高力氏の濱松城主たりし頃は、世に之を百貫松と稱せしが、此頃は之を千貫松と稱す。年を経て、其の重量十倍せしにや。但し、此頃は、少しく衰憊の色あらはれたれば、此末如何に成りゆくらんか。(見聞録) 或はまた、元の百貫松になりやせん。○幕府、長谷川藤兵衛・雨宮勘兵衛を遣はし、榛原郡

駒形明神

南部の地を検せしむ。時に二人相計り、御前崎の芝地五反歩を割き、駒形明神に寄附し、神領とす。此に於て、駒形明神の神領、前後合して五十五石餘となる。領内に寺院一ヶ寺あり、遍照院といふ。又、民家四拾餘軒あり、優に一村を爲しぬ。◇五年四月十五日、遠州周智郡杉村、高松寺の中興開山、松岩清林和尚寂

高松寺

久圓入寂

す。○五月、駿州有渡郡宇都山の人久圓、富士山に入りて寂す。久圓、初め宇都山に住し、所所に出没して、劫掠を業とせしが、偶、安山禪師の名を聞き、深く其徳を慕ひ、遂に發心懺悔して、其の弟子となり、

隨身行道すること茲に年あり、此月、安山禪師、不二山の絶頂に登て入寂するや、久圓も亦共に往て、寂に入れるなり。此の師弟一雙の骸骨は、長く富士山上に存在せしが、某の年地大に震ひ、骸骨爲に深谷に陥り

敷地村檢地

山王權現

て、其影を止めずなりぬ。(古人談) ○八月、遠州豊田郡敷地村の邊檢地あり。山王權現の社領に、三石四斗九升七合の打出あり、總高十八石四斗九升七合となれり。此宮の神領は、天文八年十一月十五日に、六十七石餘(石餘)あつて、今川治部大輔義元の先規によりて、寄附せられしものなるが、其後大に之を減じ、慶長六年八月廿四日、伊奈備前守より、僅に十五石寄せられしを、今に繼續し來つるなり。此社に、永祿七年の古文書一通あり、今川家の下賜する所なり。

永祿時代の古文書

圍禁制

一軍勢甲乙、亂入狼藉之事。

一竹木見伐之事。

一耕作等取散之事。

右條條、於違犯之輩者、可處罪科者也、仍而如件。

永祿七年二月二十五日

野邊郷

山王神社

志戸呂村

○此歲、榛原郡志戸呂村殿、澤に神社を營み、大井八幡宮と稱し奉る。下嶋武兵衛鍵取となる。(掛川志稿)

吉永村高新田

○榛原郡吉永村に、吉永利右衛門といふ者あり、其の所有地を分離して、一村を起し、名けて高新田といふ。此地、元來吉永村の屬地なれども、大石利右衛門の、開墾したる土地なれば、寛永中より、已に其の田額を区分し、吉永利右衛門分と稱し來つるを、今更に獨立して一村としたるなり。然れども其の田畑・人家等は、素より交錯を免れず、分界は全く設け難きなり。(掛川志稿) ○濱松城主太田攝津守資次、命じて、敷

宇布見村檢地古墳

知郡宇布見村の地を検せしむ。(見聞録) 宇布見村には、長者平と稱する所あり、昔より、古墳と呼び來たる所なるが、近來好事の輩、屢ここに遊び、斧に似たるもの、庖刀に似たるもの、或は凹形・棒形、或は獸形・筒形の石を拾集むる者あり。又、繩目の文ある土器を拾ひて、珍とする者あり。考古學者は之を見て、太古

事蹟

民族の住居なりといふ。因に云ふ、是より北、引佐郡都田村にも、之に類する石器を出だす川山といふ所あり、有玉村の欠下よりも、之に類するものを出だすと聞くに、入野村の蜆塚よりも、多く貝殻を出だすと稱して、何れも、古代民族の住所と傳へらる。○駿州今年の三分一極直段を定めらる。

米壹石に付銀五拾六匁

但 所相場、拾貳匁九分増

(徳川禁令考・教令類纂)

大谷村
大海

○遠州豊田郡大谷村、宇佐八幡宮の神田を公收し、以て公田となし、後また寶曆元年に至り、神池を埋めて水田となす。世に傳ふ、昔者、此の地方の蒼海なりし比、宇佐大神の七柱、黄金の船に乗じて、國尋き給へるに、乗り給ふ黄金船は、計らずも嵩山に乗りあげ、遂に舳艫顛覆しければ、大神は、永く此に鎮坐ましましける。而して金船沈没の所は、船久保の地名に依て記念すべく、舳艫の蹟は、今尚ほ存すれば、之を求むるに難からずと。嵩山は、大谷村の東北に聳え、側に深谷と淵池とあり、神龍も住し難きにあらずといふ。

久能山將
軍の世子
を祈る

(遠江風土記傳・古老談) ◆六年正月十五日、將軍家綱、世子なきを憂ひらるること久し、天下の神社佛閣、その旨を奉じ、去年より、一般に精を盡して祈禱を罩め、今・明年の間には、必ず男子あらしめ給へとぞ念じける、爰に駿州久能山德音院は、去年巳五月より、茲年午五月まで、一年を期し、毎月朔日より七日まで、學頭・社僧等、毎朝まだきに參拜し、御本地供百餘座づつを唱へ、精誠をこめて祈禱執行ありけるが、此夜學頭敬謹は、瑞夢に感じたりとて、後に人に語りて曰く、「御神前の様にも見え、又、御城中の様にも見えしが、いとも奇麗なる所ありて、此處に、老いたる若き武士ども、五七人ばかりなむ、車座に並居たまひけ

西來院

築山殿
加納殿
清瀧寺
岡崎三郎
百年忌

る。敬謹も其中に交らひ居たるところに、我が左の方に御座しける、齡の程、廿に五六も餘らせ給ふらんと見えさするが、我が左の脛を押し、「我こそは將軍の子なり、さ心得べきなり」と仰せられける。因て我は禮をも忘れて、答へ申しけるは、「否とよ、上様には、御子御座しまさざるなり、さればこそ、今年のうちに、若君の御誕生あらせ給へか」と、物の數ならぬ、卑しき我が徒まで、隨分に誠を盡して、祈念し侍るなれ、もし公の如き御子あたまさば、争か今更、若君の御誕生を、祈り奉ることをせん」とあらがひけるに、「されど偽にはあらず、疑ひあらば、將軍に聞け」と宣ふよと見て、夢はやがて覺めぬ。我はあまりに不思議に思ひ、夜明けて後、御神前、並に御寶塔に詣でて、夢のさまを申し上げ奉りけるが、其後、御代替りて、新將軍に拜謁したれば、夢中に見奉りける御方と、露違はせられざりき」と言ひきとぞ。敬謹は賢き僧なりける。

事蹟

江淨寺

江尻江淨寺にても、信康公百年之正當忌に、兩寺江淨寺 西來寺より申立有、江淨寺御石牌、

江淨寺殿了感長悅大禪定門

(東海道中細見記)

今切奉行

○二日、遠州今切奉行、中根平十郎正致病て死す。○五月、下足洗村大高山明王院に、門前制札を下附せらる。

駿州安倍郡足洗村不動堂

一當不動に參詣之面面、並商賣人、喧嘩口論狼藉いたす事。

一見物之類、ばくち諸勝負いたす事。

一猥伐採竹木事。

右之條條、堅令停止之訖、若違犯之族於有之者、可爲曲事者也、仍如件。

延寶六年午五月

大久保甚兵衛 花押

長田六左衛門 花押

明王院本尊

明王院は、大岩村臨濟寺の末寺にして、中興開山を、雪齋長老大原和尚となす。本尊の不動佛は、良辨僧正の作にして、天平勝寶年中、僧正閣浮檀金を以て、一寸五分の不動の像を作りて、相州大山に安置す。其後、伊豆山僧顔行、又、不動の像一軀を作りて大山に納め、良辨の作れる像を取つて、本國に歸りけるが、其像、後、文覺上人の手に傳はり、又、僧空源の手に渡りければ、空源則ち之を此地に安置せり。然るに、大原和尚中興の時、新に佛像一軀を作り、以て古佛を其首に納めしといふ。(寺記) 世に傳ふ、此寺の庫裏は、慶安の比闕所となりし、百姓半左衛門の家なり、即ち半左衛門の闕所となりし時、此寺の庫裏としたる

足洗村半左衛門

なり。半左衛門の子孫の、今庵原郡瀬名村にある家には傳へて云ふ、半左衛門刑に處せられし時、大内村靈

山寺の觀音を信仰し、厚く祈願をこめけるに、其の利益にや、幸に赦にあひ、追放となり、國に歸るを得たれば、之を賽せんがために、繪馬一面を觀音堂に奉納し、慶安五曆辰暮春、願主安田半左衛門と署名せしが、此の繪馬、今に存すれば事實なるべしと。(駿河國新風土記) ○六月十九日、遠州濱松城主太田攝津守資次、

濱松城主太田資次

寺社奉行を轉じ、大阪城代に補せられ、加増二萬石を賜はり、都べて、五萬二千石餘となり、封を和泉・河

濱松城主青山宗俊

内・下總・常陸等に移さる。○七月十八日、青山因幡守宗俊、遠州濱松城主に移さる。(徳川實記) 宗俊先に大阪城代たりしが、去る六月十七日、老年に因て其職を罷めしを、此に至て、太田資次に代れるなり。○廿二

堀江城主大澤基時

日、堀江城主大澤兵部大輔基時、病で死す。○八月廿九日、遠州敷知郡富塚村西來院に於て、築山殿の百年

西來寺の築山殿百年忌

周忌を營み、厚く法會を行ひ、佛に供し僧に施し、其の西光院殿の法號を進めて、青池院涼月秋天大姊と稱す。但し參州大樹寺にては、今も尙ほ舊の如く、西光院殿と稱し居れりといふ。是まで西來院の寺領十石な

りしを、此時二十石の加増あり、合せて三十石となる。(以貴小傳) 先是、明曆の頃、西來院火を失し、烏有に歸し、築山殿の墓所も破損しければ、住僧玄風恐懼措く所を知らず、恭しく墓前に至て、祭を設け回向

しつるに、何處の人とも知らぬ者訪ね至り、懇に墓所を吊ひて出で行くことありしが、其後、四十日ばかりを経て、又、大久保加賀守忠朝の使者と稱する者あり、來て築山御前の墓前に就き、厚く法會を設け齋を供

築山殿の靈

し、僧に請うて經を誦せしむることありければ、玄風怪みてその故をとふに、使者曰く、「我が主加賀守は、當時肥前國唐津の城主なるが、一夕端居しておはししに、ゆくりなくも、怪しき女の庭に來て、つくづくと

加賀守を見ること少時、何處ともなく、歸りゆくごとく、消え失することありしが、またの日、加賀守庭に向て居りしに、彼の怪しの女も亦来りぬ。因て其の装ひを見れば、下には赤き絹を着、中には黄なる縞絹を重ね、上には白き絹の御衣をうち掛け給へるが、昨日の夕に異ならず、つくづくと此方を見て、又消え失せければ、加賀守は益々怪しく思へて、上下の臣ども多く召し集めて、落ちもなく、ありつる事ども語り終りて後、「さて如何なる事やらん」と問はせ給ふに、老臣の一人申しけるは、「昔、築山御前の亡はれ給ひし時、着給へる衣の色どもを、臣の幼き時、臣の祖父の語り出でつるを、今も聞き覚えて待りつるが、今仰せられし、衣の色につゆ違はねば、若しは、築山殿の靈の、出で給ふにはあらかと、當時の状まで、悉しく物語りければ、加賀守も深く感じ給ひけん、遂に此の使者を發するに至り給へるなり」云々と、忠朝は、大久保忠隣の子にして、右京亮敦隆の次子なるが、唐津城主大久保忠季の養子となり、去年七月廿五日、執政に補せられし人なり。玄風は、此等意外の事を見聞して後、ますます恐懼と信仰との念を増し、遂に江戸に下り、墓所破損の状を訴ふる所ありけるに、此の百年の遠忌に際し、寺領を増し、法會を営ましめられしなり。

野中三五郎友重

(徳川家御系圖・西來院廟堂記) 此時、相州小田原城主大久保加賀守・掛川城主太田攝津守は、代人を遣はし參拜せしめられけるが、水戸義公も、遂に此の法事あるを聞き、往時、築山殿を斬りたる、野中三五郎の孫の、三五郎友重といひて、此頃水戸侯に仕へけるに命じ、至て其廟を拜し、石燈籠一對を、廟前に獻せしめられしは、義公其の平生に反かすと謂ふべし。時に友重、入野村庄屋喜平治を案内として、御前谷・血洗池等の遺跡を訪ね、坐るに昔を憶ひ偲びて、感慨措く能はず、遂に己も石燈籠一對を、墓前に備へて還へれりとぞ。

蓋し祖父の罪障消滅の意なるべし。(野中家記・御前谷由緒)

築山殿殺害一説

血洗池

御前谷

一説、昔天正の比、岡本平左衛門・石川太郎右衛門・野中三五郎等船に乗じて、入野の湖を渡り、北方富塚に向ひ、其處なる谷に至て築山殿を失ひまつりて後、刀の血を其池に洗ひしに、池水自から濁りて以來清まざりしに、今年百年の法會營まれてより、池水また自から清みて澄澈となれり。因て其靈を清池院と謚す。後世其池を血洗池と稱し、其谷を御前谷と呼ぶ。(引馬持遺)

野中家の
甘酒供養

世に傳ふ、野中三五郎は、築山殿を討つて後、深く感ずる所あり、如何に思ひ寄りしか、爾後年年、築山殿の忌日に、醴酒を製し、通行の人々に施行して、其の冥福を祈りけるが、三五郎は、この施行を、已一代行つて足れりとせず、遺言して、子孫に永く其志を繼がしむ。されば三五郎の子孫は、水戸藩に仕へけるが、水戸に於ても此の施行をなして、曾て忘るることあらず、水戸にては、野中家の甘酒供養として、誰知らぬもの無かりしとぞ。此の施行は、江戸幕府の終まで行はれたりと云ふ。

松平源三郎の墓
濱松城受取
宇布見漁船

或云、先に築山御前の墓地を改め築くとき、松平源三郎康俊の墓碑をも併せ建てしといふが、康俊は、田通院の腹なり。(遠江風土記傳) ○九月廿六日、遠州横須賀城主本多越前守利長、幕命を蒙て濱松城に至り、城の受取をなす。太田資次轉じ、青山宗俊就封したればなり。○此月、遠州敷知郡宇布見村は、濱名湖沿岸の地にして、船を浮べて、業を營む者多ければ、官命に依りて、其の船數を調査して上申すること、已に幾度なるを知らざりしが、此月、また石川又四郎に依て調べられ、六十六艘を計上せり。今これを、寛文七年四月十六日、坂井八郎兵衛・伴作平等一人、浦浦巡檢の節、書上げたる數に比すれば、實に十五艘の増加なりといふ。寛文七年は、今より十二年前にして、當時の調書には、大平田・小平田、共に惣數五十一艘とある

三保大明神 なり。石川又四郎は、荒井關の監守なり。(見聞録) ○十一月、大久保甚兵衛忠昌・長田六左衛門重次等、連署を以て、有度郡三保大明神に禁制を附し、山林竹木の濫伐を停止す。

禁制

駿州有度郡

三保大明神

於三保神領、不依山林竹木大小、猥伐採之事。

右之旨、任先規令停止之訖、若違犯之輩於有之者、可爲曲事者也。

寛文六年十一月 日

大久保 二人 花押

長田圖書助殿

(太田社家藏)

三保大明神は、慶長七年十二月七日、家康より、内大臣朱印を以て、三保村・織戸村・別符村の地百六石、並に鹽畑貳拾九ヶ所、船三艘の役、山林竹木等の寄附免許を蒙り、同九年八月晦日、井出志摩守正次の繩打を受け、上中下の田畑並に屋敷貳町八段五合拾壹町三反壹畝廿歩、分米合百石五升九合の覺書を、下附せられしこともありき。○十二月、駿州丸子驛誓願寺領朱印地の、竹木濫伐を禁止せらる、因て大久保甚兵衛・長田六左衛門の、花押ある制札を掲ぐ。

誓願寺制札

駿州丸子大鑑山之事、任御代代御朱印之旨、誓願寺爲支配之所、猥不伐採竹木、若相背族於有之者、可爲曲事者也。

延寶六年午十二月

大久保長田・花押

右之條條、急度可相守者也。

大鑑山誓願寺

坪の井 此寺の麓に清泉あり、坪の井といふ。一村の用となり、旱天にも減することなけれども、汚穢に觸れたる人汲めば、忽ち濁るといふ。清泉の名、蓋し此に起るか。中古、此處より壺二個を掘出ししが、形頗る奇なり。今誓願寺に存す。(駿河國新風土記) ○此歲、駿府の武具支配人、大原又右衛門を以て、武具奉行となし、組同心三人を附し、巽櫓を守らしむ。又右衛門は、源五兵衛の改名なり。或云、清水御舟手潰組同心笠原幸右衛門・小坂助六・中村市右衛門等三人を駿府に召抱へ、各、高二十俵一人扶持を給す。

武具奉行

御城代組與力大原又右衛門、御城番組與力近藤三郎右衛門に命じて、武具奉行たらしめ、同心三人を付けらる。清水御船手潰組浪人、笠原幸右衛門・小坂助六、町奉行組浪人、中村市右衛門三人なり、近藤三郎右衛門病死の後は、大原又右衛門一人となる。此所の役宅は、寶永六五年、破損奉行庄田主税の宅なりしが、御役御免にて、江戸に移りてより、大原又右衛門拜領す。(駿河國新風土記)

藥園掛同心

又、三人共に藥園掛を命ぜられしに依り、毎年銀一枚づつ賜ひ、横内町に住せしめらる。

駿府藥園は、安倍郡北安東村にありて、廣は凡そ四千三百七十餘坪にも及ぶべきが、中に培養する藥種は、百餘種ありて、外國種も少なからず。即ち使君子・吳茱萸・草菓・烏藥・貝母・肉桂・白朮・大青・補骨脂・無夷樹・大青・蒼朮・枳樹・草豆蔻等は唐船の齎らす所にして延胡索・黃芩・山茱萸等は朝鮮より送れるものなり、此外ホンホロモンスウとて阿

事蹟

蘭陀種もあれども附子・甘草・和木香・ホルトガル・枳殼・藿香・藜木・唐芋等の如く、内地産の種類も多くありといふ。

荒井關守 ○遠州荒井關の守、中根平十郎病死せしに依り、石川又四郎來て之に替る。(遠江風土記傳) ○伊豆國、去年より檢地あり。(豆州志稿) ○駿州富士郡萬野原の開拓者、芝川道順が多年の勞力を賞し、耕地八石五斗二升を除地として、子孫に傳へしむ。先是、慶長の中比、伊奈備前守の企にて、萬野原開墾の舉あり、近傍の農民を勸めて、移住せしめしが、此地元來飲水に乏しく、移民頗る之に苦めるが、芝川筋猪之頭村より、水路を通ぜんと欲し、同じき十五年春より、工を起しぬ。當時道順は、宮原村に住せしが、備前守は、道順を勸めて萬野に移らしめ、氏を芝川と與へ、芝川道順と稱し、専ら水路開鑿の事業に當らしめたるに、同じき

萬野原開墾

年六月、備前守歿し、又、水路は成就したれども、地質疎

萬野 御用 旗 標 白木綿地 幅一尺半 鬆にして水を蓄へず、流れ來るまにまに、地底に滲透し

芝川道順

かたがた望を失ひ、漸くに退去して、萬野の拓地は、再び茫々たる荒蕪に歸し畢ぬ。然るに道順は、獨り初志を變ぜず、此地に留り、且つ拓き且つ耕すこと茲に廿一年、代官井出藤左衛門檢地して、深く其勞を想ひ、其功を賞し、遂に此の恩命を下されしなり。道順水路開鑿の時用ゐたる標旗は、今尙ほ其家に存すといふ。

伊豆代官

○今村彦兵衛、伊豆代官を命ぜらる。父傳三郎に替れるなり。傳三郎は、去る寛文八年石野八兵衛に替てり、代官たること爰に凡そ十一年、辭して職を其子に譲り、閑地に就けるなり。(豆州志稿) ○遠州、今年の三分一極直段を決す。

遠州米直

米壹石に付、銀四拾九匁壹分。

但、所相場と拾匁、七匁増。

(徳川禁令考・教令類纂)

大代山論

○榛原郡大代山の、入相秣場の争論あり、遂に公裁を仰ぐに至りぬ。其の争點は、大代山の麓なる、横岡・志戸呂二村は、昔よりの仕來にて、入相來りしものを、大代村にて之を拒絶せしより起りたるものなり。而して裁決は、二村の勝に歸したりといふ。◇七年二月十八日、駿府兩町奉行附屬として、各、與力一組五騎を増加す。

町奉行與力

屋形町、町奉行組與力の居宅なり。町奉行組與力は、延寶七未年三月廿一日、大久保甚兵衛・長田六左衛門奉行たりし時、初めて是を付けしめ給ふ所なり。屋形町と稱する事不詳。(駿河國新風土記)

鬼岩寺の舍利塔

○三月、紀州高野山成慶院の秀雅、書を添へて、佛舍利三粒を送り、駿州志太郡鬼岩寺に寄贈せり。昔者、高野山北室院に、堯昌といふ者あり、後白河院の所持し給へる、佛舍利二粒を送り、鬼岩寺の住職忍性和尙に寄附することありしが、其後、甲斐國主武田信玄請ひうけて、深く之を念じたれども、信玄死し勝頼續ぐに及で、再び之を高野山成慶院に寄附せしを、今又、成慶院より、鬼岩寺に寄附せしこそ奇しけれ。

一説、後白河院は、建久二年に崩御し給へば、後鳥羽天皇の御宇、先帝の追福のために、故院の御所持なりし佛舍利を、高野に寄附せしことありしが、若くは其ものならんか。

今鬼岩寺に佛舍利塔あるは、蓋し此の舍利を納めたるものならん。今秀雅の、舍利に添へたる書、及び堯昌の來歴を記したるものあり、併見るときは、能く當時の狀を知るに足らん。

昔日、甲州太守源信玄公、以二粒之眞佛舍利、所被寄附置也、其殿之底下有刻彫之銘、曰、駿州鬼岩寺云云、此兩個之母舍利、自彼寄進、日至今、于今日、分登八十有餘也。此舍利、其本爲貴寺之寶物、故御信仰異他尊、因茲、彼分發之中三粒、所呈進、分明也。雖不可涉異論、依御懇望、證焉者也。

延寶七巳年三月廿八日

高野山成慶院秀雅

花押

傳曰、後白河院、佛舍利二粒、寄附駿州鬼岩寺忍性菩薩、其後、武田信玄公求請之、多年念之、玄公歿後、勝頼爲慈父、追薦、寄于當山成慶院、展轉傳光、當院先住晃朝阿闍梨、持念之、其後、相繼雖安、置當院道場、而元來爲鬼岩寺靈寶、故惟年元文二紀乙巳肇春、依照秀丈通請、再歸贈鬼岩寺、永不可出彼寺戶外、今所寄有延寶七年、分發三粒、寄附狀中云、母舍利者、是ひひ是能仁、直質法身妙體尤可仰信、任照秀篤望、記梗概贈焉。

元文二年乙巳正月念三日

北室院現任堯昌

朱印

飛行舍利 鬼岩寺には、又別に、飛行青色舍利と稱するもの二粒あり、慶長十三年、大猷の客下、飛出でて、災を免れたれば名くといふ。○四月九日、遠州濱松城主、青山因幡守宗俊の遺領を、其子忠雄に賜ひ、以て其後を繼がしむ。宗俊は忠俊の子なり。慶長十三年、大猷公五歳にして、着袴あらせらるる時、宗俊にも長袴の賜ありて、同じく着して初調の禮をとらしめらる。元和七年五月廿七日、叙爵して因幡守と稱せしが、同九年十二月、忠俊罪せらるるに及で、宗俊も亦同じく蟄居せり。寛永十一年六月、罪ゆるされ

濱松城主
青山忠雄

駿府在番

て、上洛参内の列に加へられ、十五年十二月、書院番頭となり、邑三千石を食む。同十六年、駿府に在番たりしが、是れ書院番士の、駿府在番たる始なりといふ。正保元年、大番頭に進み、慶安元年閏正月十九日、加恩ありて三萬石を食み、信州小諸城に封ぜらる。時に大猷公、近く宗俊を召して曰く、「汝が父忠俊、よく忠諫を守りて余を助けぬ。汝も亦父に劣らず、よく竹千代を教導せよ、汝が父をして配所に死せしめしは、今更ながら悔み思ふ所なり」と、涙に咽ばれければ、宗俊も亦感泣して退きぬ。寛文二年三月廿九日、大阪城代となり、五萬石を食む。同五年正月二日、大阪城に落雷あるや、其の處置宜しきを得たりとて、將軍深く之を感賞せしことあり。九年十二月廿六日、江戸に召されて四品に叙し、十年三月六日、大阪に上るとき、其錢にとて、手點の茶を賜はりけり。斯くて在職前後十七年、齡漸く傾きければ、職を解かんと請ひしに、去年六月、稻葉正則上京の序でを以て、命を傳へて其請を聽され、尋て七月十八日、濱松城に封ぜられ、十二月廿五日江戸に歸り、營中に於て、杖くことを許され、茲年二月十五日卒す。年七十六、初め、大阪城代の嗣ありし時、將軍その人を難じ、酒井忠勝を召して問ひ給ふ。忠勝曰く、「青山忠俊が、先代に忠勤を勵みしは、世に比類なき所にして、宗俊亦父の風あれば、希くは宗俊を擧げて、其父の忠誠を顯彰せん」といひける。將軍即ち其言に従ひ、宗俊に命ぜられしに、果して其職にかなへり。而して世人また、忠勝が忠俊の忠を忘れざるを稱せり。○五月十五日、駿府町奉行附屬の與力屋敷を、二ヶ所に賜ふ。其の下知狀に云ふ。

横内安西
敷の與力屋
下知狀

一長田六左衛門・大久保甚兵衛、與力屋敷拾四人分、

事蹟

但、壹軒に付て、四百五拾坪宛被_レ下候間、六左衛門與力は横内邊、甚兵衛與力は、安西邊にて可_レ相渡_レ候、委細御勘定奉行より、諸星庄兵衛方へ中越候間、可_レ被_レ得_レ其意_レ候、以上。

五月十五日

大 加賀守
稻 美濃守

攝取寺開
山寂

此書の宛名には、松平豊前守殿・天方主馬殿・長田六左衛門殿とありたり。(駿國雜志) ○廿四日、駿府寺町、青龍山攝取寺の中興、中島溫和尚禪師寂す。此寺、開山を賢進別當といひ、開基を像仙和尚といふ。像仙は、眞言を改めて臨濟となし、中岳は、寺を、北安東村熊野神社の邊より、今の所に移し中興したる人なり。而して開山の賢進別當は、未だ如何なる人か詳ならざれども、過去帳裏書には、鎌倉四代頼經公御一家、賢進別當菩提寺、石塔有_レ之といひ、又、頼朝之舅男賢進別當開基、于_レ今有_レ石塔ともいへり、尙ほ淺間社の鏡銘に、當社別當憲信とあり、有度郡八幡社藏の大乗經古寫本に、總持院別當憲信とも、又、當社別當憲信ともあるは、同じき人か、免まれ賢進は、初め建穂寺に住し、宮内に總持院を開き、後、攝取寺に寂せし人にして、墓石今も此寺にあり。因に、熊野社は此寺の鎮守にて、此寺は同社の社僧なれど、神事は、總持寺の奉仕する所なりといふ。(駿河國新風土記) ○六月十六日、遠江國掛塚の領主、加加爪甲斐直澄致仕し、所領一萬三千石を、其の養子土佐守直清に繼がしむ。直澄は、故民部少輔忠澄の子なり。忠澄は、寛永の初、町奉行となりて治績あり。又、其の十七年、長崎に使して、蠻船を燒棄し、悉く其の邪徒を誅する等、其功の見るべきもの少なからざりしが、十八年、桶町の火事の時、馬より墜ち、年五十六にて死せり。直澄初め大猷

掛塚領主
加加爪直澄退隱

院に仕へ、小姓を勤めて二千俵を賜はり、寛永八年十二月廿八日、叙爵して、甲斐守となり、十年八月五日、小姓組の與頭となり、十一年七月二日、將軍の意に背き、勘氣を蒙りて閉居せしが、後免されて再び出仕し、十二年八月廿七日、廩米を采地に改めて、二千石を賜はり、十五年十二月五日、小姓組の番頭となり、十八年、父の後を繼ぎ、直澄が采地の内、五百石を併せて一萬石を領じ、弟右衛門信澄に千石、木工之助定澄に五百石を分てり。慶安三年十一月十九日、書院番頭に進み、四年五月晦日、命を受けて日光山に赴き、靈廟造營の事を檢し、明暦元年九月十五日、大番頭に轉じ、寛文元年十一月廿一日、寺社奉行に任じ、八年十二月廿五日、三千石の加増あり、十年十二月十一日、御不審を蒙り、閉門を命ぜられ、明年十二月廿日、罪を免され、今日に至て退隱せり。此人、後天和元年二月九日、再び罪を蒙り、土佐國に配流せられしが、貞享二年十月三日、七十六歳にて卒しぬ。(徳川實記・藩翰譜) ○七月廿六日、代官福村長右衛門、及び其子三人、手代佐野平兵衛等、豆州三宅嶋に配流せらる。引負の罪露はれしに因るなり。○八月七日、上總國久留里城主、土屋頼直失心により、所領二萬石を沒收せられ、特旨を以て、其子主稅達直を寄合衆に列し、遠州周智郡に就て、采地三千石を賜ひ、以て其父頼直を預けらる。頼直は忠直の孫なり。○九月六日、駿州田中城主西尾隱岐守忠成、封を信州小諸に轉じ、奏者番酒井日向守忠能、其職を免ぜられ、一萬石の加増ありて四萬石を食み、小諸より田中に移る。(徳川實記・恩榮錄・駿河志料) 其の領邑は、駿河國志太・益津の兩郡、遠江國榛原・城東等數郡に跨れり。○十一日、隱岐守西尾忠成、田中城を轉封により、金三千兩を恩貸せらる。(徳川實記) ○此月、遠州掛川城主井伊伯耆守直武、馬見所を城下に設け、以て藩士を勵まし、武を講ぜ

三宅嶋流
人
土屋達直
周智郡に
采地を賜
ふ
田中城主

西尾忠成

掛川の馬場 しまむ。或云ふ、「此時作りたるは、新にしたるにあらず、昔よりありし馬場を、更に修復したるものならんか、後世、中西馬場と稱する所あり、何れの時代に造りしものか、未だ詳かならざれども、總堀の内にあるに依て想ふに、頗る古きものと見えて、永祿の頃、西町馬場口と呼びし所にてあらんか」と、然らば、中西馬場といふ所は、此時修復したる古き、馬場の址の、今に存するものか。(掛川志稿) ○十月五日、駿府定番天方主馬俱通病篤し、幕府之を聞き其子小姓組三郎兵衛致通に命じ、歸て父の病に侍せしむ。○六日、引佐郡金指領主近藤貞用、田畑百石を初山寶林寺に寄附して、永く寺領とせしむ。○六月、引佐郡寄進、初山寶林禪寺寺領、並寺中門前山内竹木之事。

天方主馬病

近藤貞用
初山領寄附

一高 百石

但、新田也

寺中山内繪圖別紙有之

内

- 貳拾參石九斗九升壹合 引佐郡瀬戸村
- 五石五斗九升六合 同 石岡村
- 四拾七石貳斗四升九合 同 金指村
- 貳拾參石壹斗六升四合 同 五日市場村
- 合 百石

右者

權現様

臺徳院様

大猷院様

御三代御位牌奉安坐、即爲御茶湯領、永奉寄進候也。

近藤登之助

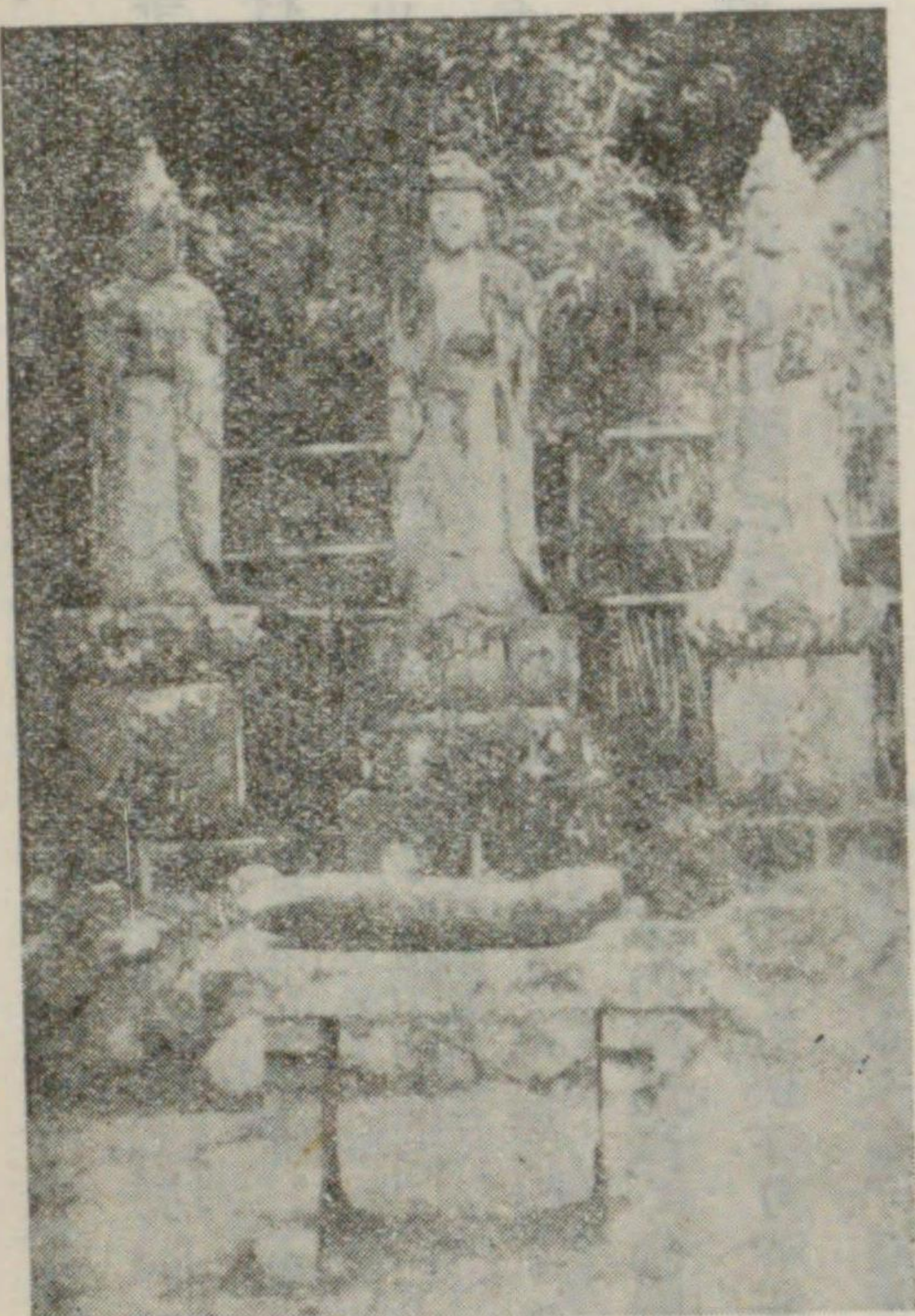
貞用印

延寶七年巳未十月六日

遠州初山

寶林寺

石鼓



初山石鼓

寶林寺は瀬戸村にあり、大なる石鼓あるを以て、其名世に著はる。遠江古蹟圖會云、此寺寶林寺の境内、後の山の中に、大なる石鼓あり、長二尺五寸、幅一尺一寸、當國一の大石鼓なり。云云、掛川東在山鼻村の茶屋と、濱松東在安間村庄屋、金原茂左衛門方とにあれども、皆小なり。云云

但し、石鼓は、後世庭内に移さる。○十二

富士野の

日、幕府評定所に於て、駿州富士山ノ南西、山野の争論を査檢し、命を下だして其の曲直の判決ありき。此の争論は、去る明暦元年より、富士山富興院・大鏡坊・池西坊・辻坊と、富士郡内、大宮領大宮町・粟倉村・山宮村、蒲原領星山・貫戸・兩山本・岩山・天間・入山瀬・久澤・厚原・傳法・大淵・杉田等十一ヶ村、加嶋領鮫嶋・中丸・川成・五貫嶋・柳嶋・前田・宮下・藤間・宮嶋・西横淵・森下・蓼原・本市場・平垣・水戸嶋・森嶋・柚木・中嶋・平井嶋・松本・松岡等廿一ヶ村、甲府領若宮・下小泉・源道寺・黒田・野中・上小泉・大岩等七ヶ村、合計四拾貳ヶ村の、農民との間に起れる紛擾にして、雙方の論議漸く沸騰して、融和の道なく、遂に幕府に上訴したるに、上訴の時より、此に至つて三十一年、始めて判決下り、正邪曲直判然たるに至れるなり。而して其の曲直は、山論裁許地圖の裏書一節を見れば、明かなるべし。曰、

一大鏡坊隠居、富興院事辻坊、所持の今川氏輝證文を自分證文に申掠、又、所散錢所の證文の内、書拔を一紙の證文の體に作^レ之、對決の節、一味の百姓を以^テ致^シ合手^ト受^ケ裁許^ト、其上、一色忠次郎手代和田金左衛門は致^シ一味^ト、從^リ公儀^ト百姓方へ下置の繪圖隱置、此外、種種邪謀の企私曲也、依^レ之、富興院は流罪、池西坊事、今度爲^テ富興院名代^ト罷出、大鏡坊義は、富興院家職致^シ相續^ト候間、右兩人、江戸十里四方、并駿河一國追放、辻坊儀、今度檢使穿鑿の節、三方不^レ一同^セの由申所分明に付、寛^シ其科^ト閉門被^ル仰付^ケ事。

富興院の非曲は、此の裏書にて、畧ぼ知るを得べし、而して此の争論の起因は、延寶七年六月十六日、山宮の人、金森甚五兵衛の寫したるものといふ、富士山論、富興院四十二ヶ村口上書といふものに、大畧を記しあり、宜しく就いて見るべし。

乍恐申上候口上之覺

一廿五年以前未の年、村山にて大宮の百姓共、草刈申候へば、大鏡坊、人數大勢催し、打たなき疵付申候^ニ付、大宮町#近所十五ヶ村の百姓、江戸へ罷下、翌年より公事仕候所に、間宮八右衛門・一色内藏之助様御扱被^レ成、大宮町は合點仕候、殘十五ヶ村の百姓申候は、村山社領の野山少も無^シ御座^ニ候所に、御藏入の富士野、少成共大鏡坊へ相渡候儀扱被^レ成候儀迷惑仕候、十七に割、十五分は十五ヶ村と、御扱可^レ被^レ成儀に存候と申上候、八右衛門様、大鏡坊御縁者故、其儘變改被^レ成、定之内壹^ツ分は、大宮町并十五ヶ村草刈場に相定、其外何れも、草刈場へは、自今以後構申間敷を、大鏡坊手形に、八右衛門様御裏判、大宮町へ取置申候、此扱用不^レ申^サ御にくみにて、内藏之助様より、百姓惡敷様に被^レ仰上^ケ何の科も覺不^レ申^サ百姓三人、籠舎に被^レ仰付^ケ籠内より相煩、半死半生の體に罷成候故、公事仕候儀は、おそろしく奉^レ存、其後は、終御訴訟不^ニ申上^ニ候。(籠舎文略以下同)

一廿二年以前戊の四月十四日、繪圖壹枚宛、双方へ御渡被^レ成候時は、一味の手代兩人、其外、相手の百姓も證人に罷立候、隣郷の百姓も、大鏡坊親類縁者、又は手代衆目をかけ申候、小百姓にて御座候^ニ付、何事も不^ニ申上^ニ、大鏡坊理運^ニ罷成候、殊に檢使に被^レ置候手代三人の内、神尾貞右衛門様御手代、吉野新右衛門殿立合、仕立願申候判形の繪圖をも、兩人の手代隱置、場所相違の繪圖に書替、判形を指上候^ニ付、御公儀様にては眞と被^レ思召、御裏書御調印候へば、御恨可^ニ申上^ニ様無^シ御座^ニ候、百姓方へ御渡被^レ成候繪圖を、一色内藏之助様御手代、和田金右衛門殿受取、百姓には隠被^レ申候、尤御裁許被^レ仰付^ケ候儀、百姓共存候はば可^レ罷出^ニ候へ共、其段も、手代衆御隠被^レ成、在所^ニ歸候ては、今後の論の儀、大宮町扱手形の通に相濟候と計、被^レ仰渡^ニ候^ニ付、不^レ及^ニ是非^トと存罷在候、大鏡坊も、論所三分貳の外は、少も無^シ構前前の通、草からせ申候繪圖の儀、百姓承り候はば、早速御訴訟申上、一味の段段あら

はれ可申と隠し申候。

一十一年以前西の年、かば澤・榎澤の間、東西二里八町の所、大鏡坊新規に草からせ不申付、驚入奉存、御訴訟申上候へば、御墨引の繪圖、大鏡坊出し申候付、百姓方へ御渡被下候繪圖、隠し申候とて、何事も御取上無御座、百姓十一人、又又籠舎に被仰付、井出藤右衛門様、古郡京右衛門様へ、繪圖の有所御尋被成候所に、百姓方には無之段、分明に御座候付、籠舎御免被遊、大鏡坊所持仕候繪圖、并御裏書御寫被成、百姓方へ被下候、就其、一度も對決を不被仰付候、十二年の間、兩人の手代、大鏡坊一味仕、繪圖の儀不申渡計略仕候段、聞召分被下候、然る所に、七年以前丑の年より、薪山をも新規に留申候、最初の論所は、東西八百五十二間、南北三百廿二間に御座候所に、東西二里八町に罷成候段、御手代衆一味故にて御座候。

一大宮町も、草刈不申答に、繪圖御裏書に載申候へば、大鏡坊自筆の手形は、つぶれ申候と申候へ共、九年以前亥の四月六日、御評定所御留書つぶれ不申候故、大鏡坊申上候口上の段、御留書御座候上は、つぶれ不申候、然上は、理論もすきと落着可相濟不申候。

一かば澤・榎澤の間は、古來より富士郡の百姓入會にて、草刈申候場所にて、村山社領は、一寸四方も無御座候、御藏入の野山にて御座候に付、村山より足鷹山の間、毎年、山御年貢米四十三石餘上納仕候就は、富士惣別當東泉院領村の百姓も、御藏入へ山御年貢上納仕候、氏輝の證文を以、兩澤の間社領候はば、氏輝の父増善寺より、富士山南面惣山、渡邊春徳に被宛行間敷と存候、其上、古來より、七年以前迄、入來り申候山口に、大道十六筋、此外小道際限無御座候、追付御見分可被遊儀に御座候へば、偽り可申上様無御座候。

一辻坊宿所にて、今川氏輝證文を以て、かば澤・榎澤の間、木山草野共に、不殘大鏡坊支配の由申候へ共、此證文に載候、針澤・不動澤は、散錢の證文に紛無御座候、右の證文に御座候所に、先年より大方落散り申候分、□子村は、御

藏入にて御座候、遠州引田・菅谷は私領と相成、大宮賽錢役は、本宮の支配に罷成候、就其、本田佐渡守様、かが爪甚十郎様御證文に、散錢等の所に、七ヶ條計御書載被成候上は、落散申候儀、紛無御座候、其上、扱繪圖に、かば澤・榎澤と書付申候、針澤・不動澤と古來より申候はば、かば澤・榎澤を書付候儀、大鏡坊合點可仕様無御座候、殊に伊奈備前守様御手代判形の水帳にも、かば澤と御座候、村山の内六道錢は、本宮の神主大宮司へ取申候、八葉の内、池中井薬師ヶ嶽散錢も、本宮へ取申候、本山の内に、大宮司小屋と申所御座候、同鳥居木と申候は、本宮の鳥居にて御座候付、其木枯申候跡へ、年年本宮より植繼申候、何れも兩澤の間にて御座候、富士淺間本宮、いにしへは山宮村に社立申候へば、其近邊本宮領御座候へば、大宮へ本宮引申候へば、近程は御藏入に罷成候、如し此に由緒有之候て、本宮之御朱印にも、山林竹木御免の御文意御座候へば、富士野山少成共支配可仕とは不申候、昔は、高貳万石本宮の社領御座候而、於于今證文數通御座候へ共、何れも反故に罷成候古證文を以、社領に罷成候はば、本宮も高貳萬石可被下候哉、旁、以氏輝證文は難立奉存候。

一辻坊一人の證文を以、富士山南表、大鏡坊支配可仕様無御座候、村山三坊御朱印は、銘銘に頂戴仕、社領も分り申候間、銘銘の山林竹木は、富士山の内、何方にて御座候哉、御尋可被下候、近程は、三坊支配の由申候へ共、繪圖御裏書には、大鏡坊壺人の支配に被仰付候、富士郡の寺社に、山林御免の御朱印數十通御座候へ共、社中、坊中の竹木計支配仕富士山は、不殘御藏入にて御座候。

一大鏡坊堀付の内に、御藏入山宮村・杉田村・大淵村、御年貢地大分御座候、此所にて、村山社領の百姓、御藏入の畑作り申候付、毎年御年貢上納仕候、堀付の内社領御座候へば、御藏入へ、御年貢可上儀にては無御座候、此場所、大鏡坊は、堀付の外にて御座候故、御老中様御前にて申上候、御見分の上、百姓偽り申上候はば、從類御仕置に可被仰付、こと返答仕候。

一論所の山にて、古來より、材木は不_レ及_レ申、百姓家材木・舟材木、在在橋材木等取來り申候、大鏡坊申付、一味の百姓におさへ申候材木をば、百姓共おさへ置、大淵村・厚原村に于_レ今積置申候、社領にて御座候はば、百姓におさへられ、大鏡坊一意の儀不_レ申、可_二罷在_一様無_二御座_一候。

一大鏡坊に被_レ下候繪圖には、山の内にも、御印判御座候由、申上候へ共、大鏡坊に被_レ下候繪圖、十二年相過_二御寫被_一成、百姓方へ御渡し被_レ成候繪圖には、野に計御印判御座候、御裏書の御文意、墨引に御印判被_レ遊候と御座候上は、墨引の外には、御印判御座有間敷と奉_レ存候、其上、先年は、兩度共に、野論にて御座候、山論にては無_二御座_一候。

一論所の内、地藏口にて、大鏡坊申に付、材木伐申候斧壹挺、井出藤右衛門様申付、山口の番仕候、山宮村金右衛門おさへ申候に付、三坊名代川原田彌右衛門・佐野勘右衛門・赤野八郎兵衛もらひ申候。

一墨引御印判の繪圖、所付各別相違仕候、發心門と申候は、村山神前にて用し專手仕候節、發心・修行・菩提・涅槃の四門、井小屋を申候に付、發心門小屋と可_レ申儀に奉_レ存候、鳥居もほこらも無_二御座_一候、廣野の内、發心門と申候儀、難_レ用奉_レ存候、里屋間渡と申所は、村山西谷の内、御座候、籠場と申候は、垣を仕廻し、口壹ツ明置、猪のしし、鹿のしし追入取申候所を、双方にても籠場と申、日澤と申所を、大鏡坊は西澤と申候、如_レ此の場所取違、偽りのため繪圖に書載_レ被_レ申候儀は、手代衆一味故にて御座候段、被_レ聞召分_二可_レ被_レ下候、殊_二御裏書には、双方誓紙仕候と、御書載_レ被_レ成候へ共、大鏡坊も百姓も、終誓紙不_レ仕候、是又、手代衆偽被_レ申上_二候故と奉_レ存候。

一十八年前、一色内藏之助様御仕合の儀、大鏡坊早承り、古郡孫太夫様・井出藤右衛門様、神原領御代官不_レ被_レ仰付_二候以前、日澤より榎澤迄、大鏡坊新道を付、重て此道境に迄可_レ申上_二たくみ仕候、繪圖には、御墨引御座候へ共、場所には何を印と申儀も無_二御座_一候故、或は杭を立、或は堀付_レ仕、或は新塚十八築と申、杭自分に拔捨、堀を埋め、塚をも崩し申候へ共、堀付の跡・塚の跡は、于_レ今見へ申候、杉田村の内、築申候十一の塚は、庄屋儀右衛門兩度迄切崩

申候へ共、大鏡坊一意の儀不_レ申候、此等の趣にて、數年公事をたくみ申候分、被_レ聞召分_二可_レ被_レ下候。

右之通、少も紛_レ無_二御座_一候、大鏡坊申様により、猶又可_レ申上_二候、以上。

延寶七未六月

此書は、其の土地の村役人なるべし、大宮領・甲府領は各三人、加嶋領・神原領は各四人の調印にて、日根野長左衛門・西山六郎兵衛へ差出したるものなり。時に、大鏡坊も、之に對する口書をば差出したれども、其をば採らず、是を採用せられたるは、其の黨與の處罰せられたるにて明なり。其の令書に曰く、

裁決書

今川氏輝より辻坊に授けし證狀の如く、西は針澤、東は不動澤の内、社領野山のよし、富興院・池西坊等、これを申といへども、證狀には、先規散錢所の事を注記するのみなれば、山野の證狀にあらず。然るを、富興院いひかすめ、年久しく所管せしは私曲なり。今より後、深山・葉山・草山とも、前前のごとく相互にまかるべし。されど、官用、並に農民屋材にいたる迄、年來證狀もて伐取し事なれば、此後も、いよ深山・葉山・すす竹・柴木・下草は刈とるべし。樹木はいふ迄もなし、倒木、あるは風にて吹折しか、又は、おのづから枯木となりしも、一切是を切採るべからず。有來りし田圃は、其儘になし置き、社領外の租は税、代官へ收納すべし。相接はる各村、今より後、開墾・新林停禁たるべし。官造の樋・水門・橋等、あるは社の修理・祭祀の費、金剛杖及び農民の屋材に用ふるときは、其の員數をしるし、寺社奉行へ伺ひ、代官の指揮に任すべし。田上原の内、祖母懷・新畑・新民屋・神成村よりは、神成平といひ、蒲原領甲府領にては、とくたみ平といふべし。蒲原領甲府領より出せる、永祿年中、今川氏眞、田上原開墾證狀には、

事蹟

西は日澤、南は穂切際、東は茶堂、北は小川窪をかぎりて、開墾すべき旨をしるしたれば、こたび論所を、神成村と稱するはひが事なり。されば日澤を限りて、東は田上原の地にまぎれし、新畑・新民屋は、田上原の境内なれば、租税は代官の指揮を受くべし。大鏡坊隠居富興院は、辻坊が所藏せる、今川氏輝の證狀を、己が證狀と偽り、各所に残りし證狀を抄録し、一紙證狀の體裁にいつはり、對決のとき、黨與の農民を證人として、上裁を仰ぎ、且、代官一色忠次郎直爲手代、和田金左衛門とはかり合ひ、公儀より、農民へ下し置れし地圖を隠蔽し、種種邪謀を企つること、尤も私曲といふべし。よて、富興院は遠流に處せられ、池西坊は、こたび富興院の代として出府し、大鏡坊は、家職相續のものなれば、兩人とも、府外十里四方、並に駿河一國を追放せられ、辻坊は檢使査檢のとき、彼等に同意せざるよし、申所分明なれば、其罪をゆるされ、閉門せしめらる。大宮領山宮村・粟倉村、甲府領上小泉村・大岩村は、昔より相接はる地たるに、富興院に一味せり。されども、大岩村は、六年前に承伏したるにより、其科をゆるされ、今より後、下木・下草相互に刃とるべし。山宮・粟倉の二村は、富興院にたのまれ、同意せしよしは申といへども、訴訟方へ加はらざるにより、名主・組頭禁獄せられたり。上小泉村は、始終富興院と同意せしかば、里正・組頭は追放せられ、農民等は相互に、下草・下木刃とるべし。こは、こたび小姓組日根野長左衛門弘宣・書院番西山六郎兵衛昌春、論地の檢使としてつかはされ、査檢のうへ、評定の輩會議し、裁斷に及べり。よて、後鑑のため、繪圖に裏書を加へ、雙方へ下さる。此旨を守り、永く違失すべからざるものなり。(徳川實記)

今泉一色二村の争論

此の令書を読まば、此の争論の如何に大にして、如何に久しきに互りしかを知り得べし。此頃また、富士郡の今泉村と、東泉院領一色村との間に、原野の争論あり、互に屈せず、遂に上訴に及びけるが、富士野の裁決と共に判決して、令書を二村に下されたり。

駿州富士郡今泉村と、同郡東泉院領一色村野論地に、小姓組日根野長左衛門弘宣・書院番西山六郎兵衛昌春をつかはされ、査檢せしめしに、一色村と大淵村との野境の塚、各所に在り、其上、一色村は、數年新田開墾せし上は、一色村の地に紛なし、されども今泉村先に入來りし事慥なれば、今より後、いよいよ心いれ、秣をかりとるべし。よて評定の輩會議し、裁斷に及べば、後鑑のため、地圖にしるし、加印して、双方に下さるるにより、かたく此旨を守るべし。云云

駿甲の國境

此の富士野の争論により、昔より争論の絶えざる、駿・甲の國境も確定したれば、再び上裁を仰ぐなどいふ、大事は起らざるべきか。即ち赤坂より天神ヶ峠を見透し、又、天神ヶ峠より、富士の頂上、薬師ヶ嶽を見透したる線を以て、境塚とせしが、是れ自然に分水嶺をなす所なり。(徳川實記)

山公事も 甲斐と駿河はきつい晴

(俳風柳多留)

田安宗武 (天降言)

二つなき富士の高嶺のあやしかも甲斐にありとふ駿河にもありとふ
 ○十八日、小姓組跡部宮内良隆・大關勘右衛門増公等二人、駿州田中城引渡の命を蒙り、今日暇を賜はる。大關勘右衛門は、駿府目付となり赴く者なり。此日、使番村瀬伊左衛門重房も亦、信州小諸城引渡の任を蒙るといふ。(徳川實記) ○此月、歌人飛鳥井雅章薨す、雅章は従一位に進み、武家傳奏となりし人なるが、嘗

田中城引渡

飛鳥井雅章卒
田子浦

て罪を得て、岩城に流さることあり、駿州田子浦を過ぎけるに、人人、浪の聲すさまじ、かしがましなど、口口にいひあへるを聞き、忽ち一首を詠じ、人に示して云ふ、

聞なれぬものゆゑ浪はかしましそれよりつらき世にはすめども

飛鳥井雅章の歌

或は之を評して曰く、昔、兼好といふ法師あり、和歌を巧みにし、

世の中をわたりくらべて今ぞ知るあはのなるとは浪風もなし

と詠めるを、今に賞揚して措かされども、今この歌を吟じ試みれば、兼好の歌にもまさりて、覺え侍るわざなり云云と。(鹽尻) 田子浦は、景色に富むと共に、また鹽焼く業を以て其名高し。

田子浦

奥津より江尻まで一里二町。宿の中に、萬病によしとて膏藥あり。ここはおしなべて、田子浦なり。然るに湯井より

これまで、濱部打續きて、海士のしわざとて、しほをやしはべる。妻波男波をくみわけて、いさこをさらし潮をたれ、

しばといふものを樵、たきつつやく、鹽煙に身をこがし、世わたるいとなみとするを見るに、若きも老たるも、そのくるしきことおろかならず。(東海道名所記)

沖つ風夜寒になれや田子の浦海士のもしほ火焼まさるらん

新古今集越前

田子の浦に打出てみればうるたへて富士の高れを飯かと思ふ

樂阿彌

月ふたつになはぬはなし田子のうら

なにかし

不二の雲有二とやかかむ田子浦

(小倉百入染)

小倉百入染の俳句は、不二の裾の海面に、山影の倒映せる景色を、描したる畫に題したるものなり。若し其圖を見ずして、此句を見るときも解し難かるべくもや。故に一言驚かしおく。又、

五月雨のふる江の村の苫屋かた軒までかかる田子の浦浪

といふ歌あり、志貴昌澄が駿河草に見えたり。田子村の邊にやといふ。但し、ふる江は、ふるい江といふべきを、いを略したるなるべしと云ふ。然らば、和名抄の、富士郡古家郷に當るか。而して又、この邊を流るる川に、潤川といふ川あり、古家川の轉かといふ。此川は、源を淀師青見の阿良口邊の涌水に發し、末は砂山の麓なる、小須湊に注げるが、其の大宮淺間の御手洗川に合し、瀧戸に至り、重疊せる岩間に落つるあたりは、白浪四方に飛散りて、雪かと疑はるるばかり、えもいはぬ景色にて、上方の富士道者は、此處にて垢離を取り、精進を進て、國に歸るを常とすと聞ゆれば、此邊は、海といはず、山といはず、川といはず、天賦の美景に富めりと謂ふべくや。○十一月十四日、駿府定番天方主馬俱通病篤し、幕府之を聞き、醫員北嶋玄甫を遣はす。(徳川實記) ○十二月十日、普請奉行本多忠左衛門正之、千石の加増ありて、駿府城番を命ぜらる。(徳川實記) ○十五日、駿府、圓乗山明泉寺二世道海寂す。道海俗姓は中川、方如齋といふ者の子にして、博學の名一時に冠し、宗門の鈔錄數部の著あり。天正の比、受閑といふ者あり、本願寺主宣如上人の弟子、圓乗に歸依し、寺を伏見兩替町に創め、林正寺と稱せしを、慶長中、徳川家康駿府城に移るに及で、受閑また隨て駿府に至り、併せて林正寺をも移ししが、後受閑江戸に往くに及で、亦寺をも移しぬ。是を淺草の林正寺となす。因て駿府林正寺の趾、廢墟となりしを、道海これを復興し、名を改めて明泉寺と稱し、自ら中興を以て居り、圓乗を其の開祖とす。(駿河國新風土記) ○此月、羽黒派山伏の行人に、了海といふ者あり、駿府に至り、紺屋町に行屋を營み、永住の所とす。今の大日堂是なり、了海は已に久しく此に住して、

大日堂

明泉寺道海

東山新田

行事に勤めし者なり。(駿河國新風土記) ○二十二日、駿東郡東山新田の開墾者、中村長右衛門正俊死す。法

開墾

名を至誠院長譽榮心居士といふ。長右衛門は大阪の浪人にして、豊臣氏滅亡の後、此地に來り住し、専ら開

中村長右

墾に従事せし人にして、土地の人は、之を尊敬して元締といへり。故に今も、其の屋敷址を元締屋敷と稱

元締屋敷

し、東山觀音堂の北、風光明媚の所にありといふ。而して其の遺物としては、鎧一領・太刀一振・高張提灯一

駿府の屬

個を存するに過ぎずとぞ。○此歲、駿府在番書院番頭、水野長門守組、兼松彌左衛門・奥津兵右衛門・三宅内

吏改易

藏助・西尾十右衛門等四人、共に改易を命ぜらる。一日四人相伴うて三保浦に遊獵し、酉刻に及で歸りける

妙覺寺日

に、是れ小屋在番の門制を破りたるにて、其咎輕からずとて、遂に此罪に問はれたるなりとぞ。○富士郡傳

脱

法村、長福山妙覺寺開山日脱寂す。妙覺寺は、身延山久遠寺末なり。傳法村に、富士山泰德寺高勝院とい

氷石

ふ寺あり、時宗にして開山を覺阿了玄といひ、一遍上人の弟子なり。此寺の境内に一石あり、郡石、また水

石ともいひ、富士郡三石の一なり。傳へて云ふ、此石は、水の化して石となりしものなり、故に炎暑の時

高柳村

も、石上に掌を接すれば、冷なること水の如しと。又一説には、富士郡の地形に似たり、故に郡石の名あり

大井川水

と。(駿河記) ○駿河國志太郡、高柳村の荒蕪地、開墾成る。初め慶長九年の頃、大井河洪水漲り、沿岸の地

害

悉く荒廢に歸せしを、寛永四年より、大井川の流域變更し、此邊大に土砂を堆積しければ、次郎助といふ

者、之を見て望を發し、奮て其の開拓に従事せしに、郷人來て之を助くる者あり、此に至て遂に功成る。

◇八年正月元日、駿州沼津侯の領内、青野郷の竹林中に、一佛像出現す。土人これを收め見れば、聖德太子

作の薬師如來なりき。前夜異光あり、竹林を射ければ、居民怪み、明くるを待ち、往いて見れば、一佛體あ

り、風雨に朽ちたる迹もなく、相格儼然たれば、人みな奇異の思をなす處に、邑長來つて携へ歸りしが、邑

長は深く信仰する事もなかりけん、殆ど傀儡の思をなし、等閑に安置して翫弄の具とせり。然るに五年を歴

て近郷松永の村民等之を聞き、請ひ取つて座光を繕ひ、威重を整へ、恭敬瞻仰すること二年ばかり、會、村中

に異變あり、郷人以て佛を祭るの致す所となし、之を他郷に移さんとしければ、同村の廣瀬某、奉じて之を小

諏訪村の瑠璃山自覺庵に安置せり。今の同寺の本尊是なり、堂を建つことは、元祿二年にあり。(自覺庵縁起)

○十二日、老中稻葉美濃守正則、伊豆・駿河兩國の内に就き、加増一萬石を賜はり、總べて拾壹萬二千石を

食めり。(恩榮錄) 伊豆國はもと幕領なりしが、近年一たび、大小名に分割賦與するの例開きてより、漸く諸

家の領土を増加し、遂に犬牙錯雜の勢を呈し、甚だしきは一村落の小區域も、大小名數家の分領する所とな

り、幕領は却て僅僅たる部落に過ぎざるに至れり。伊豆國既に然り、昔より諸侯の分與に充てたる、駿・遠

兩國に至ては、尙ほ甚だしきものあつて存するなり。著者の郷里は、高六百六拾三石五升六合、戸數百戸に滿

たざる小村なるにも拘らず、幕府領の外、旗本數家の分領する所となれるは、我が幼時親しく父母より聞く

所なり。是を以て民心常に一致せず、軋轢排擠絶ゆることなく、一朝事あるに臨みては、假今些些たる小事

故と雖も、直ちに猜疑を以て之を迎へ、讐敵を以て之に當り、紛擾をして益、大ならしめ、互に憤爭論議して

屈せず、智者ありと雖も之を收拾する能はず、徒に怨恨を構へ、歲月を累ぬるに従て益、深くなりまさりて

解くる能はず、却て復讐の心を生じ、事ごとに扞格を來し、一村協同して事に當る能はずとは、亦我父の常

に歎息して語る所なりき。而して此風は、唯、この一村に限るにあらず、嶽南三州概ね是の如くなりしなり。

嶽南地方

不一致

東照宮の神驗

然れば明治維新前後に在ても、東西各國は、大同團結して、相當の功を奏したる士民のあるに拘はらず、我が嶽南地方には、纔に報國・赤心の二小團隊の、神主に依りて組織せられたるのみならず、因襲の久しき習は容易に脱し難く、苟も事を爲さんとする者あれば、之を嫉み之を誹り、敢て之を妨ぐるを常とす。維新を距ること五十餘年、已に半世紀を過ぎたる、大正の今日と雖も、協同事に従ふ念に乏しく、甚だしきは、親族故友を賣るとも、已獨り名譽利益を攫得せんとする輩あるに至つては、地方の爲にも亦擧蹙すべき極みならずや。○十七日、早旦、駿州久能山東照宮に、三品立供物の儀あり、禰宜小嶋佐五右衛門、供物獻進の任に當りけるに、適、其妻出産の由を告げ來たることあり、御供所の者之を聞き、石間の入口に至り、之を告げんとて、佐五右衛門を呼びしが、佐五右衛門、折しも高盛の神膳を捧げて、石間に在りければにや、返辭をも爲さざりき。因て進み入て其耳につき、悉に其趣を耳語せしに、佐五右衛門の之を聞くと等しく、其の持てる高盛は、悉く崩れ畢ぬ。因て再び新に盛り直して、神前に供せしが、之を聞く者は、皆な之を久能の神驗と稱し、ますます大に畏敬せりといふ。(甲子夜話・御奇瑞記) ○三月、僧龍堂珠光といふ者あり、安倍郡向敷地村の廢寺、石鼓山不動院を再興し、自ら中興開山となつて是に住す。不動院は、向敷地村猿子にあり、猿子に瀧あり、猿子の瀧と呼べるが、寺は此瀧の西の岸にあるなり。昔より此處に不動堂ありて、不動院の名も、世世傳へ來しが、寺は絶えて久しくなりける。然るに近比龍堂此地に至り、其の名あつて實なきを歎じ、代官諸星庄兵衛、寺社奉行長田六左衛門、駿府町奉行兼寺社奉行大久保甚兵衛等に請うて、伽藍を營みて、一箇寺としたるものなりとぞ。不動堂は、坂を登ること一町ばかり、瀧の上において、地勢甚だ幽靜な

不動院 猿子瀧

猿子瀧

れば、夏日暑を避くるには、最もよき所なり。鐘あり、銘して、東照神祖、諸公子と共に遊ぶといへれば、家康も嘗てここに遊びたるか、駿府近在に瀧あるは、唯、此地のみなるに、併も此瀧水淺くして、飛沫散亂して、見るに堪ふれば、さる事もありつらんか、不動堂に、石鼓山の額あり、石鼓邊敵大震雷、滿地龍池無熱、清涼法水彌天といひ、木庵の書なり。聯あり、龍定珠公不開群生、壽祥當臺明鏡、辨照胡漢短長といひ、龍堂の筆なり。世に、龍堂珠光和尚自記といふものを傳ふ。中に言ふあり曰く、

龍堂和尚

日向國の人、十歳出家、十八歳行脚、二十二歳、美濃國金山村瀧山不動尊の岩畔に住庵、二十四歳の春、黄檗山隱元老和尚を參拜して改宗す。其時、兩首座あり、木庵・即非是なり。珠山僧木庵の法名をとりて、冲虚道卓と號す。初め有度郡有東村聖光寺に住す。延寶六年丁巳、寺の施主山田道照居士、有東村の人に隱居の儀を告て、結夏禁足安居の中に、野田庄右衛門眞徹居士、駿府東照宮の御人水谷清右衛門元長居士・桑名屋清左衛門室妙水信女駿府本通の人水谷氏も桑名氏と稱す等の信仰につきて、隱居の地を覓む。此事を、庄右衛門、敷地村の森六右衛門に話す。六右衛門曰、「吾村猿子瀧有り、むかしより、不動院の寺號もあり、これを住山となさばや、されど、山高く地窄く、平地なく路亦せばし」。云云 庄右衛門と、弟子寂林禪人と一見するに、清涼たる絶景の勝地なりとて、結夏の翌七月十六日、退隱して入山す。云云 かくて谷を埋め山を開き、土を搬び石垣をたみ云云 珠山僧常憶ニ木食草衣、鍊ニ成道器ニ未レ果レ之、先定規則。朝飯ニ二合之團飯、晚粥一合之白粥、薄汁如ニ秋天碧海、是名ニ鏡汁ニ輕、歌有ニ一首云。

水みとり汁を鏡にのみみれば本來くうの姿なりけり
同行法友、和ニ合道義、過ニ二十餘年、一夏如ニ仙家ニ圍碁、忘ニ世間之年月

龍堂和尚は斯く、丹誠をつくして、不動院を再興すと雖も、後攝州大阪の南郷に隱遁すと云ふ。黄檗山の證

狀、其他、當時の古文書數通、今尙ほ不動院に藏するものあり。

駿河州向敷地邑猿郷村、石鼓山不動院住持龍堂禪師、係、江戸瑞聖寺鐵牛和尚法嗣、將、寺送入、山城州宇治郡黃檗山萬福禪寺、永爲、末寺、者也、尙此爲、據。

延寶八年庚申三月十日

宋 證

黃檗山常住

貴翰致、披閱、候、猿郷瀧、不動院、古蹟、にて、何方之構も無之、村中以、加判、致、檀施、ニ付、本山末山、願何も致、承知、則、帳面、載せ置申候、其元之手形共、此方ニ寫置候、本紙は返進申候、御請取被、成候、萬萬期、後音之時、候、恐惶謹言。

黃 檗 山

四月廿三日

執 事 宋 印

手形之事

一向敷地之内猿郷瀧、不動院、古蹟、にて、村中之支配、にて、何方之末寺、にて、無、御座、候故、今度貴僧様、永代進上申候、若、脇より何かと申者御座候はば、我我急度埒明可、進候、爲、後日、手形仍而如、件。

延寶八年庚辛二月廿一日

龍堂和尚様

向敷地村住持七郎兵衛、同太郎右衛門、連名、門、經、頭、左衛門、孫兵衛、惣百姓

舟山

此の文書を以て、本文に併せ見れば、當時の事情を明かにするに難からじ。因に云ふ、此の向敷地村に一小岳あり、舟山といひ、安倍・薬科二川の川原中にあり、僅に、長サ一町許に亘る小山に過ぎざれども、一小社あり、社前に、辨財天女社と刻する石燈籠の立あるは、中古府中善然寺の住僧某、弘法大師作の、辨財天女の像を安置したるに因る、此像今在善然寺と傳へらるるが、此山にはまた、五郎左衛門狐といふ老狐あり、巧に人を誑かすを以て、郷人深く之を憂ひ、惣社神主に願ひ、狐退去の咒をなしければ、今は住まずなりぬといふ。由來、安倍川は、狐多きを以て聞えたる所なりしが、遂に詩人の耳にや入りけむ、春齋も七絶を遺したり。

辨財天社

五郎左衛門狐

り、社前に、辨財天女社と刻する石燈籠の立あるは、中古府中善然寺の住僧某、弘法大師作の、辨財天女の像を安置したるに因る、此像今在善然寺と傳へらるるが、此山にはまた、五郎左衛門狐といふ老狐あり、巧に人を誑かすを以て、郷人深く之を憂ひ、惣社神主に願ひ、狐退去の咒をなしければ、今は住まずなりぬといふ。由來、安倍川は、狐多きを以て聞えたる所なりしが、遂に詩人の耳にや入りけむ、春齋も七絶を遺したり。

阿 部 川

土人田作撰、衣此通多狐

借問放翁何用、處、紙衾夜坐野狐禪

(癸未紀行)

氷霜寒烈仲冬天

冒、曉、凌、風、阿部川

借問放翁何用、處

紙衾夜坐野狐禪

(癸未紀行)

將軍家綱
將軍迎立
の異議

狐は日本諸國にあり、四國には無し、多壽にして數百歳を経るものあり、人間の俗名を稱す。大和の源五郎、近江の小左衛門などの如し云々と、博物筈に見えしが、五郎左衛門狐また此類歟。○五月八日、征夷大將軍徳川家綱薨す。年四十、諡して嚴有院殿といふ。初め將軍の病日に重くして、世嗣未だ定らざるや、大老酒井忠清等相謀り、密に京師に請ひ、後西院天皇の皇子、有栖川幸仁親王を迎へて、將軍となさんの議あり、堀田備中守正俊獨り不可とし、敢て其議に従はず、親弟館林宰相を迎へて、以て養子となさんとす。諸老臣また皆な不可として賛せず。已にして此月五日夜に至ては、將軍の病益、劇しかりしに、將軍の繼嗣未だ定まらず、上下疑懼して措かざりしを、正俊一人、將軍の床下に就て白す所あり、急に館林宰相を召さしめらる。時に忠清以下、老臣みな退きければ、正俊一人の奉書なりき。宰相は事急なりとなし、獨り曾我因幡守祐興を従へて馳せ至るに、大手門に入るに及で、牧野備後守成貞一人のみ、纔に追及し得たりとぞ。成貞は、夜中の事といひ、急遽の召といひ、何事ならんと深く危ぶみ思ひ、宰相の側を離れず、黒書院まで従ひ

事 蹟

一一二

至るに、正俊出で迎へて先導し、成貞に向ひ、神かけ誓て曰く、「今夜の召は吉事なり、決して疑懼するに及ばず」と、成貞始めて心を安じて退く。斯くて宰相は獨り導かれて牀下に至り、正俊やがて將軍の側に侍坐するや、直命あり、今夜特に卿を召したるは、卿を養子として、以て大任を繼がしめんと欲すとの旨なりけり。此時、宰相謹み答へて曰く、「是れ天下の大事なり、一身を顧みて、徒に逸讓すべきにあらず、然れども竊に伺ひ奉れば、御病未だ太甚しきに至り給ふにあらず、務めて務めて御療養をこそ願はしけれ」と。因て暇を請うて神田の邸に還られけり。されば忠清・正則等は、夜明けて後始めて此事を知りたるなりとぞ。明くれば六日、將軍病劇しとて、大名諸士悉く登營し、府下の市街、何とはなく騒がしく、四民共に憂色を湛へて、安き心も無きげなり。將軍また館林宰相を召し、館林邸は徳松をして繼がしめ、宰相は猶子たるべき由を下命し、併せて、其旨を館林の家司等に傳へしめらる。此に於て、酒井忠清外殿に出で、諸大名を見て、繼嗣は、館林宰相たるの命を傳へ、七日、館林宰相二ノ丸に遷り、本丸に伺候して、將軍に謁し、大納言に任せらるべき由の命を蒙り、傳家の寶刀を賜はり、還て二ノ丸に至れば、三家以下至て宰相を拜し、今日の慶を祝す。明くれば即ち今日、酉刻に至て、將軍終に薨じ給ひけりとなり。

將軍の病急なるや、駿州久能山へも、其旨通達ありけるを以て、去る二日より、神前に於て晝夜の祈禱ありけるが、五日の夜、學頭敬謙の夢に、凡そ雁ばかりなる大鳥の死したるを、一羽見出でければ、自然、此鳥未だ死に果てずば、氣付薬を用ゐてみると近づき見るに、腹には羽毛剥げ、惣身は青く黒く、又赤く、恰も日蝕の色如く、五色に變じたれば、毒を喰うて斯くはなりけらし、毒消す薬與へんと、尙ほよく悉に見るに、左右の眼玉ひしげて、已に二月三月も

經たる死體のさまなりけるより、ふと心に思ひ出でしは、神道に、日天の躰を三足の鳥に象ることありと聞く、是は是も何の兆ぞやと、愕くと共に夢は覺めける。敬謙は覺めて後も、將軍は一天下の主にてましませば、或は是れ御他界の御苦にあらずやと、恐懼してありけるに、遂に此の八日薨去あらせられたりと、敬謙深く惜み奉りけりといふ。(御奇蹟記)

將軍薨去
寺院納經

○廿四日、駿府城代松平豊前守勝易、駿府城に在て歿す。年五十九、慈悲尾増善寺に葬り、謚して慈明院梅室道兩大居士といふ。勝易一に勝周に作る。延寶四年六月三日、城代に任ぜられ、知行一萬二千九百石を領せしといふ。増善寺には、勝易夫妻の墓石立てるが、妻は寶永三年十月二日江戸に歿し、遺髪を送りしものにて、法名を高源院玉室觀光大姉と云ふ。(武家補任寺記) ○此月、將軍家綱薨去の後、國中の寺院に命じ、各、その寺格に應じて納經せしめらる。令に曰く、

嚴有院様薨御之節諷經覺

- 一 御當地遠國共、獨禮相務之寺院、可^キ致^ス納經^ニ事。
- 一 關八州にても、高五拾石以上、御朱印地之寺院、可^キ致^ス納經^ニ事。
- 一 遠國者、一宗之大本寺迄、可^キ致^ス納經^ニ事。
- 一 淨土宗者、増上寺へ可^キ致^ス納經^ニ事。

右之外、古跡者各別、由緒有^ル之寺院、吟味之上可^ク差扣^ニ候、無^ク斷^リ罷^リ出^ス間敷者也。

省光寺由
緒
○六月十二日、先是、寺社奉行松平山城守・板倉石見守等二人連署、各地の神社佛閣に令し、其の由緒書を徴すことありしが、遠州磐田郡見附宿省光寺は、其令に従ひ、今日之を進達せり。

相州藤澤清光寺末

遠江國盤田郡見附宿

御所道場省光寺御由緒之事

一 權現様濱松御在陣之間、被_レ爲_レ遊_二御成_一候寺に而、元龜三年十月御出陣之節も、爲_二御陣用之_一、最初炎燒仕、被_レ爲_レ得_二御理運_一、後御材木等被_二下置_一、建立仕候。

一 省光寺儀、御所之道場と申候由緒は、省光寺六代目慈海上人者、尊氏將軍三男に而御座候、依_レ之、尊氏將軍・義詮將軍、兩度之御建立有_レ之、御所道場と申候、尤尊氏將軍之守本尊、地藏菩薩御位牌于_レ今有_レ之候。

一 慶長八年に被_二下置_一候、權現様御朱印之、御所之道場號を御書被_レ爲_レ遊、被_二下置_一候故は、元龜三年十月、爲_二御軍用之_一被_レ遊、御燒候節、御所道場之由緒書・御教書燒失仕候故、御所之號失候事を被_二思召_一、依_レ之、中泉秋鹿長兵衛殿、其節御代官に而、伏見へ御祝儀被_レ登候節、右之趣被_二仰聞_一、被_二成下_一候、御朱印に、御所號御乘被_レ遊被_二下置_一候事。

一 大猷院様御代、御所之道場省光寺儀、御由緒御座候に付、別に貳拾三石御朱印被_二下置_一候、尤御朱印に、御所之二字、御上御書被_レ爲_レ遊被_二下置_一候事。

東海道霖雨

○此夏、東海道霖雨、水災ありて人多く溺死す。(續王代一覽・野史(省光寺由緒)) ○八月三日、諸宗の僧侶等江戸に出府し、徳川綱吉の繼統を賀す。綱吉烏帽直垂の裝束にて、畠山下總守義里・牧野備前守成貞を従へ、

寶臺院

白書院に出でて之を見る。義里は太刀、成貞は刀を執て従へるなり。此時、駿州の寶臺院等は、各、一束一

可睡齋

卷、遠州の可睡齋等は、各、一束二卷を献す、寺格に依て、献上品に古例あるなり。(徳川實記) ○六日、昨

海嘯

五日晚より、此日朝にかけて、暴風暴雨甚だしく、東海道の諸國は、各地に海嘯洪波起り、民家の流失せし

新居

もの、人畜の溺死せしもの、勝けて數ふべからず。遠州新居の地は、海嘯起り、今切といふ所潰決し、民戸

中嶋

三百六十軒流失し、洋溢寺の前は海水湛へ、通行を止むること數日に及び、二百年來の一本松も、右側に折れ、百二十艘の大船も、悉く破壊し、慘狀實に見るに忍びざるものありしが、後を善くする策として、急遽施したるは、唯、船の大半を、急ぎ造りたることのあるのみ。(振裾考記) 又、山名郡中嶋村河豚池の潜水

河豚池

は、決して海に注ぎ、宛然たる港口をなし、

福田港

福田湊、延寶八年の洪水に、水神野坪といふ所に、川口廣く明きて湊となれり。當時横須賀湊漸く塞りしに因りて、

船舶皆な入泊して、繁昌の津となれり。水神野坪・福田は、以前一村なり。(郷里雜記)

大嶋以東

大嶋村は波濤床上に躍り、湊村は溺死者四人、中新田村は十八人、大野村は三十九人、東同笠村は二十九人、

吉原驛海嘯

西同笠・太郎助の二村は、各、二人の溺死者ありしに、剩へ、萬治元年築造せし防波堤さへ、跡なく潰決したれば、社寺民家等に、古來傳へ來し古文書も、概ね流失して、かげだに止めざるに至れりといふ。駿州吉原驛も亦、激浪甚だしく押寄せ、近郷悉く潮水を湛へて、一大海をなし、溺死する者百二十人、民屋悉く流失し、田畑悉く荒廢し、再び住居すべからざるに至れり。(駿河國志) 吉原は富士山の南麓にありて、浮嶋三原の二に數へられ、原と蒲原との中間にありしが、此の災害後、地を轉じて現在の地に移れりといふ。(駿河國志)

今井見附
世に稱す、吉原は、もと廬原郡に屬せしが、富士川の流れ變更し、河東となりたれば、富士郡に屬せしなりと。然らば吉原の地は、此の富士川のために、屢、位置を轉じたるものか、後には位置こそ變ずれ、吉原の名に變更は無かりしが、昔に比すれば、名まで變更したるものなり。即ち元弘・建武の頃に、今井見附と稱せしことは、新田義貞が、箱根に敗れて、西上する時の道筋に、此の地名あるにて知るべし。思ふに吉原は、嶽南の諸驛中、尤も變遷の多き所にして、併も之が、多く水害によるを知らば、河海の吉原に與へたる損害の、古今を通じて莫大に、且つ數多たびなりしを思はざるべからず。而して此年の災害の如きも、物に見えたる所によれば、決して尠少にあらざりしなり。

延寶八申年後八月六日、溢浪ありし前、七月より、富士山に笠雲かかり、沖邊は雲立ち、汐は煮る如く立登りけるが、十日許り前つ方より、波立ち暴風砂を飛ばし、港口閉ぢて川水日にたたへ、河合の橋桁を浸しけるに、五日暴風車軸をくつがへす如くにて、六日の暮に至り、丑寅の風に雨交り、初更の頃より辰巳の風に替り、人家堂塔の屋根を吹積ち、扉を倒しけるが、暫有つて南風に替り、高潮押來り、四方と、闇の如く、只黒水の降るにひとしく、親は子を助けんとし、子は親を尋ね、家家にさけぶ聲かまびすしく、梁に取付き、屋の棟に登り、命助かるもあり。たくはへたる米穀調度も、一時に押流し、七日の申刻に至り、漸く風は収まりしかど、一面に水たたへ、海の如くなり、足高山根方の村落まで、舟にて通ひしに、十三日に至り、すこし人心つきけるを、又十四日の朝、北風吹起り、白浪天をひたし、波濤押來り、さらに又海となりて、砂山(天香具也)の高き所も、波うち越えぬ。されど港口は塞がらざれば、速に其水引たり。扱後に點檢ありしに、吉原驛の溺死七百四人、田嶋二十四人なりしとぞ。

雄度湊

此にいふ港は、即ち雄度、または小須とも、入道ともいふ湊のことにて、大船は入り難けれども、當國の諸

田子浦

港は勿論、遠・豆の諸國へ往來する船も出入して、南海の要港なれども、一朝浪高まるときは、砂を押上げて、港口を塞ぐこと常なり。而して一旦港口塞がるときは、川上へ汐逆のぼりて水を溢らし、近郷の田地を汐浸しにすれば、水損を被ることも少なからず。或云、駿東郡一本松新田にも、又、加嶋縫殿川の裾にも、港口の跡あるは、富士川の流によりて、港口を替へたるに因ると、其は何れにもせよ、吉原町は此の如く、古來水陸の變多き所なれば、交通の道路等も一定ならず、往時は、蒲原・吹上・六本松より吉原驛へ、一路直通したるものにして、此邊總てを田子浦と稱し、上方より下り來て、富士の高嶺より麓まで、隈なく見ゆるは此地なり。されば、古へ山邊赤人の富士を詠みたるも、此處よりの眺めと推せらる。然るに中古に至ては、五貫嶋・川成嶋・前田・中河原に出で、砂山の字神祠の下より、渡船したるものにて、其證は、今も川長免の字あるにて明かなり。此の道路の、今川時代より、慶長四五年迄繼續せしことは、其頃の渡船の人改め古文の今に存するに因て證すべし。而して慶長五年に至て、岩淵の渡船始めて開きたれば、是より此の道廢して、今の道筋となりしものなりと、駿河志料いふ。

三保松原
野馬

此時、三保松原、三穗神社の前なる、羽衣松・衣掛松も、風波のために、洗ひ去られて蹟絶えぬ。三保松原は、方五里ありて、日本無双の景地なり、此地野馬多しと。東遊行囊記に見えしが、花井有年は云、おのれ幼年のころ、正月十五日、三保祭日には、遠近より、馬を數多率つて參詣せり。この月などに行合て、野馬多しと書きしなるべし。三保に野馬ありしこと、むかしより聞及ばず、今は、馬を率て參詣する人さらになし、僅四十年ばかりなりしに、世のうつりかはれることよ、(牟都岐雜記)と。有年は、此の延寶を去る

こと、遠き後の人なれば、其の言ふ所悉くは信じ難けれども、記して後考に資す。或又云、羽衣の舊址は、三保社より南六町餘、外濱の海濱にあり、いにしへは數十町へだたりしを、暴瀾きしをくづし、羽衣松も波にながれて、今の所に社をうつせり(駿河草)と。

或云、出雲國風土記に、嶋根郡美保郷所造天下大神命云云、令産神御穂須美命（神別名）、是神生矣故云三保とみえたり。されば、この三保もそのうつしにて、則ちこの神を祭るなるべし。按るに御穂須美神、則御穂津彦・御穂津姫にてましますなり。出雲國よりうつしたるにはあらず。駿河國は、則この神の造玉ひし國なれば、その祭所ありと。

麥丹草
はま木瓜

三穂洲、美髯廟をもて名とす、洲のうち渾て松のはやしにて、沙清く石細やかなり。麥丹草多し、其大さ鶏卵のごとくなるは、香味たぐひなし。又異樹あり、高五六尺にて、瀬の中に生ず、季夏のころ花開く、色黄にして蜀葵の如し、はま木瓜といふ。

雪と雪光り逢うてや三保の景
海へちるころまとめて不二の山
拾ひとる貝の名しるや三ほの浦

海索麴

越王餘簪、三穂の浦に貝あり、其形ほそぼそとして、三輪といへる索麴の如し。海人は是を唱へて、海索麴、あるは乙女の元結などいへるは、皆かたちにて因ての名なるべし。ある正しき書に、越王餘簪と見えたるは、勾踐吳國にありて、うきを忍べる折、これをとりにて、簪に代へし事もやあると、おしはかられてさらにわびし。

鷓鴣鳴くや唯打返す波の音

羽衣松

羽衣松、三穂の浦に、天女あまた降りて、羽ころもをかけしより此名あるなり。其ゆゑよしは、世の知るところなれば、ここに擧げす。

貝嶋

漁父のむかしもかくや
つり竿を松にあづけて桃の花
貝嶋、三穂うらに並ぶ、うつせ貝のおのづからあつまりて、孤嶋となれるなり、奇といふべし。

おく露も拾ひもとりぬからす貝
天人も衣返せば（俳風柳多留）
天人へ舞とはかたゆすりやう（兼都枝折）

美髯廟
美髯洲
麥丹草
濱木瓜
三保浦

美髯廟、在美髯洲、其神大己貴尊、廟庭有枯樟、其根化石、傍生芽葉、廟田百一石、廟官太田氏。
美髯洲、以三其有美髯廟名之、一曰三穂洲、以三洲多三鬣松、一曰三尾洲、以三洲尾岐爲三、北與興津一抱、海成灣、是爲清水港、距港十餘町、有村是爲宮方村、村盡有廟廟東數町、有老松一株、是爲羽衣松、即雜曲所載、天女曬羽衣於松枝、漁父伯梁獲之是也、松下有碑、故府尹牧成傑所樹、徧洲皆松林、沙清石細、松間多麥丹草、往往有拳大者、香味無比、又有異樹、在潮水中、木高五六尺、季夏開黃花、狀如蜀葵、土人謂之濱木瓜。（駿河小志）
三保浦、按るに、有渡郡の東、庵原郡の南、兩郡に渡れる嶋浦也。方角抄に、西より東へ一里許り、海中へ出たる松原の出張つたる、清見潟より、三保は南なり。入海の上に有富士も、三保にてはしらじらと見えたり。言語同斷、無双の景地なり。入江より東の奥になりては、伊豆の浦也。やまもはるばると見えたり。云云、是浦より見渡せば、ふじは間ちかく、嶋先にむかひて見ゆ、浮嶋が原より西につづきて、田子・清見がた・庵崎・袖師ヶ浦、名境奇景連れり。また

三穂といへる所、國國に多し。(駿河甚)

三保の美は天下の美なり、誰かこれを否まむ、然れども其の見る所は、みなころごころにて、各、異なり、故に、いふ所諺ふ所も、同一ならず、是までも、其の人人の雅ひ心を没するに忍びず、見るがまま、聞くがまにまに、書きとめて存しつれども、今又

浪がしら三保の浦邊の白つづじいづれを花と見てか手折らん

光 俊

忘めや山路打出て清見がたはるかに三保の浦のまつばら

中務卿親王

富士の山高根の月をうつしきて雪吹寄るみほの浦なみ

今川氏親

風寒み三穂の浦邊を漕舟の山の木葉もきをひかほなる

同

三保の浦やよりくる浪のしらつづじおのれ折ても人に見すらん

同

思ひやるうきめを三保の浦なみになくくしぼる袖の果か

同

ころあてにそれかとみほの浦の松みどりに深く霞む夕浪

裏松中納言意光

めづらしきことの葉もがな書置ん初て三保の浦のまつばら

同

世をわすれ三保のまつ原富士の雪鹽やく煙り海士の釣舟

高野山 勢譽法印

やまは山浦はうら半の詠めにも身をつくしても三ほの松原

同

清見がた關路へ返る旅人のころをとめて三保のまつばら

頓 阿

清見がた奥津汐せのゆふなぎに入日うつるふ三保の松ばら

從三位行尹

清見がたむかひの波の横霞いづれか三保の浦の松ばら

烏丸光廣

清見湯又は關より三保を詠る歌

浦かぜの霞もはてず清見湯なみに浪しく三保の松原
清見湯涼しさうかぶ月影に波より出るみほのまつ原
霧はれてむかひにみえる三保の松これや清見が浪の關守
きよみ湯沖鹽あひの朝なぎに雪降りわたせ三保の松原
清見がたしのめしらむ横雲の別路送る三保のまつばら
きよみがたあらぬ心におしこめてこの葉ゆづる三保の松原
三保が崎ゆふ鹽むかふ高浪に田子の浦舟こぎ歸るみゆ
はるばるとなみ立こめし三保がさき霧間や今朝の松の一入

歌 甚

駿府城代

古來天下に名だたる景勝地も、屢、風波に犯され、犯さるる毎に其形を損すれば、遂には、其景の、昔語りとなる時もありやせんと思ふもうたてや。○十二日、側衆三枝攝津守守俊、駿府城代を命ぜらる。○十五日、

僧侶の出

遠州二保の清瀧寺・駿州の建穂寺隆範・遠州の西樂寺智仙等、各、出府登營して物を献じ、以て將軍の繼統を賀す。(徳川實記) ○廿三日、江戸にては、將軍宣下の禮行はるといふ。先是、嚴有院殿薨去の後、新將軍宣

東海道の傳馬人足

下の今日に至るまで、公武の往來頻繁を加へしが、特に公家衆の上下すること絶えざれば、東海道は各驛ともに、日夜人馬を要すること夥しく、殆んど其の供求に堪へざらんとする勢とはなれりけり。今遠州濱松宿

濱松宿

を以て之を見るに、從來の人馬のみにては、殆ど事の辨じ難きを見て、遂に城主に哀願し、近在領内の人馬を、召集せられんことを請ひけるに、城主も其意を察し、其請の如く、人馬を召集することを許し、以て臨時の補助に充てられけるが、濱松領の農民等、之を聞て大に驚き、直ちに之を沮止せんと欲し、先づ各地に

宿方農民の争

組合を組織せり。曰く濱部組、曰く萬斛組、曰く國領組、曰く町組、此等各町村の名主等、日を期して城主の役所に至り、細に願意を書して、與に俱に訴へ出でけり、其の大意に曰く、

宿方御定めの馬數、並に宿助馬の外は、助馬に罷出候儀、御止め下さるべし。云云

宿馬減少

此に於て、城主青山因幡守は、直ちに宿方の者を召し、細に事情を質し、且つ、名主等の訴狀に對する答書を、速に差出すべきを命ぜらる。其後、宿方より、委細の事情を陳述し、利害得失の點を明記して、只管哀願する所ありければ、因幡守は、相方のいふ所を對照し、彼此を相考究し、公平の裁斷を下されしが、宿方の陳情哀むべきものありとて、遂に其の言ふ所を採用せられて、争議は宿方の勝となりしが如くなれども、此頃より宿馬は、益不足を生ずるのみにて、毫も補足の道立たず、纔に宿役人等の周旋にて、近在の馬を雇入れ、日目の用を缺くなく辨じ得るに過ぎずなりぬ。加之、此頃よりは、役町の困究も、日に月に募り行きて、昔より務め來たる拾六人の庄屋も、漸次に減少したる結果、今は十三人にて、宿役に従事することとなりける。試に廿三年前、即ち太田備中守の、濱松城主たりし頃に比せんに、其比は、組合年寄等相議り、年に二度づつ、時を違へず、宿馬毛附の改をなししものなるに、今や此事絶えて行はれず、唯、其の自然に任ずるのみなりしが、此の一事は、以て其の疲弊の狀を察するに餘りあるべし。而して是は只濱松一宿の狀勢に過ぎざれども、他の宿驛も、衰弊の狀は、概ね同一なりと見るべきか。而して濱松驛宿馬の數は、當時四十八疋ありしに過ぎざりき。(濱松宿御役町由來記) ○三十日、駿府城代三枝攝津守守俊、將軍の御座所に召され、赴任の暇をたまはる。(徳川實記) ○此月、遠州佐野郡南西郷村萬年山乘安寺、其の本寺仁藤村眞如寺を

駿府城代

乘安寺

駿府條目

分離し、下總國總寧寺に屬しければ、是まで乘安寺領朱印地の、眞如寺に屬し來たるもの、并に掛川城主淺倉家以來、乘安寺に附與せられし古證文等の、眞如寺に預かりありしものは、悉く乘安寺に讓與せしむ。是れ蓋し掛川城主の命なり。乘安寺は、もと總寧寺末なりしが、寛永の頃より、眞如寺に屬したりしを、此頃に至て、總寧寺より訴訟起り、終に再び舊に復したるなり。時に、乘安寺住職を義全といふ。(掛川志稿) ○

定

- 一 御城近所、自然火事之時は、御書院番頭・非番御番衆、並に家來召連罷出、御城中に類火無レ之様可レ申付之、所御門之鑰、攝津守家來令持參、御門を明、御番頭・御番衆家來迄可レ相通之事。
- 一 御加番之面は、兼而相定寄場、家來召連罷出、御城中に於て可レ火移躰は、御城代指圖次第、火本ちかき方へ相越、可レ被レ消火事。
- 一 御定番衆家來は、面面小屋有レ之而、御番所を可レ相守、於町中火事之時は、惣在番之下下迄、一切不レ可レ出レ之、自然前廉より町中に在レ之輩は、早速御城中へ可レ罷歸事。
- 一 町中火事之時、奉公人一切其場出べからず。若於罷越は改レ之、及異儀ば、或討捨或可レ搦捕事。
- 一 御城中に招寄、醫師、其外諸職人之儀、相定之外、各相談吟味之上、御城代・御番頭・御定番、此三人令レ加判札、如前前御門出入仕べし、但、小屋破損修覆之時、所用之諸職人又は醫師等、手形に御番頭裏判、組頭より送迎有レ之而可レ致出入、惣御城中へ出入之儀、可レ爲レ如前事。

- 一所所方より罷越、使者飛脚等之儀、兼而御番頭より申付之、組頭送之札にて出入可仕事。
- 一病人乗物箒にて、御城外へ出候時は、御番頭手形を以可相通之、犯人通之儀も可爲同前、死人は、横内御門より可出之、是亦、御番頭手形にて可相通之事。
- 一御番衆他所罷出歸參之刻限、可爲酉刻已前事。
- 一於町中、犯人捕之節、奉公人一切不可出合、若令違背者、是又、討捨亦は可擲捕之事。
- 一諸奉公人賣買之外、町屋へ罷越、町人、諸職人と入魂仕べからざる事。
- 一欠落者之儀、前廉より町奉行申斷之、其上見出し次第、或討捨或擲捕之儀、彌、可爲如前前之事。

右條條相守之可被及沙汰者也、仍執達如件。

延寶八年閏八月廿八日

(公儀御法度)

此の條目は、備中守・能登守・加賀守・美濃守・雅樂頭連名にて、三枝攝津守・御書院番頭中・本多忠左衛門・長田六左衛門・大久保甚兵衛に宛てたるものなり。○九月七日、前の駿府城代松平豊前守勝易死す。養子小性甲斐守勝以家を繼ぐ。(徳川實記)

駿府前城代松平勝易死

材木十分一番所

豊前守城代となるに及で、安倍郡門屋村より、川上大河内・中河内等の諸村、その役知となりしが、此時豊前守は、門屋村に運上屋を作り、竹木の十分一税を收むる所とせりといふ、即ち今の安西材木十分一番所は、これを移したるものとて、門屋村には今も其の舊跡存するなり。門屋の後には、龍爪山につづく大山にして鼓嶽といひ、平原あり、家康の

鼓嶽古蹟

鯨池

駿府城用水

駿府の慶賀使

故事を傳ふ。慶長の比にや、家康ここに鹿狩して、本陣を此平に据ゑしが、四方の谷間を眼下に見下し、景趣に富めれば、本陣には最もふさはしき所なり。而して此處に登るには、下村の鯨池の西北よりするを便とすとぞ。鯨池のことは已にいふ所ありしが、周りに三十餘町にして、水底深く多く鯉鮒を産し、又、菱を生ずること夥しければ、里民、その實を取て食料とする者あり。里俗云ふ、此池の主は斑牛にして、一眼を損し片目となりしゆゑ、此池に住む魚は一眼小なりと。此の池水は、已に人の知る如く、福田ヶ谷・松富・籠上・井宮・安西等各地を流下して、駿府城の用水となれば、此池は、駿府城に缺くべからざるものなりと、聞くがままを記し置く。(駿河國新編土誌)

○此月、駿府物代八文字屋長兵衛、江戸に出府し、押掛十懸を獻じて、將軍の宣下を賀す。時に、貨物割本よりも、兩替町の新左衛門・吳服町一丁目の與左衛門・孫左衛門等三人も、共に出府して、押掛十五懸を獻じ、以て之を賀す。是れ去る八月征夷大將軍の宣下ありたればなり。ここにいふ押懸は、羈又は面繫なりともいひ、馬の頭より轡にかけて結ぶ飾紐にして、長は房の一尺を合せて二尺七寸、幅六寸五分許あるものなり。押懸は、駿府にては作らず、江戸日本橋通り、馬具師柳屋吉兵衛に作らしむるを例とし、大奉書紙に包み、大熨斗水引をかけ、臺に据ゑて獻するものなるが、將軍の代替ごとに、駿府の獻する祝儀物は、之に定まれるなり。併も駿府の特に將軍の代替を賀するは、駿府の、家康幼時より老後に至るまで、深き因縁あるにより、家綱將軍の時より、江戸幕府の終まで、絶えず行ひしものにて、其時はまた必ず、例として此の押掛を獻じたるものなりとぞ。八文字屋長兵衛は人宿町の人なり。○十一月一日、駿府城の一方に當り、俄に怪雲出でて躩きしが、雲の中央は、筋の如く白くして、白き所に一大星現出せりと。雲の長さは凡そ二町

怪雲

事蹟

許にて、幅は八尺許もありけんが、是より毎夜出現し、凡そ六十餘日に及びて消え失せぬ。此星、日を経るに從て、漸く圓形となり、全く圓形となるに及で遂に消失すとぞ。○三日、長星西に見る。始め白布を引くが如く、數日にして光芒半空に亘り、月季に迄て消ゆ。人之を長寶星といふ。(分類)○此月、駿府筈を生ず。季候夏の如し。(分類)○此歳、遠州濱松城主青山和泉守忠雄、其臣永井隨庵を遣はし、領内各地を巡視せしむ。隨庵到る處に古老と語り、古文書を求め、古蹟を探り、口碑を尋ね、記して以て一篇となし、名けて見聞録といふ。此の地方の故事を研究せんには、好材料といふべきなり。○茲年初めに當り、早馬淨齋といふ者、一年の吉凶を卜し、廣く之を人に告ぐ。聽くもの多くは之を憂ひしといふ。

當年は、世間勝れず、田畑不作に、別けて麥・大豆半吉、萬民衣服求めがたし。正月、雨・雪・霰等降り來るあり。米穀騰り下り是有るべし。二月、雨繁く水出ることあり。然りとはいへども、春・夏旱魃して、未は又雨繁し。六・七月大水出、少し兵亂がましきことあり。大名多く卒去、就中、高位高官、或は貴僧高僧、或は三台家頓死共謂つべし。或は皇后産前後、或は温病して死去する婦人多かるべし。小兒時行病を得て、急に死すべし。九月末、天色に不思議はあるべし。世上に甚だ珍説、時、行るること有るべし。或は流罪の徒、名士多かるべし。或は東西の國に當りて、士民少少むつかしき事之を企つ。訴訟の事あるか。自然四月の七日、八日、十七日、十八日、廿七日、廿八日、此六日の内雨降らば、夏中水出づべし。又云ふ、七月三日、四日、十三日、十四日、廿三日、四日雨降らば、秋中水出づべし。又云ふ、五日、六日、十五、十六、廿五、六日雨降らば、冬中雨降る事多かるべし。又云ふ、十月七・八日、十七・八日、廿七・八日雨降らば、冬中雨・雪降り、五穀賣買高値なるべし。當年は見がたと雖も、大火・司天・少陽相火して泉に在るあり、厥陰風・木化風故油斷成らざる年なり。別て三八丁・三八軒目など住宅の使、用心之れあるべき者なり。時行病は、或は傷害、或は眼病・腫物

の病難之れあるべきか。云云

之を我が嶽南地方に徴するに、南海沿岸の海嘯、人畜の溺死、田畑家屋の損害、駿府城代の死、駿府城邊の怪雲等、聊か其の實現なきにあらず。若し之を廣く天下に徴すれば、畏けれども上皇の崩御も、將軍の薨去もあらせられしなり。○大旱、秋より冬に至る。(續王代一覽)○此頃、駿・遠の、神社佛寺の有する朱印地の石高を見るに、昔に比して増減するもあり、又、依然として舊高を領するものもありしが如し。

- 大早
- 印 神佛の朱
- 一百五十石、駿州久能山德音院。一百石、遠州二諦坊。一百二十五石、遠州鴨江寺。一五十石、遠州奥山方廣寺。一三十五石、遠州萬松山可睡齋。一百五十石、遠州龍川山石雲院。一三十石、豆州修善寺。一三百石、駿府金米山寶臺寺。一三百石、遠州濱松諏訪明神。一五百九十石、遠州一宮。一三百石、遠州濱松五社明神。一千六十九石餘、富士大明神。護國大神、又、護國大菩薩、
- 三百一石大宮司、社人、百五十石寶幢院別當、千六十九石餘の内、五百石新宮左近、百八十石總社宮内、三十六石玄陽坊、百石東流權之佐、百石村岡佐右衛門、百石長門守圖書、五十三石筑地式部、
- 一千二百石、駿州久能東照大權現。一二百五十四石、駿州花倉八幡。一百石、駿州三保明神。一五百三十石、豆州三嶋大明神。一三百石、豆州走湯山權現。

日本の知行高
因云、日本全國の知行高を大別すれば、五百八萬六千四百石は、大身の領する所にして、八百萬千七石は、譜代衆、並に同心に分與し、五百六十一萬六千八百石は、徳川家の一門、及び與力衆に與ふる所なりといふ。城米貯藏 ○近比、諸國處處に、城米貯藏の制行はれしが、之には固き規定ありて、恣に其額を増減するを得ずとぞ。

三千石 豆州三嶋 伊奈 伊織
 千石 駿州蒲原 井本藤右衛門
 一萬石 駿府 渡邊孫介・猪子左太夫
 二千石 駿州田中 酒井日向守忠能
 二千石 遠州掛川 井伊伯耆守直武
 三千石 遠州濱松 青山和泉守忠雄

凡そ鎌倉・室町二幕府の間は、貯穀の制ありしを聞かざれども、江戸幕府に至ては、此制を設け、二條城及び大坂・駿府等の要所に穀物を貯へ、遂に諸藩にも令して、これに倣はしめしが。今此頃の現在に就て、其量を記せば此の如きなり。○濱松城主青山忠雄、金百兩、米五十俵を與へ、遠州敷知郡宇布見村の胞衣塚、並に其の産所の修繕を施さしむ。是れ越前中納言秀康の出生地なり。(里人談) ○此比、新庄民部といふ者あり、幼にして父を失ひ、自ら助くる力なく、母と共に父の故舊を尋ね、駿東郡深澤村に至り、勘兵衛といふ者に頼る。勘兵衛は、之を哀みて厚く母子を養ひ、遂に小倉野を卜して、新に家宅を構へて居らしむ。民部成長して、村上友右衛門と改め、子孫相續ぎて小倉野の長となる。此家もと鎌足の具足・尊氏の母衣・夢窓國師の袈裟・鶉の茶壺等、家寶數多を祕藏せしが、後、池魚の災にかかりて、悉く焼失し、獨だ鎌足の兜の鉢のみを存しければ、之を神體として祀り、鎌足公靈神社と稱す。兜の鉢は、黄金造りと傳へらる。此家由緒あるに似たれども、古記録の徴すべきものなし。(駿河記) ◆九年正月廿八日、征夷大將軍の代替りありしに

宇布見村胞衣塚

村上友右衛門

巡檢使

濱松宿狀

より、例の如く、諸國に巡檢使を派遣せられしが、駿河・遠江の兩國へは、渡邊久助・宮崎七郎右衛門・武藤庄兵衛等、伊豆國へは、有馬宮内・岡田左五郎・駒井右京等命を蒙る。巡檢使至るに及で、悉に民情を視察したる後、尙ほ地方の情況を精査し、各地共に、書に認めて差出さしめられしが、此時、遠州濱松宿の差出したる調書には、斯くありき、曰く、

一本役七拾三人、家數八拾貳軒、庄屋問屋三人、 傳馬町。
 一本役貳拾三人、家數二拾九軒、庄屋貳人、 鹽町。
 貳口合、本役九拾六人、家數百拾一軒、庄屋問屋五人。
 此二町にて、一ヶ月之内、十五日は、御朱印御傳馬、并一切之馬役相勤、殘十五日は、御飛脚・御朱印人足、其外一切歩役相勤、申候。
 一本役五十貳人、家數百軒、庄屋三人、 田町。
 一本役四拾九人、家數九拾六軒、庄屋四人、 肴町。
 一本役貳拾七人、家數貳拾八軒、庄屋二人、 旅籠町。
 三口合、本役百廿八人、家數百貳拾五軒、庄屋九人。
 此三町一ヶ月之内、十五日は、御朱印其外一切之馬役相勤、殘十五日は、御繼飛脚・御朱印人足、一切之歩役、此三町三割相勤、申候。
 五町合、本役百貳拾四人、家數合三百四拾六軒、内拾四軒、庄屋問屋。

飼料

一御傳馬百五拾五匹、内、四拾八疋有馬、百七疋退轉、

馬壹疋に付、一日之飼料覺

一七拾貳文 大豆一升五合 一六拾文 こぬか六升

一百文 かいば五連 一拾三文 あらぬかわら共

一廿八文 薪 一三拾文 沓五足

一廿六文 馬方給分 一四拾五文 馬方飯米

メ三百八拾貳文、壹ケ年メ百三拾六貫四百卅六文、

馬一疋に付、一日之駄賃覺

一貳百文 見付迄 一百十二文 舞坂迄

但、天龍より、舞坂迄付候節は、兩道にて貳百貳拾六文、

右取錢、壹ケ年、メ七拾五貫貳百廿四文、

差引六拾壹貫貳百貳拾四文之損分、

一御傳馬退轉仕候に付、役人共三拾人づつ、兩問屋に六拾人之者共、其上、庄屋共立合、日日各番に相談申候、惣役人貳百廿四人より、日日代物取集め、問屋に積置、村村にて馬を雇、不_レ斷往還御役相勤申候。

一雇馬、壹疋之御役金 一ケ年四兩づつ

一雇人足、壹人之御役金 一ケ年一兩づつ

宿馬の雇用
宿役人の困究

此書にもある如く、有馬の數の、定數の半にも及ばずして、退轉馬の常に多きは、職として、諸物價の高直なるに因るなれども、當時は、尙ほ在在に馬疋多數ありたれば、雇上げの馬ありて、官用を辨ずることは、未だ事を缺くに至らざりけれども、宿役人等の困究に至ては、大方ならざるものありしが如し。然れば屢幕府、並に城主等へ訴へ、救助拜借等のことを哀願したるは、史上に明かなる事實なり。(濱松宿御役町由來書)

風俗變遷

凡そ此の巡檢視といふは、將軍禪代ごとに發遣せらるる例にして、要は、民情風俗を視察せしめらるるにありしが、今、少しく古今風俗の變遷を見るに、天正年中迄は、家に雨戸も無かりしに、此頃は已に小百姓までも、板縁を張り、青疊を敷き並ぶるに至りぬ。天文頃迄は木綿少く、みな麻衣類を着せしが、其頃、木綿一反の代銀は、六七分なりしを、七十年を経たる寛永の頃は、銀二匁になり、正保の頃は銀四五匁となり、此の寛文延寶の頃に至ては、九匁・拾匁となりき。伊勢外宮の御師北條家にある、天正年中の借金證文に、若此金子相濟不_レ申候はば、我等人にて有_レ之間敷候とあるを、此頃、宿驛の、宿馬數を偽り届けて補助を貪り、大小名の通行に、將軍家の葵紋を己が荷物に附けて、運送費を逃れんとするものあるに比せば、人情の變遷推して知るべきにあらずや。豊太閤治世のとき、金借る人なくて、金持ちたる者難澁せしに、此頃にては、金貸屋といふ者出來て、多く貸金せしかば、奸邪の惡黨ならんとて、刑罪ありし事も將軍家譜に見ゆれば、偽にはあらざるべし。又、この頃の風習として、國主鷹野に出で、百姓の家に宿すれば、其夜は、村の頭たるもの、次の間に侍して、終夜炬火して守り居る例なり。又家中の武士、夏日納涼に出づるときは、

加加爪甲斐被罪

赤染の帯しめ、大小を帯し、鎗持をつれ、朋友にも出會することなり。すべて此の寛文・延寶の頃までは、伽羅の油・元結など、未だ無ければ、町人は、五人組に、鬘水入壹ツ、櫛一枚有之、毎朝起て櫛に水付け、髪をかきあげて、觀世紙捻にて髻を括り、それより隣家へ廻しける。百姓は、皆薬科にて括り、士分以上は、糸紐を用ゐたり。(三省録)と驚く者あれども、若し此の變遷を見て驚く人をして、明治大正の風を見しめば、目眩み魂消えんとすらむかし。○二月九日、遠州掛塚の領主、加加爪土佐守直清、封地一萬三千石を收公のうへ、實兄石川若狭守總良に預けらる。養父致仕甲斐守直澄も、亦松平土佐守豊昌に預けらる。先是、直清と書院番成瀬吉右衛門正章と、領邑境界の爭論ありて決せず、遂に上裁を仰ぐに至りけるが、此頃、僉議を遂げらるる及で、嘗て、直清の注記して出だしたる文書に、前後錯誤のあること露現せしのみならず、養父甲斐守直澄は、前に奉行職を務め、制度をも辨へ居る身にありながら、加恩給はりし時、詳かに其の地境をたださずして、鹿略に請取りたるは、僻事の所爲なりとて、痛く嚴怒に觸れたるに因るなり。此時、將軍は、直清を、嚴科にも處せんと思召されけれども、偏に寛典に従て、此命を下されしなりといふ。直清は素より關知せざる所なれども、其後を繼ぎたる者なれば、不問に措き難く、領地をば沒せられしが、また寛宥に従て、此の沙汰ありしなり。又、代官伊奈左門忠利も、領地を引渡さるとき、證據を受取らざりしは、用意足らざるなりとて、同じく采邑を沒收して、上杉彈正大弼朝憲に預けられたり。(徳川實記・廢絶録)

加加爪父子申渡書

加加爪甲斐申渡覺

一成瀬吉右衛門知行所と、加加爪土佐知行野論に付て、被_レ遂_ニ御穿議_一之所、折原村之内、秋山村分郷無

紛段者、被_レ聞召届候、乍_レ然、甲斐拜領地請取之刻、不念成仕形、此度土佐方より出させ候書付、前後相違に候、甲斐儀、前方奉行役をも勤、譯も乍_レ存不届被_レ思召候、依_レ之松平土佐守被_レ成_ニ御預_一者也。

加加爪土佐申渡覺

一今度領分野論に付、被_レ遂_ニ御詮議_一候處、其方此度之書出、前後相違に候、其上、父甲斐儀、最前奉行をも勤候處、領地請取候節、不念成仕形、別而不届被_レ思召候、依_レ之、甲斐儀、松平土佐守御預被_レ成候、其方事者、最前之様子不_レ存候得共、右之仕合に付而、領地被_レ召_ニ上_一之、御用捨を以、兄石川若狭守被_レ成_ニ御預_一者也。

伊奈左門申渡覺

伊奈左門申渡書

一今度、加加爪土佐守、成瀬吉右衛門知行所、野論に付、郷村帳之儀双論候、加加爪甲斐領地相渡候刻、證文をも可_レ取事に候處、不念成仕形被_レ思召候、急度可_レ被_レ仰付候得共、御用捨被_レ遊、上杉彈正大弼被_レ成_ニ御預_一者也。

般若寺

廣樂寺寶物

○廿八日、伊豆國般若院盛算等、江戸に至り、將軍の繼統を賀す。(徳川實記) ○三月十日、遠州佐野郡南西郷村、福田山廣樂寺住職二世良存寂す。年七十八、良存が兄に、壽玄といふ者あり、武州江戸に移り、今戸に一伽藍を創建し、亦廣樂寺と名づけしといふ。廣樂寺什寶に、親鸞上人の畫ける佛像三幅あり、三幅のうち、光明品畫像・三方正面彌陀畫像の二幅は、今なほ存すれども、雲上如來の一幅は、何時ともなく所在を

事蹟

親鸞の畫 失せりといふ。又、宮村道場、及び周智郡京丸にも、同じく親鸞の畫けりと傳ふる佛像あり、各、古色を帯びたれば、親鸞覺知の徒の畫なるべきも、能畫の腕法はなきものと見ゆとぞ。(掛川志稿)

京丸牡丹 秋葉山の麓に、いぬる川といふあり、末は天龍川に落て、船筏の通路あり。此の川上に、京丸といふ小村の片邊り、嶮なる山の腹に、大木二本あり。遠く見渡す所、一本は凡そ四圍、一本は二圍ほどにて、初夏に花を發く。其色白く、徑尺ばかりに見ゆる。外に類すべきものなく、牡丹といへり。近き比、其村の者に出合ひ、是を尋問くに、紛なき牡丹なりとぞ。古への内裏の跡にて、其時の花壇なりと、土俗云傳へり。然れども、浩る深山に、内裏をうつさるべき謂なし。往昔より、寺といふ物も、宗旨といふ事もなく、死亡の者ある時は、土人集て、むかし、親鸞上人自畫の阿彌陀の像を披き、念佛を唱へて葬す。今も猶替事なし。其始いかなる故と云事をしらす。(鹽竈誌)

水窪村御 水窪村に御陵ありと口碑いふ。京丸の内裏と併考ふべし。○十五日、近比、東海道中の疲弊困究は、甚だしきものありしが、幕府その趣を知り、二割増駄賃の制を發せらる。但し、是は唯、一時の救済に出で、今日より、十月晦日までを限り、十一月朔日より、再び延寶三年卯正月の制に復すべき由なり。今、遠州濱松宿より、東西各驛に向ての、駄賃額を知るを得ば、其他、各宿驛間の駄賃額をも類推すべきか。

二割増駄賃

貳割増之覺

濱松の駄賃二割増

一濱松より 見 附 四里七町、本駄賃貳百四拾八文、輕尻百五拾五文。
舞 坂 貳里半拾町、本駄賃百四拾八文、輕尻八拾四文。

此他、しばしば賃錢割増の令を下されしことありしが、年代詳かならず。(濱松宿御役町由來記) ○四月廿一日、

船越村

代官古郡文右衛門、庵原郡を檢地し、四ヶ村新田北矢部・上清水・今原・東坂の村を改稱して、船越村といふ。後人、或は同名なるより、之を昔の船越村と思ふは誤なり。昔の船越村は、高橋と瀬名川との間にありしものなり。

繰船八幡

此に川端の森といふは、上古繰船八幡と唱へて、繰船渡のありし所なりと傳ふ。對岸なる吉川の古宮地を、昔よりクリ崎の森と唱來しなど、併せ考ふれば、強ち附會の説にもあらざるべきか。續船越とは、古くより此國の地名にて、東鑑・曾我物語にも、船越氏の武士出たり。其の地名、當郡のうちにあるしことを思ひ出でて名づけたりとぞ。昔、船越といひし地は、此村のことにあらず。云云 此村は、遠江國大石村といふ所の人來りて、開きし所なりとて、今に、村民大石を氏とするもの多しといふ。(駿河國新風土記) ○六月十日、遠州榛原郡神尾村、無量寺開基某死す。法名を養山是安といふ。此寺の創建時代詳かならずと雖も、

無量寺

開基某の死、今日に在るを以て考ふれば、其の創立も、遠き昔にあらざるを知るべし。(掛川志稿) ○廿二日、越後國高田城主、中將松平光長の家人、永見大藏・荻田主馬を、伊豆國八丈島に、岡嶋壹岐・本多七左衛門を、同國三宅島に、小栗兵庫・小栗重藏・安藤治左衛門を、同國大嶋に配流せらる。(豆州志稿) 此の數人は、光長の老臣、小栗美作が姦計を速に處理せず、主家の家制を、攪亂せしめたるを咎められしなりといふ。初め、小栗美作、代代越後守光長の家の家老として、頗る奢侈につのり、遂に姦曲の所爲も、少なからざるに至れるを、永見大藏・荻田主馬等これを惡み、光長に訴へて美作を罪し、國政を改革せんとせしに、其事收れて成らざりければ、國政ますます亂れて、家臣等數派に分れけるが、中に大藏・主馬の黨は、御爲方と稱し、堅く誓て一味同心し、血判を連ねて、上裁を仰ぐに至りぬ。

高田騒動
伊豆嶋配
流人

然るに、美作巧みに姦計をめぐらし、酒井忠清等權要の人人に媚びて、厚く賄賂しければ、却て美作が勝利となり、御爲方の者は、悉く罪を被るに至りけるが、其時の裁決は、即ち、永見大藏は、今度、小栗美作と、荻田主馬が黨と争論するをも取りしづめず、光長にも申さず、美作が屋敷へ、多人數を遣はし押入らしめ、又、主馬が黨をして盟約をなさしめ、又、其身は召を蒙りて、江戸に参りしにも拘はらず、直に己が居宅に着して、其の黨與を招集し、只管密談せしむる條、主人に對し不届なるを以て、遠流せしむべしと雖も、罪一等を減すとて、松平綱廣にあげられ、荻田主馬は、光長の命をも受けず、大藏等と一味し、徒黨血判をなし、光長參勤の後、一旦罪を謝せし後にも、其の黨與の争論をしづめず、又、光長父子の爲なりとて、申立てし事ども、悉く其請に従はしめし後にも、いよいよ我意を申募りたるにより、切腹を命ずべしと雖も、代代家老たるの故を以て、特に罪一等を減すとて、松平綱近にあげられ、片山外記は、大藏・主馬と心を同じくし、江戸屋敷、並に領内を騷擾せしめし事、光長の吟味を受けて、血判をも致しながら、猶ほ靜謐せしめざるを以て、伊達宗利にあづけられ、中根長左衛門は、留守居の職にありながら、光長にも申さず、大藏と同意し、屋敷在番の者をあつめ、一味の連判をなして、大藏が許に送り、渡邊九十郎は、目付の役義にて、大藏・主馬に荷擔するに依るとて、共に大名に預けらるるといふにありて、各、罪名を定め、罪科に處せられたれば、一時は靜謐に歸したる如く見えたりしが、其實は、内紛ますます甚だしく、家士等の争論は、年を追うて彌、沸騰しける。因て、幕府も之を默視すること能はず、茲年五月二日、目付中根主税正和等を、高田に遣はし、彼の家士等を召出だされしが、昨廿一日、將軍自から裁斷せらるるに及びて、美作

僧一音

が罪狀悉く暴露しければ、今日其の罪科を定め、美作及び小栗大六は、歷年奢侈につのり、不忠のふるまひ少なからずとて、自殺を命ぜられ、美作が異父兄、小姓組番士戸川主水安平は、南部遠江守直政に預けられ、美作が父は、美作と共に、松平越前守綱昌が邸に自殺し、而して大藏・主馬等も亦此の如く、配流の罪に處せられしものなるが、此に口舌に依て、流竄の奇禍を售ひたる一僧あり、其情實に哀むべしとなす。僧名を一音といふ、此頃、越後の藩士等、騒動の事情を演義し、名けて越後記と稱せしが、幕府以て、無根の空言を流傳せりとなし、是をも併せて、八丈嶋に配流せしなり。

高田騒動
始終

高田騒動の始終を按ずるに、小栗美作は、高田城主光長の妹を妻とし、其腹に設けし男子、掃部といふ者を以て、竊かに光長の養子とせんと謀りけるを、永見大藏・荻田主馬等、以て不可とし、遂に藩士の、國事を憂ふる者等と、合して一團となり、美作が邪謀を發き、君に仕へて忠ならず、民を治めて仁ならず、且つ、積年奢侈に耽れる狀を列擧し、光長に見えて之を訴へ、之を一室に幽しけるに、美作元來姦邪讒佞の小人なれば、兼てより斯る事のあらんことを慮り、巧に光長が嫡子、三河守綱國を籠絡し、時の元老酒井雅樂頭忠清、大目付渡邊大隅守綱良などに深く結び、其他の諸有司にも、常に己が財寶を盡して苞苴を行ひ、又能く請謁を進むるにも、心を盡して怠らざりければ、綱國より此事を訴へ、忠清の指揮を請ひける。然るに忠清は素より、美作を信すること深かりければ、綱國の訴を聞きて大に驚き、直ちに裁斷を下し、却て大藏・主馬等、主家を憂ふる者を以て不忠となし、ことごとく幕府に召喚し、將軍の命と稱し、其罪を組織して、大名預となし、光長が家國の事は、總べて美作が意に任せて行はしめける。

初め小栗美作の專横なるや、藩士の憤慨する者ますます多く、遂に分れて二派となり、苟も志ある者は、美作に屈するを屑とせず、騒動は日に月に激しくなりければ、一族の松平大和守・松平上野介等、深く之を

憂ひ、言を盡して慰諭すれども聽かず、邑を捨て職を辭し、國を去て他に遁るる者相踵ぎ、其數已に百人を過ぎけるが、去年五月八日、將軍家綱薨じ、綱吉館林より入て統を繼ぎ、尋で酒井忠清職を免せらるるに及で、高田の藩論は彌、甚だしく、家中の喧擾すること大方ならず、茲年五月に至り、遂に目付派遣の事となりけるに、目付の至るを待て、志士の訴狀を捧げ、美作が虐政を哀訴すること、幾度なりしか知るべからざりしが、此春に至ても、老臣岡嶋壹岐・本多七左衛門等、相共に致仕を請ひし時、光長の何事もなく、直ちに其請を容されしを見て、元來この二人は、共に將軍に拜謁の榮を負へる者なれば、光長の一心を以て、容易く免黜すべきものにあらじとて、書を上り、直に上裁を仰がんと請ふ者さへ出で來にける。將軍も之を聞て、不審少なからず思へけむ、家綱の時、各所に召預けとなりし、大藏・主馬等を召し、又、美作その他在封の家人等をも、數多召し上らしめ、先づ評定所に於て、諸老臣・三奉行等會集のうへ、しばしば鞠問に及ぼしめしが、美作巧みに辯舌を弄び、以て明白に言開き、高田家中の仕置につき、幾度主馬等より詰問すとも、毫も屈する色なく、何れも手形證文、或は、其の當時取りかはしたる、書簡を取付だしつ、一一答へて曰ふ、斯ることもあらんかと、兼て慮る所ありて、斯くは保存し置きたるなり。即ち彼時は、誰より此の證文を送られたり。此時は、誰に此の手形を書かせたり。某事には某某の連判あり。某事には某の書簡あり。苟も事藩中に係ることは、一として我が專斷に出でしものなし。若し毫末も疑ひ給ふ所あらば、請ふ之を見給へと、一一證據を楯として辯明しければ、列座の奉行・頭人・諸役人等、何れも舌を巻きて、感歎せざるもなく、咸な私に以爲らく、深くも未然を考へたる分別者かなと。

阿部正武の奇才

爰に阿部豊後守正武といふ者あり、明決快斷の才幹に富み、議する所、往往人の意表を出でて、人を驚かすこと少なからず、此頃、寺社奉行にて此席に列せしが、主馬は言ふところ、事ごとに屈せられ、美作は辯論ますます揚り、證を援き例を掲げ、滔滔と解説して臆する色なく、列座の諸役も、咸な其の快辯に眩惑し、唯、其の才敏に感ずるのみなるを見、突如美作に問うて曰く、「聞くが如きは、汝の行ふ所には、悉く證據・連判狀の類ありといふ、信に然るか」と、美作曰く、「貴問の如くなり」と、正武聲を勵まして曰く、「然らば汝は、越後守殿に對して、不忠第一の者なり。其故は、其の證文手形を差出したるにて知られたり。能く思ひ見よ、汝若し、汝が主越後守殿・參河守殿の御爲をのみ、第一と心掛け、藩政を行はんに、何の必要ありて、證文手形を取りかはすか、是れ皆な、自己の身を護り、事ある時の、辨疏の料に供せんがため、豫め謀りたる策略にあらずして何ぞや、然らば世にいふ不忠不義も、是より大なるものあるべからず。今余、自己を以て之を譬へんに、日日自己の職務を執るに臨み、相役と事を議し、此事は斯く命すべきか、此事は斯くこそ致さめといふ時、其の返答を、一一手形證文に認め、後まで長く、大切に藏することはなきものなり。又、正當なる道理に従つて下知せんには、誰か異議に及ぶべき。然るに汝は、只今辨解する如く、數多の證文手形を取置て、併も之を大切に祕藏せしは、果して何の心ぞや。是れ全く、主君への忠義をば差措き、一向後日の爲に慮り、自己の保護辨解に供せんが爲の奸謀なり、己が心中、已に一物あるが故に、些些たる小事にも、斯く證據を取りたるにあらずして何ぞや、是にて汝が悪心は顯然たり、然れども尙ほ辨解の辭あらば、隠さず陳述すべし」と、意色共に烈しかり。美作之を聞て、一言をも發する能はずして止みぬ。

將軍の對決

斯くて此月廿一日、將軍自から裁決あるべき由を達せられしが、頓て其日にもなりければ、大廣間の中段に將軍の座を設け、下段には、尾張侯・紀伊侯・水戸侯、并に甲府宰相綱豊等着座し、堀田筑前守正俊執達の役を司り、次に稻葉美濃守正則・大久保加賀守忠明・土屋相摸守政直・板倉内膳正重種、寺社奉行には、松平山城守・水野右衛門太夫、大目附には、彦坂壹岐守・内藤新五郎・坂本右衛門、勘定奉行には、大岡五郎右衛門・彦坂源兵衛・高木善左衛門、其他、譜代の諸大名・諸番頭・諸物頭を始め、諸有司伺公し、西縁には、井伊掃部頭直該・松平讃岐守頼常・松平下總守忠弘・保科重四郎正容、次に小老、小老の後に儒役・小姓・小納戸・中奥のともがら、東縁には奏者頭、并に黒木書院伺公の諸有司、目付・使番、落縁には、阿部豊後守正武着座したり。斯くて越後藩士を預けられたる諸大名は、預かり人を引きて至りしが、其の人人を見れば即ち、松平元千代は永見大藏を、松平出羽守綱近は荻田主馬を、而して松平越前守綱昌は、小栗美作を召連れて入來れるなり。やがて各、定め座に就くや、永見大藏の左右には、寺社奉行水野右衛門大夫忠春・大目付彦坂壹岐守重紹、目付松平孫太夫重良・藤堂主馬良直差添ひ、荻田主馬の左右には、寺社奉行松平山城守忠勝、大目付坂本右衛門佐重治・目付能勢惣十郎元之、土屋市之丞正敬さしそひ、小栗美作の左右には、寺社奉行稻葉丹後守正往・大目付内藤新五郎正方・目付田中孫十郎友明・近藤作左衛門用弘等差添ひ、此輩をして、みな落縁に北面して蹲居せしめける。暫くありて、將軍中段に出づれば、牧野備後守成貞、及び御側小姓・小納戸の輩、その後に伺公せり。已にして、將軍命を筑前守正俊に傳へ、大藏に命じて、美作が奢侈の状を、悉さに陳述せしむ。大藏命を拜し、謹み答へて曰く、「主人光長が家例にて、年年、幕下より、御鷹の鳥を下賜せ

らるるときは、下家司に至るまで會集して、賜を拜せしむること常なるに、去去年の如きは、諸家司は素より、其他にも告げず、獨り美作父子のみ頂戴せり。此事小なりと雖も、亦以て彼が平常の奢侈専横の、一斑を察せらるるに足らんか。仰ぎ希くは、仁慈の恩裁を垂れ給はんことを」と。將軍また正俊に命じ、其言を以て、美作に問はしむ。美作も亦、謹み答へて曰く、「此の如きは、皆な是れ、大藏・主馬等が、嫉心より思ひ僻めたるものなり、今その状を詳かに上陳せんか、即ち其時は、内内にて宴席を開かれたるにて、家長等をも召出されず、獨り愚臣父子のみ殊更に召され、其宴に侍し、款待を蒙りたるにて、同僚の輩を、愚臣が意を以て止めたるにはあらざるなり」と。其言未だ終らざるに、大藏また反問して曰く、「然らば更に問はん、同列の家司等さへ預からざる程の内宴に、何ぞ美作父子のみ、己が家人まで引連れ、憚りを顧みず、恩賜の鳥を頂戴せしめしか」と、更に再び語を改めて曰く、「美作が、巧辯を以て、是非を顛倒すること、概ね此類なり、先日より、屢、評定所に於て、諸有司の前に、陳述したることどもは、寸毫も事の實を飾る所あらざれば、幸に明鑑を垂れさせられて、其の曲直を判じ給ふべし」と、美作之を聞けども、答ふる所なし、因て又、正俊に命じ、主馬をして、美作が姦曲の状を上言せしむ。主馬、謹み答へて曰く、「美作、己が子を以て、主人光長の、養子とせんと謀りたる、其の結構仔細は、已に先日、諸宰臣に聞え上げし所にして、今日更に陳辨すべき所なし。唯、願くは、彼が平日私怨を恣にし、専横跋扈を敢てせし、其の舉動の甚だしかりし状を、詳に察し給はんことをと、將軍また大藏・主馬に問うて曰く、汝等の言の如く、美作が姦曲、さほどまで明かならんには、汝等何ぞ速に、彼の奢侈を、光長に訴へざる、若又、光長聽かずんば、一族に謀る

事

蹟

もよし、免まれ角まれ、家國の安泰ならんやう、鎮靜の策を運らすべきに、彼が姦計の自から發露するまで、
 などが晏然として看過しつる」と。二人共に、謹み答へて曰く、「闊藩みな美作が權威に懼れ、唯、後難を是
 れ慮り、誰あつて其の邪惡を發く者なければ、確證を得ること能はず、而して確證なきものは、未だ急に其
 罪狀を明にする能はず、徒に時を待つて、荏苒今日に至れるは、全く臣等愚蒙の致す所にして、寔に恐懼に
 堪へず」と、將軍、また美作に問うて曰く、「汝獨り、同藩八百有餘の輩に疎せらるるは、何に因るか、汝
 自から其故を知るか」と、美作平伏して曰く、「某未だ同藩に疎せらるるを知らず、況や其因をや、但し、大
 藏・主馬等、先に評定所に出で、諸宰臣に對て答へし所に、主人光長、年老いて懶惰に流れ、政治に倦める
 を俸とし、大小の事みな、某一人にて處理せし如くに言へるは、全く無根の空言に過ぎざれば、憚りながら
 速に明察を垂れ給へ、且つ、某在職の間は、假令些末の小事に屬すと雖も、光長に訴へずして、獨り自から
 權にせしことあらず、彼等自から妬心を制する能はず、評定所のうちをも顧みず、妄りに虚言を構へて、某
 を無實の罪に陥れずんば止まじとの、面色に見受け參らせぬ、仰ぎ冀くは、憐察を垂れ給へ」と、將軍、再び
 大藏・主馬を顧みて曰く、「汝等何ぞ、此の大事に至らざるに先だち、常に美作を戒めて、其心を改めしめざ
 りし」と、二人曰く、「美作は、驕横専恣にして、主人光長の言をだに、曾て用ゐしことなし、況や臣等が言
 をや、若し一言之に及ぶあらば、嘲弄謾罵、次ぐに刑罰を以てする外あるべからず、是を以て、心ならずも
 黙して今に至れるなり」と、將軍、この時、自から大呼して曰く、「今日の案は已に決せり。速に罷立て」と、
 座中震懾せり。因て、諸有司は、各、大藏・主馬・美作等を引立てて退出せしが、明くれば今日、この刑に處

せられたるなり。判決文に曰く、

小栗 美作

松平越前守綱宣へ仰せて切腹 檢使坂本右衛門佐

小栗 大六

松平伊豆守綱政館にして切腹 檢使彦坂壹岐守

永見 大藏

荻田 主馬

右兩人、八丈嶋へ遠流

岡嶋 壹岐

本多 七左衛門

右兩人、三宅嶋へ遠流

小栗 兵庫

同 重藏

安藤 治左衛門

右三人、大嶋へ遠流

御小姓組瀧川長門守組

戸川 主水

是は美作兄なり、是によりて、南部遠江守へ御預なり。

永見大藏は、八丈嶋に到て後、御科書を草して、嶋奉行に差出ししが、其書には斯くいへり。

一越後出入之儀、付、延寶七年未十月十九日、御先代、松平大膳大夫殿へ御預、被_レ仰付、天和元年酉二月、長州より被_レ召出、同三月、江戸差仕、數度御僉議、同六月二十一日、於_レ御前、對決被_レ仰付、翌二十二日、御評定所にて、越後出入之儀、度度御僉議被_レ遊候處、不届被_レ思召候、依_レ之、八丈、遠嶋被_レ仰付之由、内藤出羽守殿被_レ仰渡候、其節、水野右衛門大夫・小栗美作父子、今朝切腹被_レ仰付候間、左様、可_レ相心得之由被_レ仰聞候、拙者無筆故、家來に代筆被_レ爲_レ仕候、以上。

元祿八年亥之七月二十五日

松平越後守家來

本國越後生國豊後

永見大藏 印

家來 濱口源三郎

永見大藏は兵學者なりと、八丈實記には見えたり。尙ほ此の御科書は、園翁交語に據りしが、園翁交語は、八丈嶋地役人、高橋某の筆せしものなり。此他、尙ほ御預或は追放せらるる者多かり。而して越後守光長も、亦所領を沒收せられしといふ。

松平光長
收公せらる

此月廿六日、松平光長を、井伊掃部頭直該がもとに召さしめ、稻葉美濃守正則を上使とし、直該が邸に到り、命を下さしめて曰く、「光長、家國を鎮撫すること能はず、終に家士の騒動に至らしむるに依り、所領を收公し、隠岐守松平

定直に預けられ、其子參河守綱國は、酒井修理大夫忠直の邸に預けられ、水野右衛門大夫忠春を遣はして、父と同じ旨に依り、水野美作守勝種に預けらるる旨を達せしめらる。尋て命を蒙り、京極備中守高豊は、光長を豫州松山に護送し、黒田甲斐守長重は、綱國を備後鞆に護送せしが、各配所に到て後、光長は一萬俵、綱國は三千俵を給せらる。光長は參議忠直の長子にして、家康の曾孫なり。母は、秀忠の女にして、後に高田ノ方と稱せられしは此人なり。元和九年春、忠直配流の厄に遭ひし時、光長僅に九歳にて家を繼ぎ、北庄七十五萬石を領し、寛永元年、高田に移り廿五萬石を領じ、此に至て此難に遭遇せり。(徳川實記・武野燭臺傳訂一語一)

八丈嶋流人
○廿七日、大目付渡邊大隅守綱貞、豆州八丈嶋に流され、男子三人大名預となりしが、是れ高田騒動の際、其の家中、幕府へ上訴の事に立入り、酒井忠清・久世廣之等の旨を受け、小栗美作の姦計を助成せしは、其職を曠らせしなりといふに在りしといふ。(野史) 此外松平大和守直矩・松平上野介近榮等、江戸役人の中にも、彼の騒動に連座せられし者少なからざりき。(徳川實記・豆州志稿)

中之郷長樂寺には、東照大権現の直筆を寶藏せるが、其説を聞くに、天和の始め、松平越後守様御家老、渡邊大隅守。同差添高橋武兵衛、又、永見大藏、同差添濱口源次郎、又、萩田主馬、同差添中川源八郎御召出、御尋有_レ之、八丈嶋へ流罪せられたり。永見大藏は、先代越後守様御子にて、御家老役たり。即ち東照宮のお孫なり。甥越後守御幼年にて、右の始末と聞けり。元祿十四年四月五日死去、法號は、高翁院殿芳譽夢月心大居士とて、中之郷粥倉の際に墓所あり。當時御所持の阿彌陀經一部は、東照宮の御眞筆なるを、奉納ありしといふ。右江戸家老渡邊大隅守綱貞は、其祿三千石と聞く。尙ほ萩田主馬は、元祿十四年四月八日卒す。法名は、萬勝院殿心山常徹大居士と云ふ。墓所は同く粥倉にあり、其墓所は、近頃迄誰も知るものなかりしに、流人青木喜平次(即喜平次、明和八年と云ふ者、常に此事を悲み、人の事にあらず、我も其行末は斯くあらんと、二十四年の間、心を勞し尋れしに、漸く彼所に尋ね當り、其隣地を求め、死亡

粥倉墓地

青木喜平次

の流人残らず改葬なし、塚を立て、僧となつて、有縁無縁の忌日に、香華を捧げて、陰徳を積みぬ、誠に前罪滅しなりと、皆其志に感ず。(爾善交遊)

下田の孝子若思

○九月廿九日、天和と改元あり。○延寶年中、參河の人に中根重勝といふ者あり、伊豆國下田に至り住し、遂に定めて子孫の居となす。重勝子あり、若思といふ。至孝にして能く其父に仕ふ。重勝常に酒を好み、出づる毎に必ず酔ふ。酔へば歸ること必ず晚し。晚ければ燭を點じて出で行き、快く迎へ入れ、會て勞苦を訴ふることなし。一日出でて之を途に迎へしに、父酒に酔ふこと甚だしく、蹣跚踉蹌として歩すること能はず、若思の助け行かんとするを見て、大に罾りつつ、遂に樹下に仆れて睡ることあり、鼾睡の聲雷の如し。時正に盛夏なりければ、蚊虻集り來て之を嘍す、若思之を見るに忍びず、馳せ歸て軒を家に取るに、母を驚かさんことを慮り、父今夜某家に宿せしが、醉客多くして蚊帳の狭きに苦む、故に父は兒と共に、別室に臥せんとするなりと、母に乞うて蚊帳を携へ、再び樹下に至て、之を樹枝に張り、側に侍して看護夜を徹し、曉の頃、宿醉漸く醒むるに及び、父を扶けて漸く家に還れりとぞ。年十三にして父を喪ひ、母に従て江戸に移住し、物徂徠・室鳩巢等に従て學ぶ。最も詩文に妙に、其名世に高し、後明和二年相州浦賀に歿す。年七十二、新瓦・東里文集は、其の著書なり。若思一に若思に作る。(續先哲叢談・孝子彙求) ○三嶋安一といふ者あり、豆州三嶋の人なり。因て氏とす。幕府の醫官となり、法印に敍せられ、號を元眞院と賜はる。當時幕府の醫官に、杉山和一といふ者あり、卓絶奇偉の人なり。勢州津の藩士、父を杉山權右衛門と云ふ 幼にして江戸に至り、鍼科を山瀬琢一に學ぶ。琢一は、其術を京師の入江良明に學び、良明は、其術を父頼明に受け、頼明は、豊太閤の醫官、岡

三嶋安一

土屋氏

田道保に受けたりといふ系統を有し、徳川嚴有公に、大城に召され、後又、常憲公の病に侍し功あり、本所一ツ目を賜ひ、祿五百石を給せられ、大概集・三要集・節用集の三部を著し、鍼法の秘蘊を發揮し、關東總檢校を命ぜられ、肆館を建て、鍼治講習所と稱し、杉山流の一派を始めた人なるが、元眞院は、實に其後を繼ぎたる人にして、鍼科の遂に替者の業となりしも、其始は、實に此に起る。元眞院の弟子に、島浦和田一といふ者あり、亦顯る。(皇國名醫傳後編・三部書序) ○先に延寶七年八月、久留里侯の封を失し、其子主税、封僅に三千石を、遠州周智郡に得るや、森町・森新田・天之宮村・中田村・草ヶ谷村・石川村・粟倉村・上河原村・橋村等、其領に歸しける、因て、土屋主税は、陣屋を森町西脇に築き、以て領土を治する所とせしが、其址は、今尚ほ存せり。當時、陣屋の郷宿を務めしは、伊藤安左衛門といへりとか。○遠州引佐郡奥山村、深奥山方廣寺は、開山無文禪師の四法嗣・九弟子の法繼者の、輪番住職する所なりしが、近頃に至て、法孫殆んど絶えて、其後を襲ぐ者なかりければにや、黄蘗宗の僧の、住職する者あるを見るに至れり。惟ふに此寺も林濟宗の本山なるに、今、黄蘗の僧獨湛師の遺跡の、茲に存するものあるは、(寺記・遠江風土記傳) 之が爲なるか。方廣寺記云、方廣寺は、延寶年中、衆僧斷絶して、黄蘗宗之僧侶住す。故に、獨湛師之遺跡此に存す。云云

森町陣屋

方廣寺

獨湛遺跡

獨湛、方廣寺に登る詩あり、云、

師遊震旦予東渡 兩事依依憶昔情 千古滔滔龍澗水 琅琅猶作誦經聲

登方廣寺

震旦沙門 黄蘗四代 獨湛

嘗て明曆八年十一月の頃、此寺の僧輩、猥りに山林を伐り、濱松城主太田資宗の、檢斷する所となりしこと

方廣寺法
規亂

ありしが、此頃已に法規亂れて行はれざりしか。時に、資宗は其功により、家臣等二人、各、時服二領づつ、幕府より賜はれりといふ。方廣寺は、實に遠州の名刹にして、寺塔の結構も、規模壯麗なりしが、今より二百餘年前、已に廣く天下の淨財を集めて、山門の樓閣を新にせしこともありしなり。然るに、今この衰運を招きしは、寔に歎すべきことにこそ。今、漆桶萬里の筆に成る、化縁疏并に序を掲げて、當時を偲ぶ料とせん。

化縁疏

婆娑世界南瞻部洲、大日本國東海道、遠江州伊那佐郡、井伊保奥山郷、深奥山方廣禪寺山門修造化縁疏並序、住持比丘某敬白、

夫日本寺開山祖無文大和尚、迺

後醍醐天皇庶子也、爲求法、駕商舶、遂嗣古梅、古梅嗣絶學、絶學嗣鐵牛、鐵牛嗣雲岩、雲岩嗣無準、正續師、雖佛有殿有堂、未及山門之經營、唯插一莖草、安寶陁大士之像而已、諸徒努力、今就海内遠近之數十州、扣祖度、求多少之資、所希福海壽山、民安國泰、彼蒼酒三十六之雨、則嘉禾肥、而萬卉各茂長、土工木工石工、山門之樓閣、必見不日之輪奐、人人發無上菩提心、而結等妙之果、其辭曰、

規梅岑安水月道場之主、王氏盡心嚮木盆、償山門經營之資、趙家蒙福、菩薩萬行、如澍甘露、祖度一新、謂回春風、佛法在求、開山祖鼓南遊楫、宗乘相受、正續師奪西華機、月斧星鏡、起廢於是時、碧瓦朱甍、待功於不日、魯擊析、邾所聳也、使遠近投徽音、楚有材、晉實用之、要棟桴、輪奐、(梅花無盡藏)

今又、開山禪師の、此山を開かれし昔を思へば

師諱元選、號無文、京城人也、族後醍醐天皇、母昭慶門院也、元亨三年癸亥生、遷三之廣澤、衆又追尋至、幾及乎三千指、有遠江奥山是榮居士者、行而參謁、扣問已事、師曰、吾求寂寂安樂、欲遠離園闕、居士應諾、云、我本鄉地、深山幽涯、自柴乾水、便信和尚之本意、師領之、居士又如風契、越三歲、應接不暇、有煩厭之意、一日憶著曠昔居士語、至德甲子春、入遠江奥山、乃抑標橫眉不願人、直入千峯萬峯、去者也、林岳幽邃、湖墟霧、眞適終焉之意、作茆茨曰、方廣、地似南岳、以名之。(深奥山方廣開基無文元選禪師行業)

斯る由緒あるに因てなるべし、天正十五年には、畏くも出世勅請を下賜はりしこともありき。

方廣寺

深奥山方廣寺住持職出世之事、所永勅請也、殊專佛法紹隆、宜奉祈、寶祚長久者、依天氣、執達如件。

天正十五年六月廿六日

左中 辨藤原花押

古例和尚禪室

深奥山方廣寺出世勅請之事、彼開山無文和尚者、後醍醐之爲皇子、云云、然者於此山、可有出世之論旨、依懇望、令勅許候、門派上堂永不可有異論候也。

六月廿六日

花押

事蹟

されば、戰國時代の武家も、之を疎にせず、豊太閤は、天正十八年十二月廿六日、寺領四十九石五斗を寄附し、諸役を免許し、徳川家康は、天正八年五十石を寄進せしが、其の印符は、實に斯くなり。

井伊谷奥山方廣寺之事

一山四方境、用木雜木等、濫不可切取事。
但、有ニ用要ニ之時を以、朱印可ニ申付事。

一祠堂物・徳政令ニ免除事、付、門徒中、輪番出仕等、不可有ニ無沙汰事。

一爲ニ無縁所ニ所、可レ如ニ別別、志次第勸進可レ仕レ之、同諸職人如ニ別別、志次第細工可レ仕事、付、門前屋敷四間之事。

右爲ニ祈願所ニ之間、諸事可レ爲レ如ニ近年、守ニ此旨、國家安全勤行等、不可有ニ怠慢ニ者也、仍如レ件。

天正八年九月三日

方廣寺

家

康花押

(方廣寺文書)

小夜中山の狐人の用をなす

勅諭に、朱印に、寶祚長久を祈り奉れ、國家安全の勤行怠る勿れてふ、尊き命を受けながら、自ら守る能はずして、此の衰運に陥りしものは、時勢の然らしむる所か、將又、住僧輩の奉仕に缺くる所あつて然るか。○遠州小夜中山に、一頭の犬あり、偶、一狐の山中を行くを見、馳せ寄て忽ち齧み殺し畢ぬ。其後人あり、狐屍を取て見るに、首に一函の掛かるあり、大和國宇多の某と記せり。因て之を大和に送れりといふ。そも此

源五郎狐

小女郎狐

狐は、如何なるものか、此狐名を源五郎と稱し、常に、大和國宇多の農家、某といふ者に雇はれて、農業を助けけるに、農夫二三人にて爲すべき業を、狐は、一頭にて、速に成し終るなり。是を以て、四隣競て、此狐をしたひ招きけるが、併も此狐、何處より來り、何處へ歸りゆくといふことは、知る者、絶えてなかりけり。或時、關東への飛脚を頼まれ、片道十餘日の道程を、往返僅に七八日にして、恙なく歸來せしことありければ、其後は、しばしば人に雇はれて往來しけるが、此に至て、此害に遇へるは憐むべきなり。又、此頃、伊賀國上野の廣禪寺といふ、曹洞宗の寺に、一疋の狐あり。人これを名けて、小女郎狐といひなせるが、誰いふとはなしに、源五郎狐の妻なりといひあへりけり。常に十二三歳ばかりの小女となり、或時は庫裏に在て、世事を手傳ひ、ある時は門前に出でて、野菜を購ふに、町内の者らも、此の少女の狐なることは、兼ねて知る所なれば、白晝に、豆腐・野菜など買ひ求めて還るを見れば、土地の童子等集り來て、小女郎や小女郎やと囃しけるに、小女郎は、怪みもせず怖れもせず、唯、ふり反り見て、莞爾とするのみなるは、會釋する心にや、また寺に向て返り行くなり。斯くて源五郎の死後、四五年は居りつらんが、遂に行方知らずぞなりぬるとぞ。(諸國里人談) ◆天和元年十一月廿七日、讃州丸龜城主、京極備中守高豊の母の侍女に、井上通といふ者あり、幼より慧敏にして、書を読み、詩を作り、又和歌をも詠ぜしが、此月侯の召により、江戸に下るとて、來つて遠州荒井宿に宿泊せり。通女、この行見聞する所を記して、東海紀行といふ。此日より以後、記す所を見るに、曰く、

東海紀行

二十七日、曉いで行く、けふは潮見坂とて、遠江の灘など見ゆる、いとおもしろき所をこそ過ぐるなどいふめれど、

事蹟

荒井

物へたりたれば、いとよくも見えわかず、高師山、濱名の橋など音に聞きつる、こゝもとにやと覺束なきものから、誰にかは問はん。未の時ばかり、荒井にやどかりて、難波にて賜りし御印、關所に奉りしに、わきあけたる少女と、書きわくべき事をえしらで、ただ女とのみ書きて奉り、扱御印のことばにも、女とのみ有りければ、ゆるし給はで、空しくもとのやどりに歸りぬ。いかに悲しくつらくて、いかでさる事しらざりけん、我身さへ恨しくて

たびころもあら井の關をこえかれて袖による浪身をうらみつ

自經^{ラテ}萬里^ム走^ニ君命^ニ 今日已來^ニ荒井^ノ關^ニ 未^ク識^ラ少長^ノ因^テ袖分^ル 空留^テ旅館^ニ我心^艱

急ぎ使したてて、御印取りかへ給はらんと、難波へいひやる。爰にみなみなととまりて待つ程に、心もとなき事數しらす、我來し方をおもふに、なかしき道も多かりき。かの使いかで怖しきめにやあふらん、やすらかにいつか歸り來んなど、しつころなく思ひつづけらるる。もし事たがうて、是より歸りなば、いかにうからまし、はるばる來しかひも無くやなんど、おもひつづくれれば、そぞろに涙落ちて、燈さへ暗く、おぼゆるに、雨といみじく降りて、よろづ物わびしき、いはん方なし、大路もほどなければ、五更より、旅人うちむれ行くおとして、かれこれよびかはし、馬のいとたからかにいばえて、くつはづらの音などきこえたる、羨しく、ただ何につけても、女の身のさはりおほく、はかなき事ども、今さら取り集めて過すほどに、明暮もおもひわかず。かくて幾日過ぎぬるもしらす、けふは師走の三日に成りぬといふ。いとよく晴れて鮮かなる日のかけ、障子にうつりたるを見て、かかるをり、道ゆかばよかるべきに、心ならぬ宿かなといふ折ふし、使かへり來れり。いとどはやりしなど、くちぐちにいふ聲す。とくいでて見よといふほど、心もとなしや。かぎりなく嬉しき物から、なほいかならむと、胸うちつぶれて、文箱あけたるに、いささかの咎もなく、よく書きかへて賜はれり。かかる苦みおぼしやりたるにやと、其方にむかひて喜ぶ。扱奉りたれば、此たびはたがふ所なければ、とくとくと許さる、いとうれしくて、此程思ひ暮しぬる、心ひらけたる心地して、いそぎ舟にのりぬ。

濱松

風もあらけれど、近きわたりなれば、何ともおもはず、舟よりあがりて、今宵濱松にとまりぬ。なほ今朝の事いひて悦ぶ。此程の事ども、とりどり言ひあへり。

いさめしを袖にはふかくうちよする浪にこたふる濱松のかぜ

彼定家卿の「袖にふけさぞな旅寝のゆめもみじ」といへるを、ふとおもひ出でてかくいへり

四日、五更に出でて、明け離るるほどに、天龍の川舟にてわたる。それよりしはぶきやみに懸りて、ものかくこと、父のいさめければ、筆もとらずなりぬ。

天龍川

思ふに、通女は、去る十六日の頃丸龜を發し、船にて兵庫に向へるものならし。されば其の發端にしていはく、

天のやはらぐ始のとし、霜をふみて、かたき氷にいたる比ほひなれば、年ふる丸龜を、舟よそひして、あづまの方におもむく、難波へとて漕ぎ出る。親はらからよりはじめ、友とせし人など集りあて、ころもでの上ただならぬ理なり。されどかうかしこく恭しき君の召にしたがふなれば、何か別れのかなしからむ。しかのみならず、御いつくしみ有る仰ごとのかすかず、身におはれば、ころもにも堪へざる心地す。かぞいろよくその身をいたせなど、身にしてみて、つたなく愚かなる、心のかぎりを盡さんとぞおもはるる。父親をもてくだり給ふなれば、長き途もうしろやすく、太山によりかかりたるとかやいふなるべし。いつしかとくはだつる心のみさきだちて、こゆるぎのいそぎに、あらし波風をしのぎて出づれば、ただよひながらいと走りゆきて、故郷の方はや遠ざかり、しまがくれ行く、はたあはれなり。杜工部が漕水のことば思ひいださる。浪まくらのつれづれ、そこはかとなき、海のもくづかきあつめて、いささか此たびは取りあへぬ太麻にたむけ、十六日のすぐるころ舟にのりぬ。風はげしくて舟ただよふ。

しるべせよ浪間をわけて行く舟のころしらぬ八重の潮風

事蹟